

法曹人口に関する基礎的資料

1	法曹人口の拡大に至る経緯	1
2	法曹人口の推移	4
(1)	法曹三者の人口の推移	4
(2)	司法試験の合格状況	5
(3)	司法修習終了者の進路別人数	7
(4)	法科大学院志願者数・受験者数，入学定員・入学者数の推移	9
(5)	今後の法曹人口についてのシミュレーション	10
3	弁護士偏在の是正状況	12
(1)	弁護士会別の弁護士数の推移	12
(2)	弁護士過疎・偏在の解消状況	15
ア	都道府県別弁護士1人当たりの人口比較	15
イ	弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷	16
ウ	地方・家庭裁判所支部管内に所在する弁護士数	17
エ	地方裁判所管轄別弁護士1人当たりの人口比較	20
オ	東京都，千葉県，大阪府，兵庫県，宮城県，長崎県における弁護士1人当たりの人口比較	25
(3)	今後の都道府県別弁護士数シミュレーション	31
4	法曹に対する需要	32
(1)	裁判所の事件	32
ア	民事・行政事件，家事事件，刑事事件，少年事件	32
イ	専門的知見を要する事件	36
ウ	平均審理期間	37
エ	民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況	38
オ	遺産分割事件・成年後見関係事件の新受事件の推移	39
カ	遺産分割事件と高齢化率・死亡者数	40
キ	労働審判事件	45
(2)	法律相談等件数	46
ア	法律相談件数の推移	46
イ	法テラス地方事務所における法律相談援助の内訳	47
ウ	労働分野における相談等件数	49
エ	消費生活相談総件数（年度別）	53

(3) 国選弁護人・国選付添人契約弁護士数	54
(4) 法曹の活動領域の拡大状況	55
ア 組織内弁護士数の推移	55
イ 修習期別企業内弁護士数・経験年数別企業内弁護士割合	56
5 司法修習終了者（裁判官及び検察官任官者を除く。）の弁護士登録等状況	57
6 司法修習生考試（二回試験）の合格状況	59
7 諸外国における法曹人口	60
8 隣接法律専門職種の人口の推移	69
9 法科大学院の入学定員等に関する資料	71
(1) 累積合格率別に見た法科大学院の修了者数シミュレーション	71
(2) 法科大学院別司法試験総合格者数・総合格率等	72
(3) 法科大学院の定員・設置数について	74

1 法曹人口の拡大に至る経緯

●司法制度改革審議会意見書（抜粋）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第1 法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16（2004）年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口（1997）については、日本が約20,000人〈法曹1人当たりの国民の数は約6,300人〉、アメリカが約941,000人〈同約290人〉、イギリスが約83,000人〈同約710人〉、ドイツが約111,000人〈同約740人〉、フランスが約36,000人〈同約1,640人〉であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人〈1996-1997〉、イギリスが約4,900人〈バリスタ1996-1997、ソリシタ1998〉、ドイツが約9,800人〈1998〉、フランスが約2,400人〈1997〉である。）。

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14（2002）年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16（2004）年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第2「法曹養成制度の改革」参照）が予定される平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

2. 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

- 全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅に増員すべきである。
- 裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていくべきである。
(以下、略)

(1) 裁判官

裁判所の人的体制の現状を見ると、例えば、裁判官数が足りないことにより、裁判官の負担過多、大型事件等の長期化などの深刻な事態が生じているなどの指摘がある。

前記のとおり、(i)今後、民事訴訟事件の一層の充実・迅速化を図るため、その審理期間をおおむね半減することを目指し、計画審理の推進や証拠収集手続の拡充等の方策を実施する必要がある、(ii)刑事訴訟事件についても、国民参加の制度を新たに導入することとの関係で、審理の一層の充実・迅速化が求められることから、新たな準備手続を創設し、連日的開廷を原則化し、(iii)また、裁判官制度に関する諸改革（後記第5参照）を実現に移さなければならず、(iv)さらに、社会経済情勢の変化等により今後事件数の一層の増加が見込まれるところである。

こうした制度改革等に対応するためには、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員することが不可欠である。

(注) 最高裁判所からは、この点に関して、今後、事件数がおおむね現状どおりで推移するとしても、向後10年程度の期間に500名程度の裁判官の増員が必要となり、更に事件数が増加すれば、それに対応する増員（例えば、民事訴訟事件数が1.3倍になった場合には、約300名ないし400名）が必要であるとの試算が示されている。

(2) 検察官

他方、検察庁の人的体制の現状を見ると、検察官数が足りないことにより、経済事件、警察等第一次捜査機関からの送致事件や告訴・告発事件に十分対応できないという弊害が生じたり、検事が扱うこととされている地方検察庁の事件のうち、比較的軽微な事案を中心としているとはいえ、その多数が副検事に委ねられ、かつ副検事が扱うこととされている区検察庁の事件を検察事務官が扱うという、いわゆる肩代わり現象が生じている旨の指摘もある。

検察が国民の期待に応えその機能・権限を適切かつ十分に果たしうるようにするためには、(i)警察等からの送致事件や告訴・告発事件の捜査体制の充実・強化を図るとともに、(ii)経済事件への対応を強化し、(iii)また、刑事訴訟事件について国民参加の制度を新たに導入すること（後記Ⅳ「国民的基盤の確立」の第1の1.参照）との関係でも、今後、審理の一層の充実・迅速化が求められることとなり、新たな準備手続の創設、連日的開廷の原則化等に十分対応しうるよう、捜査・公判体制の充実を図る必要がある、(iv)検察官制度に関する諸改革（後記第4参照）も実現しなければならない。

こうした制度改革等に対応するためには、全体としての法曹人口の増加を図る中で、検察官を大幅に増員することが不可欠である。

(注) 法務省からは、これらの制度改革等の実現のためには、1,000名程度の検事の増員が必要となるとの意見が示されている。

(3) 裁判所職員、検察庁職員

裁判官、検察官が、十分にその機能・役割を果たしうるためには、いわばスタッフとしてこれを支える裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の体制の充実・強化も不可欠であることから、これら関係職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていく必要がある。

(以下、略)

●司法制度改革推進計画（抜粋）

III 司法制度を支える体制の充実強化

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図るため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。（法務省）

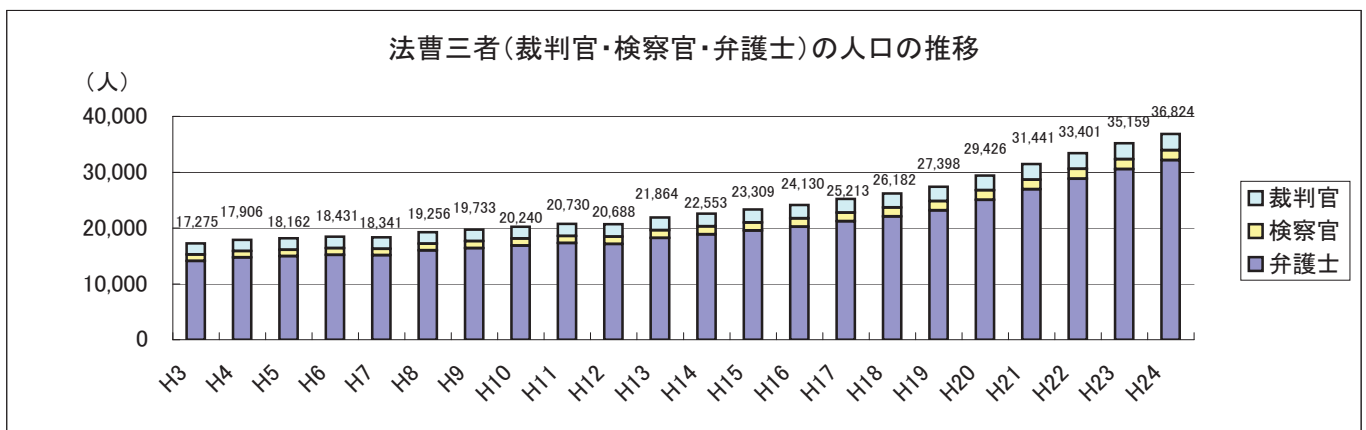
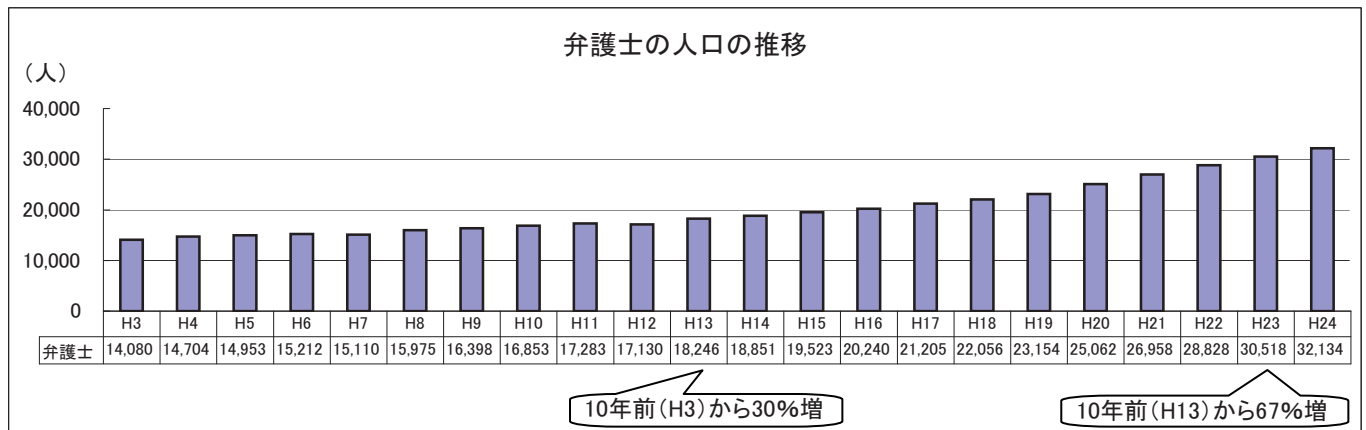
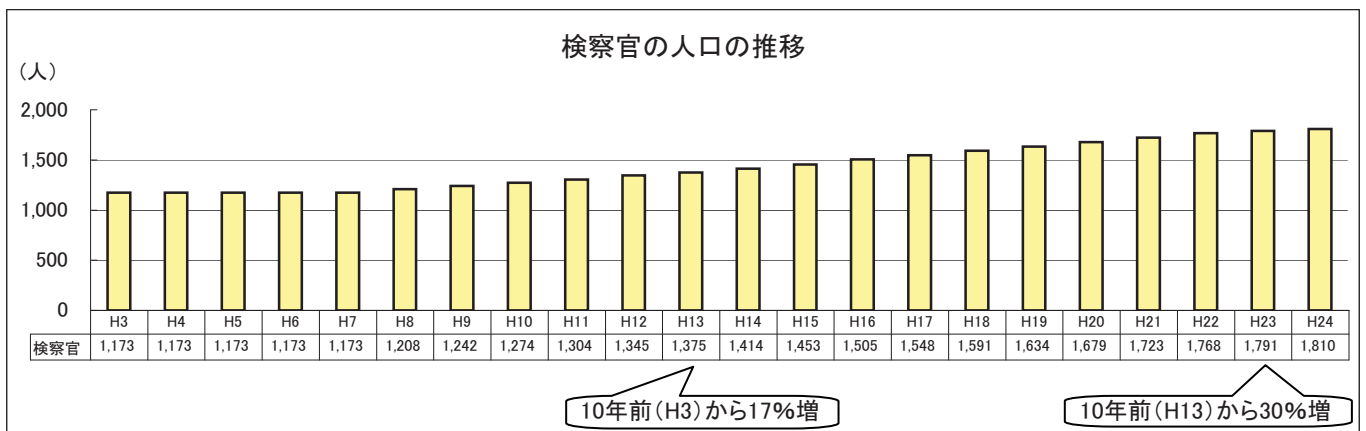
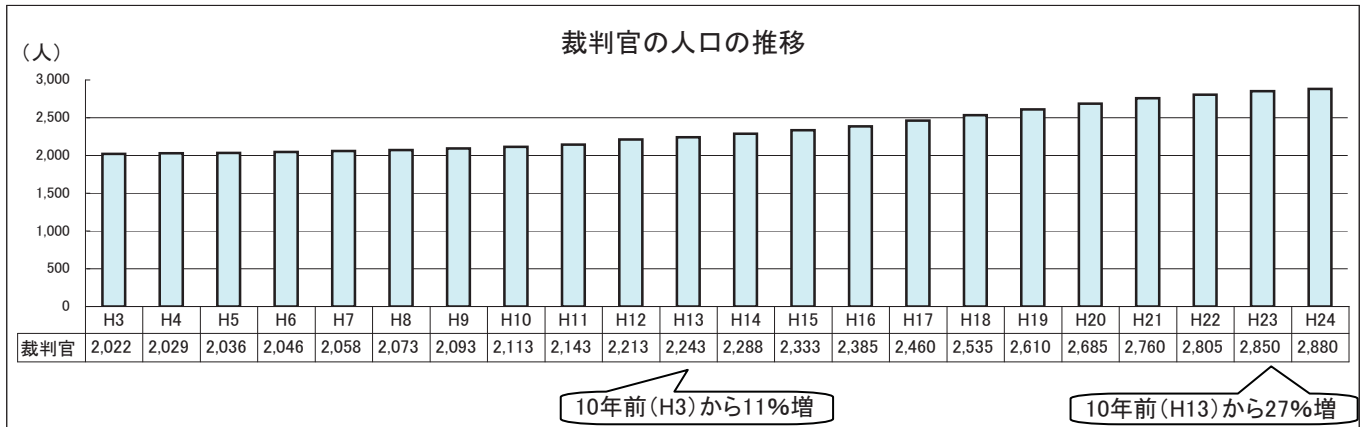
2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

(1) 本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。（法務省）

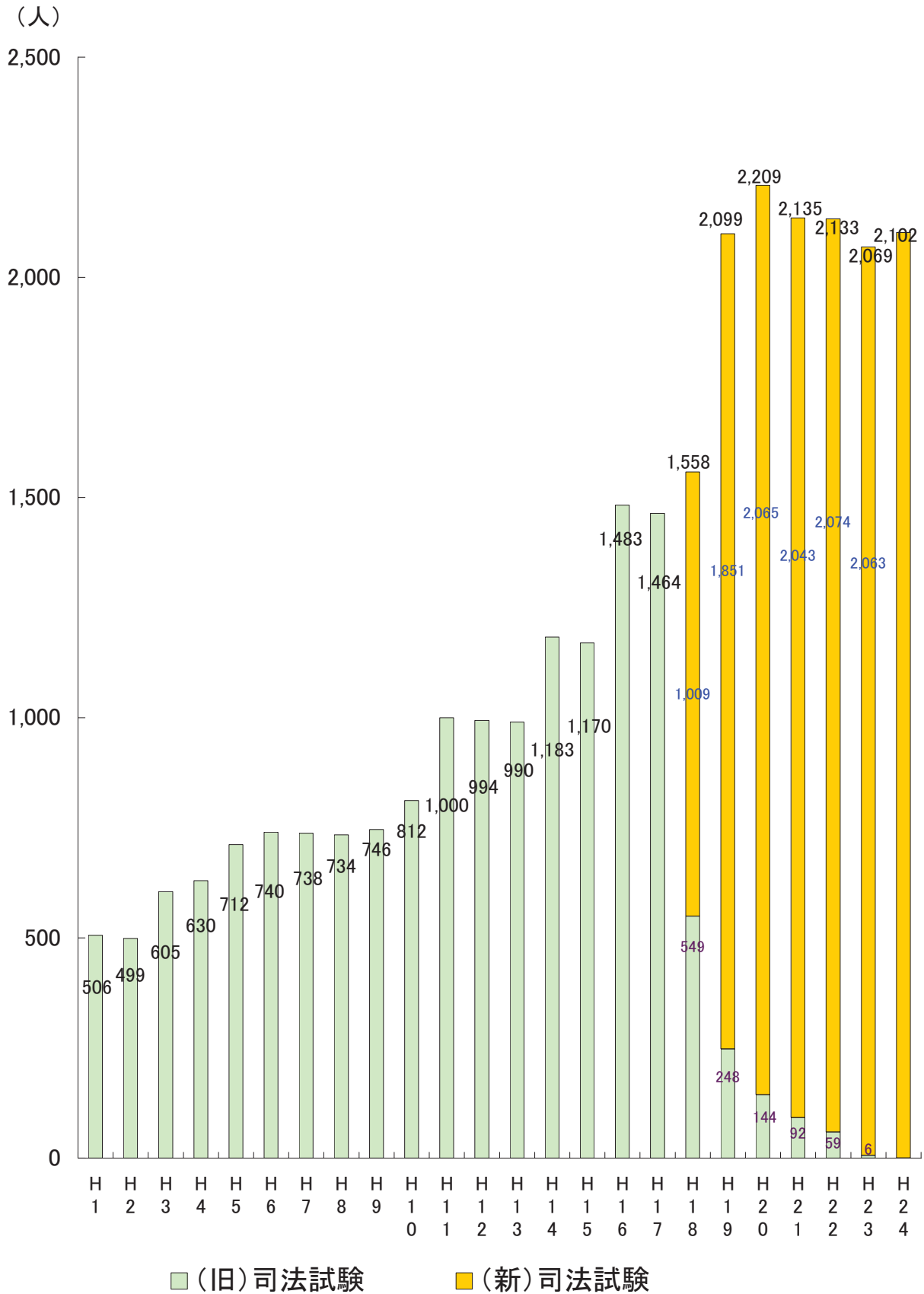
（以下、略）

2 法曹人口の推移

(1) 法曹三者の人口の推移



(2) 司法試験の合格状況



(注)H18~H23については、紫色の数値は(旧)司法試験、青色の数値は(新)司法試験の合格者数である。

(参考) 司法試験制度について

●司法試験法（昭和24年法律第140号）・抜粋

（司法試験の目的等）

第1条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2、3 （略）

（司法試験等の実施）

第7条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

（合格者の決定方法）

第8条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

（司法試験委員会の設置及び所掌事務）

第12条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験及び予備試験を行うこと。

二～四 （略）

3 （略）

（司法試験考査委員等）

第15条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く。

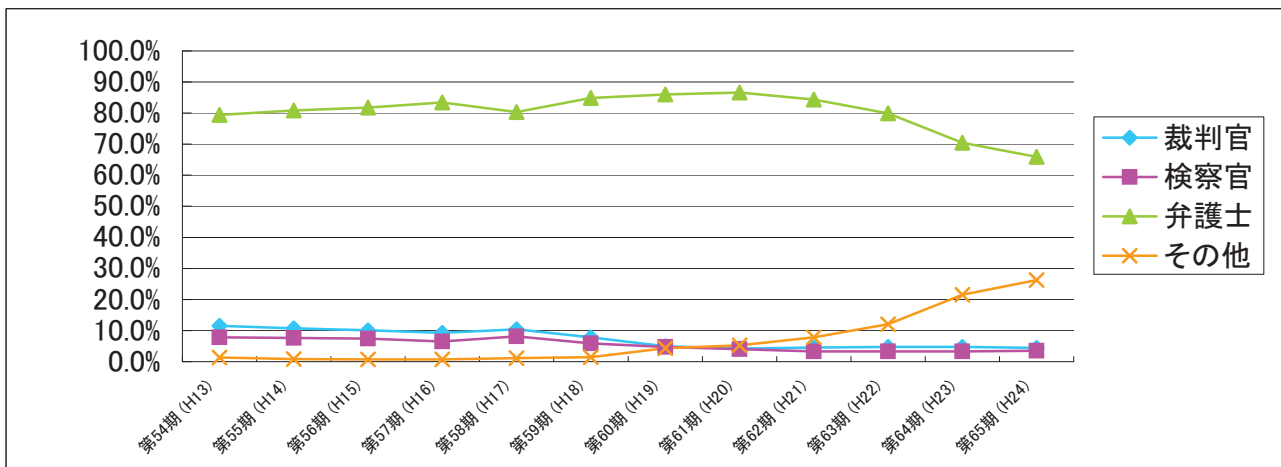
2、3 （略）

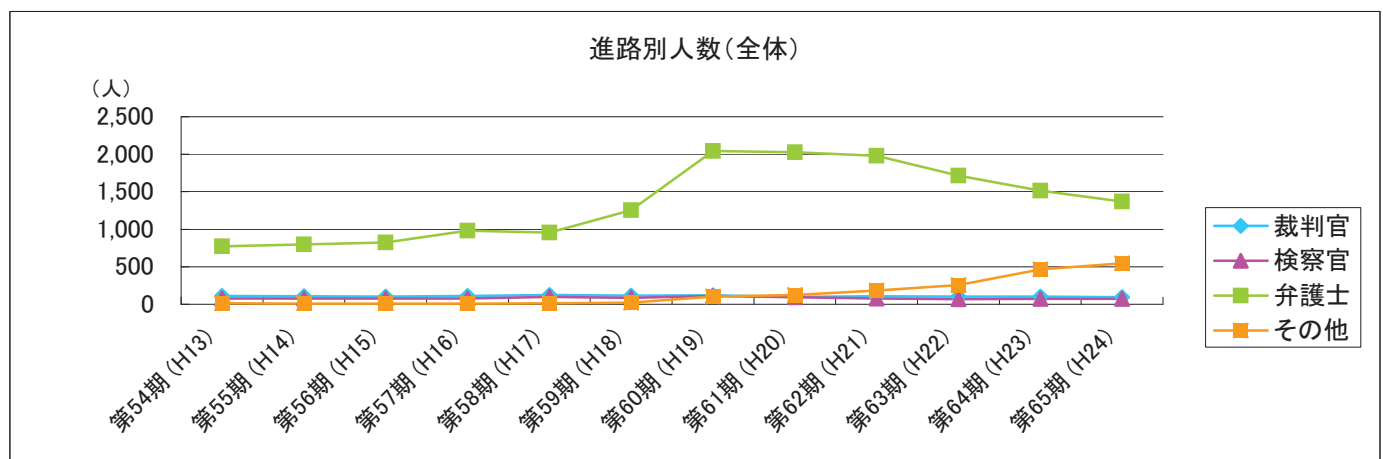
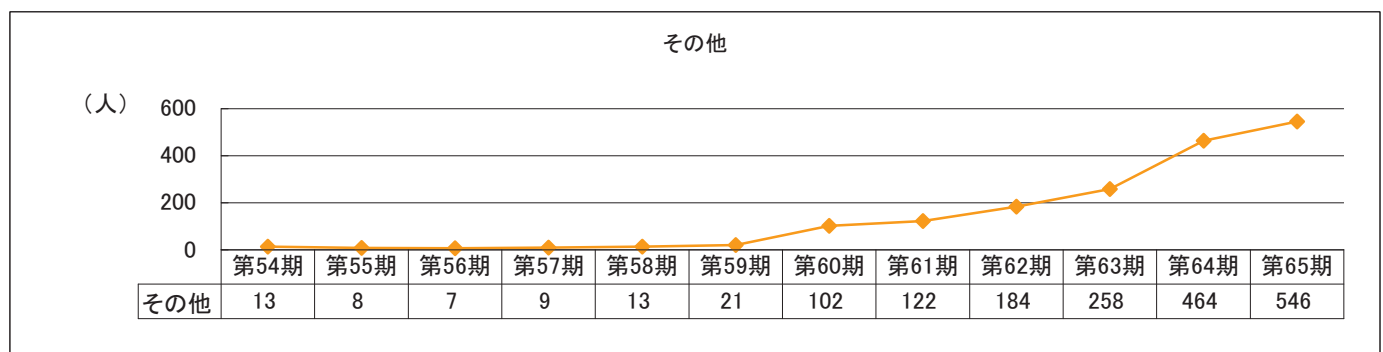
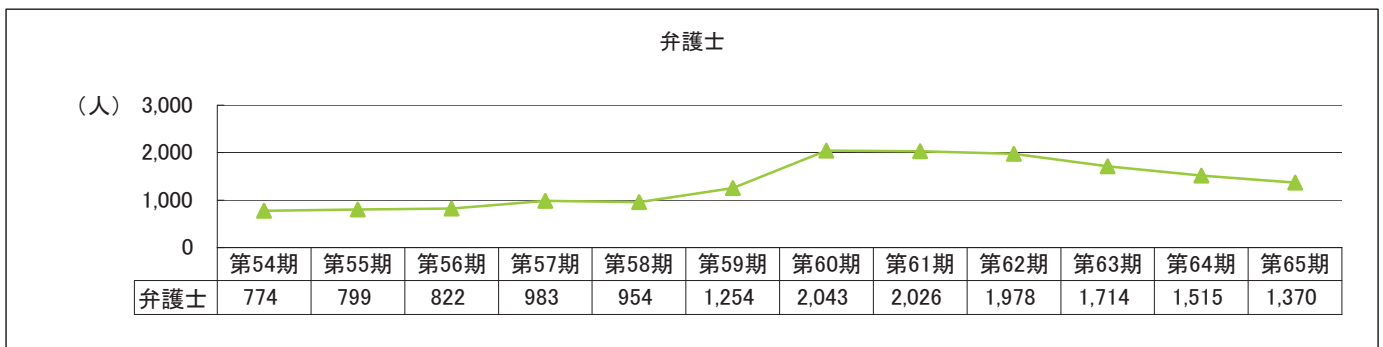
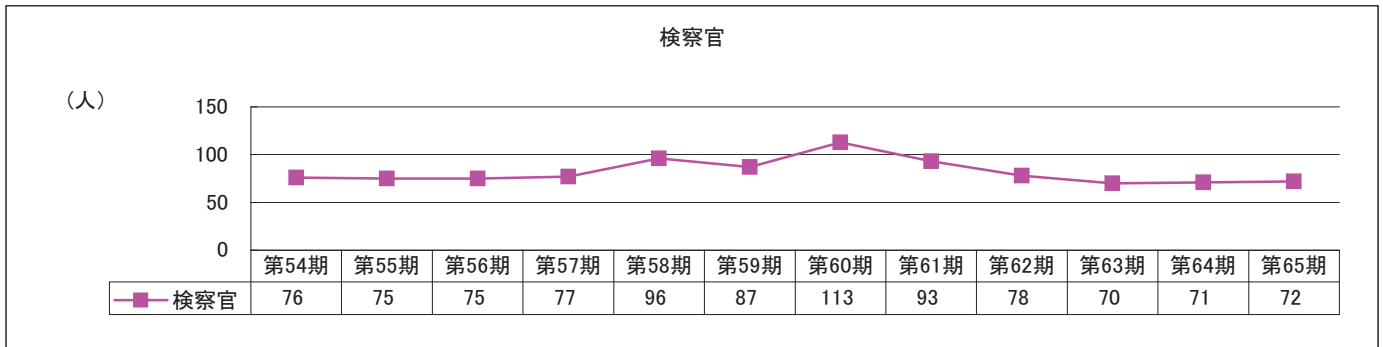
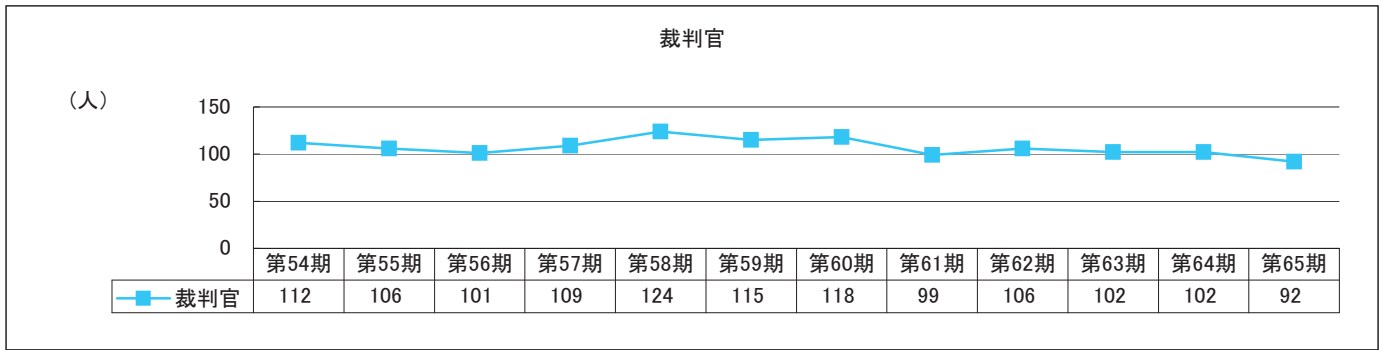
(3) 司法修習終了者の進路別人数

年 (人数) (対総数割合)	第54期 (H13)	第55期 (H14)	第56期 (H15)	第57期 (H16)	第58期 (H17)	第59期 (H18)	第60期 (H19)	第61期 (H20)	第62期 (H21)	第63期 (H22)	第64期 (H23)	第65期 (H24)
裁判官	112	106	101	109	124	115	118	99	106	102	102	92
	11.5%	10.7%	10.0%	9.3%	10.4%	7.8%	5.0%	4.2%	4.5%	4.8%	4.7%	4.4%
検察官	76	75	75	77	96	87	113	93	78	70	71	72
	7.8%	7.6%	7.5%	6.5%	8.1%	5.9%	4.8%	4.0%	3.3%	3.3%	3.3%	3.5%
弁護士	774	799	822	983	954	1,254	2,043	2,026	1,978	1,714	1,515	1,370
	79.4%	80.9%	81.8%	83.4%	80.4%	84.9%	86.0%	86.6%	84.3%	79.9%	70.4%	65.9%
その他	13	8	7	9	13	21	102	122	184	258	464	546
	1.3%	0.8%	0.7%	0.8%	1.1%	1.4%	4.3%	5.2%	7.8%	12.0%	21.6%	26.3%
総数	975	988	1,005	1,178	1,187	1,477	2,376	2,340	2,346	2,144	2,152	2,080

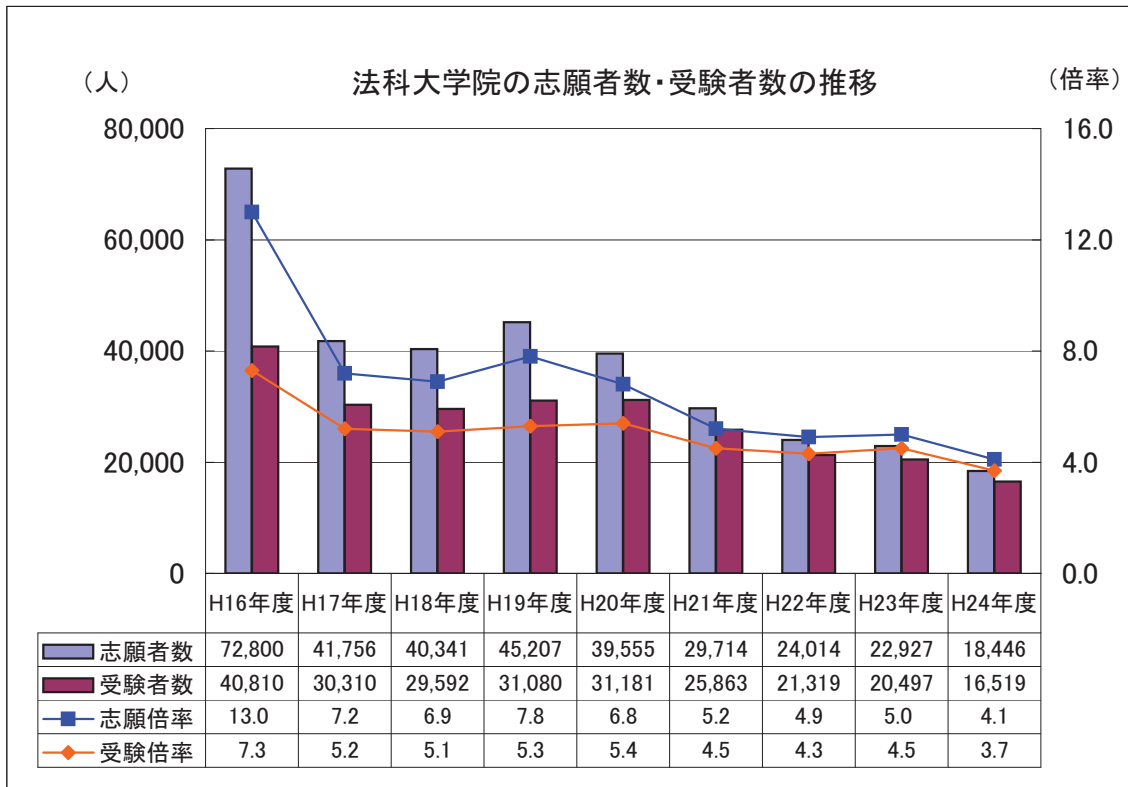
※ 最高裁判所調べ。

- (注) 1 第54期から第59期までは10月終了，第60期から第62期までは9月及び12月終了，第63期以降は8月及び12月終了である。
 2 修習終了直後の数による。
 3 第60期から第65期までは，新司法修習及び現行型司法修習の両方を含む。
 4 「その他」は，司法修習終了者のうち，裁判官・検察官に任官せず，かつ，弁護士としての登録をしなかった者である。





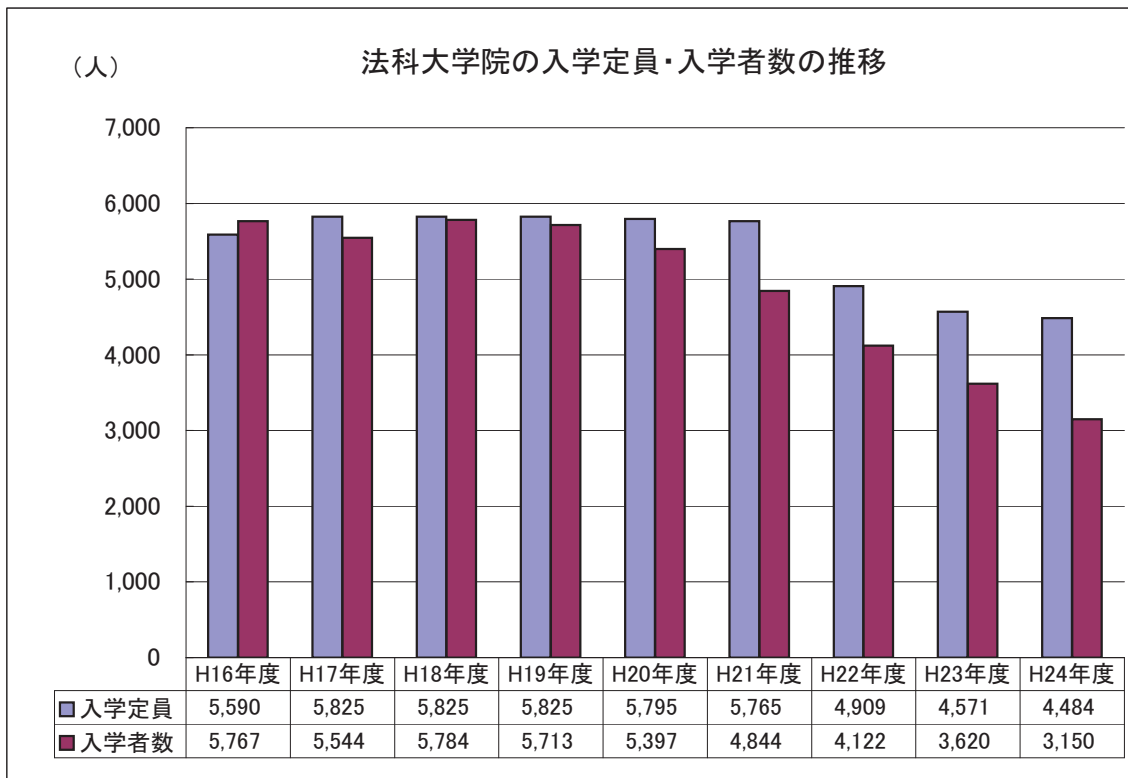
(4) 法科大学院志願者数・受験者数, 入学定員・入学者数の推移



(注)

- 1 「志願者数」とは、各大学における入学者選抜の出願者数の合計値をいう。
- 2 「受験者数」とは、各大学における入学者選抜の受験者数の合計値をいう。

※ 文部科学省公表資料による。



※ 文部科学省公表資料による。

(5) 今後の法曹人口についてのシミュレーション

(単位:人)

	仮定① 平成25年以降司法試験 年間3,000人合格			仮定② 平成25年以降司法試験 年間2,500人合格			仮定③ 平成25年以降司法試験 年間2,000人合格			仮定④ 平成25年以降司法試験 年間1,500人合格			43年前 修習終了者	国民人口推 計
	新規法曹 資格者 (前年の司 法試験合 格者数)	法曹三 者 総人口	法曹1人 当たりの 人口	新規法曹 資格者 (前年の司 法試験合 格者数)	法曹三 者 総人口	法曹1人 当たりの 人口	新規法曹 資格者 (前年の司 法試験合 格者数)	法曹三 者 総人口	法曹1人 当たりの 人口	新規法曹 資格者 (前年の司 法試験合 格者数)	法曹三 者 総人口	法曹1人 当たりの 人口		
平成24年(2012)	2,069	36,824	3,462	2,069	36,824	3,462	2,069	36,824	3,462	2,069	36,824	3,462	516	127,498,000
平成25年(2013)	2,102	38,414	3,313	2,102	38,414	3,313	2,102	38,414	3,313	2,102	38,414	3,313	512	127,247,000
平成26年(2014)	3,000	40,908	3,103	2,500	40,408	3,142	2,000	39,908	3,181	1,500	39,408	3,221	506	126,949,000
平成27年(2015)	3,000	43,413	2,916	2,500	42,413	2,985	2,000	41,413	3,057	1,500	40,413	3,133	495	126,597,000
平成28年(2016)	3,000	45,920	2,748	2,500	44,420	2,841	2,000	42,920	2,940	1,500	41,420	3,047	493	126,193,000
平成29年(2017)	3,000	48,414	2,597	2,500	46,414	2,709	2,000	44,414	2,831	1,500	42,414	2,965	506	125,739,000
平成30年(2018)	3,000	50,871	2,462	2,500	48,371	2,589	2,000	45,871	2,730	1,500	43,371	2,888	543	125,236,000
平成31年(2019)	3,000	53,334	2,338	2,500	50,334	2,477	2,000	47,334	2,634	1,500	44,334	2,812	537	124,689,000
平成32年(2020)	3,000	55,850	2,222	2,500	52,350	2,371	2,000	48,850	2,540	1,500	45,350	2,736	484	124,100,000
平成33年(2021)	3,000	58,387	2,115	2,500	54,387	2,270	2,000	50,387	2,451	1,500	46,387	2,662	463	123,474,000
平成34年(2022)	3,000	60,922	2,016	2,500	56,422	2,177	2,000	51,922	2,365	1,500	47,422	2,590	465	122,813,000
平成35年(2023)	3,000	63,468	1,924	2,500	58,468	2,089	2,000	53,468	2,284	1,500	48,468	2,520	454	122,122,000
平成36年(2024)	3,000	65,984	1,840	2,500	60,484	2,007	2,000	54,984	2,208	1,500	49,484	2,453	484	121,403,000
平成37年(2025)	3,000	68,485	1,762	2,500	62,485	1,931	2,000	56,485	2,136	1,500	50,485	2,390	499	120,659,000
平成38年(2026)	3,000	71,002	1,689	2,500	64,502	1,859	2,000	58,002	2,067	1,500	51,502	2,328	483	119,891,000
平成39年(2027)	3,000	73,566	1,619	2,500	66,566	1,789	2,000	59,566	1,999	1,500	52,566	2,266	436	119,102,000
平成40年(2028)	3,000	76,119	1,554	2,500	68,619	1,724	2,000	61,119	1,935	1,500	53,619	2,206	447	118,293,000
平成45年(2033)	3,000	88,780	1,284	2,500	78,780	1,447	2,000	68,780	1,657	1,500	58,780	1,939	489	113,970,000
平成50年(2038)	3,000	101,033	1,081	2,500	88,533	1,234	2,000	76,033	1,437	1,500	63,533	1,720	633	109,250,000
平成55年(2043)	3,000	111,629	934	2,500	96,629	1,079	2,000	81,629	1,277	1,500	66,629	1,565	1,530	104,253,000
平成60年(2048)	3,000	121,296	817	2,500	103,796	955	2,000	86,296	1,149	1,500	68,796	1,441	1,187	99,131,000
平成65年(2053)	3,000	125,613	748	2,500	105,613	890	2,000	85,613	1,098	1,500	65,613	1,433	2,144	93,993,000
平成70年(2058)	3,000	128,290	692	2,500	106,790	832	2,000	85,290	1,041	1,500	63,790	1,392	H27新規 法曹有 資格者	88,826,000

(注)

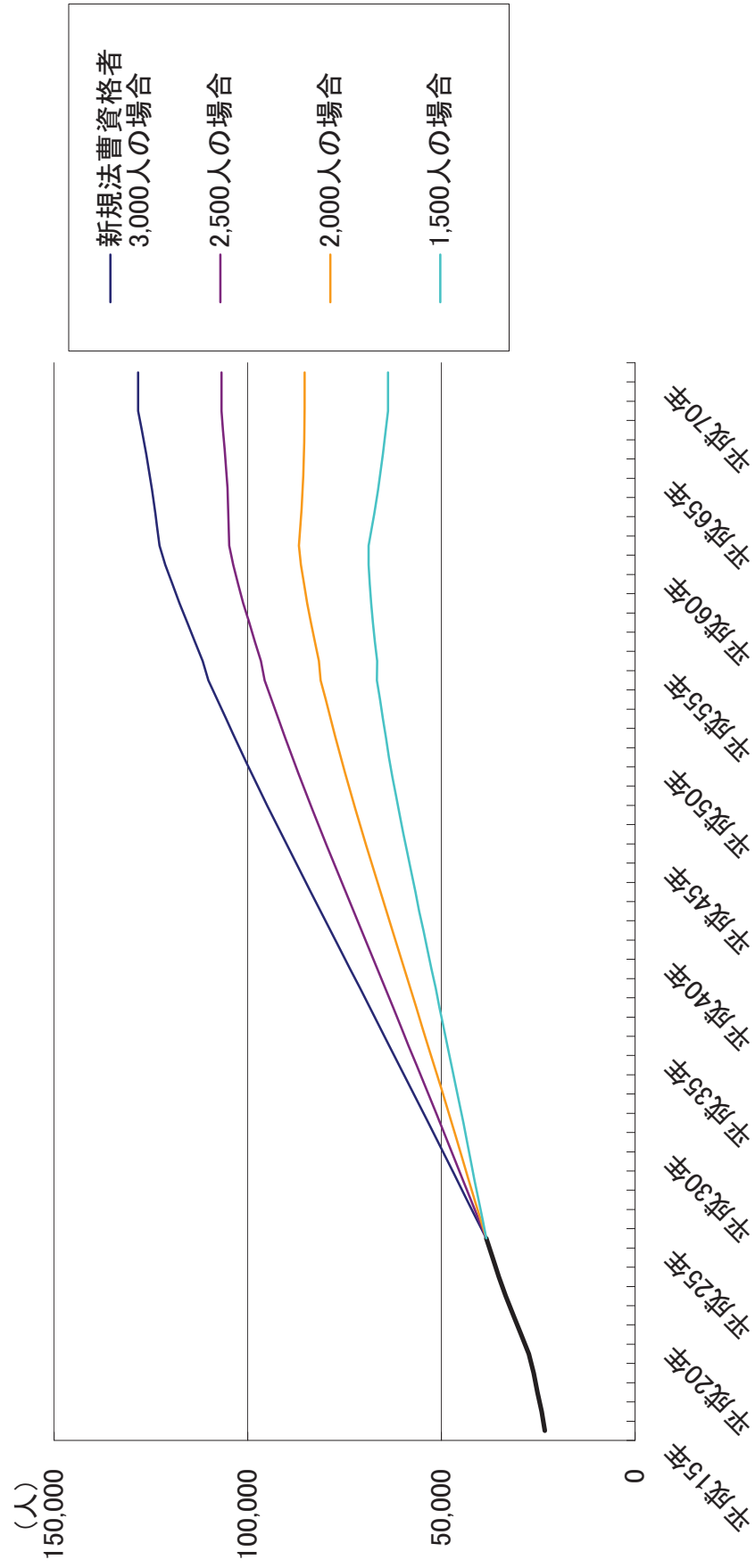
1 法曹三者総人口＝前年の法曹三者総人口＋新規法曹資格者－43年前修習終了者の計算式により算出。

ただし、平成24年は、同年度の裁判官の定員(簡易裁判所判事を除く。)及び検察官の定員(副検事を除く。)並びに同年4月1日現在の弁護士数(正会員数)を加えた数字。

2 法曹資格取得者は、実働期間を43年間として、43年後に法曹でなくなると仮定。

3 国民人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 出生中位(死亡中位)推計」(平成24年1月推計)によるもの。

法曹三者の総人口(平成24年以降はシミュレーション)



3 弁護士偏在の是正状況

(1) 弁護士会別の弁護士数の推移(人数順)

(単位:人)

H14年	
1	東京 4,256
2	大阪 2,633
3	第二東京 2,380
4	第一東京 2,310
5	愛知県 864
6	横浜 737
7	福岡県 610
8	兵庫県 420
9	京都 337
10	札幌 322
11	埼玉 309
12	千葉県 285
13	広島 271
14	静岡県 220
15	仙台 218
16	沖縄 181
17	岡山 173
18	新潟県 127
19	群馬 126
20	長野県 113
21	熊本県 111
22	茨城県 96
23	栃木県 95
24	愛媛 89
25	福島県 88
26	岐阜県 88
27	香川県 85
28	金沢 82
29	奈良 82
30	鹿児島県 79
31	山口県 75
32	三重 73
33	和歌山 69
34	大分県 69
35	長崎県 67
36	山梨県 54
37	高知 53
38	山形県 52
39	徳島 51
40	宮崎県 51
41	富山県 49
42	秋田 48
43	滋賀 47
44	岩手 45
45	福井 42
46	青森県 41
47	佐賀県 38
48	旭川 30
49	釧路 26
50	鳥取県 25
51	函館 24
52	島根県 22
計	18,838

H24年	
1	東京 6,681
2	第二東京 4,293
3	第一東京 4,102
4	大阪 3,854
5	愛知県 1,543
6	横浜 1,293
7	福岡県 987
8	兵庫県 713
9	埼玉 637
10	札幌 634
11	京都 585
12	千葉県 581
13	広島 478
14	静岡県 380
15	仙台 376
16	岡山 313
17	群馬 236
18	沖縄 233
19	新潟県 232
20	熊本県 222
21	茨城県 209
22	長野県 197
23	栃木県 171
24	鹿児島県 166
25	岐阜県 155
26	福島県 154
27	三重 151
28	愛媛 146
29	長崎県 146
30	金沢 140
31	奈良 139
32	香川県 138
33	山口県 133
34	大分県 130
35	滋賀 124
36	和歌山 124
37	宮崎県 111
38	山梨県 102
39	青森県 97
40	岩手 95
41	富山県 94
42	福井 90
43	高知 87
44	佐賀県 86
45	徳島 84
46	山形県 82
47	秋田 70
48	釧路 64
49	旭川 63
50	島根県 63
51	鳥取県 60
52	函館 44
計	32,088

※ 弁護士白書による。

弁護士会別の弁護士数の推移(増加数順)

(単位:人)

	H14年	H24年	10年間の 増加数	比率(H24/H14)
1 東京	4,256	6,681	2,425	157.0%
2 第二東京	2,380	4,293	1,913	180.4%
3 第一東京	2,310	4,102	1,792	177.6%
4 大阪	2,633	3,854	1,221	146.4%
5 愛知県	864	1,543	679	178.6%
6 横浜	737	1,293	556	175.4%
7 福岡県	610	987	377	161.8%
8 埼玉	309	637	328	206.1%
9 札幌	322	634	312	196.9%
10 千葉県	285	581	296	203.9%
11 兵庫県	420	713	293	169.8%
12 京都	337	585	248	173.6%
13 広島	271	478	207	176.4%
14 静岡県	220	380	160	172.7%
15 仙台	218	376	158	172.5%
16 岡山	173	313	140	180.9%
17 茨城県	96	209	113	217.7%
18 熊本県	111	222	111	200.0%
19 群馬	126	236	110	187.3%
20 新潟県	127	232	105	182.7%
21 鹿児島県	79	166	87	210.1%
22 長野県	113	197	84	174.3%
23 長崎県	67	146	79	217.9%
24 三重	73	151	78	206.8%
25 滋賀	47	124	77	263.8%
26 栃木県	95	171	76	180.0%
27 岐阜県	88	155	67	176.1%
28 福島県	88	154	66	175.0%
29 大分県	69	130	61	188.4%
30 宮崎県	51	111	60	217.6%
31 金沢	82	140	58	170.7%
32 山口県	75	133	58	177.3%
33 奈良	82	139	57	169.5%
34 愛媛	89	146	57	164.0%
35 青森県	41	97	56	236.6%
36 和歌山	69	124	55	179.7%
37 香川県	85	138	53	162.4%
38 沖縄	181	233	52	128.7%
39 岩手	45	95	50	211.1%
40 山梨県	54	102	48	188.9%
41 福井	42	90	48	214.3%
42 佐賀県	38	86	48	226.3%
43 富山県	49	94	45	191.8%
44 島根県	22	63	41	286.4%
45 釧路	26	64	38	246.2%
46 鳥取県	25	60	35	240.0%
47 高知	53	87	34	164.2%
48 旭川	30	63	33	210.0%
49 徳島	51	84	33	164.7%
50 山形県	52	82	30	157.7%
51 秋田	48	70	22	145.8%
52 函館	24	44	20	183.3%
計	18,838	32,088	13,250	170.3%

※ 弁護士白書による。

弁護士会別の弁護士数の推移(増加率順)

(単位:人)

	H14年	H24年	10年間の 増加数	比率(H24/H14)
1 島根県	22	63	41	286.4%
2 滋賀	47	124	77	263.8%
3 釧路	26	64	38	246.2%
4 鳥取県	25	60	35	240.0%
5 青森県	41	97	56	236.6%
6 佐賀県	38	86	48	226.3%
7 長崎県	67	146	79	217.9%
8 茨城県	96	209	113	217.7%
9 宮崎県	51	111	60	217.6%
10 福井	42	90	48	214.3%
11 岩手	45	95	50	211.1%
12 鹿児島県	79	166	87	210.1%
13 旭川	30	63	33	210.0%
14 三重	73	151	78	206.8%
15 埼玉	309	637	328	206.1%
16 千葉県	285	581	296	203.9%
17 熊本県	111	222	111	200.0%
18 札幌	322	634	312	196.9%
19 富山県	49	94	45	191.8%
20 山梨県	54	102	48	188.9%
21 大分県	69	130	61	188.4%
22 群馬	126	236	110	187.3%
23 函館	24	44	20	183.3%
24 新潟県	127	232	105	182.7%
25 岡山	173	313	140	180.9%
26 第二東京	2,380	4,293	1,913	180.4%
27 栃木県	95	171	76	180.0%
28 和歌山	69	124	55	179.7%
29 愛知県	864	1,543	679	178.6%
30 第一東京	2,310	4,102	1,792	177.6%
31 山口県	75	133	58	177.3%
32 広島	271	478	207	176.4%
33 岐阜県	88	155	67	176.1%
34 横浜	737	1,293	556	175.4%
35 福島県	88	154	66	175.0%
36 長野県	113	197	84	174.3%
37 京都	337	585	248	173.6%
38 静岡県	220	380	160	172.7%
39 仙台	218	376	158	172.5%
40 金沢	82	140	58	170.7%
41 兵庫県	420	713	293	169.8%
42 奈良	82	139	57	169.5%
43 徳島	51	84	33	164.7%
44 高知	53	87	34	164.2%
45 愛媛	89	146	57	164.0%
46 香川県	85	138	53	162.4%
47 福岡県	610	987	377	161.8%
48 山形県	52	82	30	157.7%
49 東京	4,256	6,681	2,425	157.0%
50 大阪	2,633	3,854	1,221	146.4%
51 秋田	48	70	22	145.8%
52 沖縄	181	233	52	128.7%
計	18,838	32,088	13,250	170.3%

※ 弁護士白書による。

(2) 弁護士過疎・偏在の解消状況

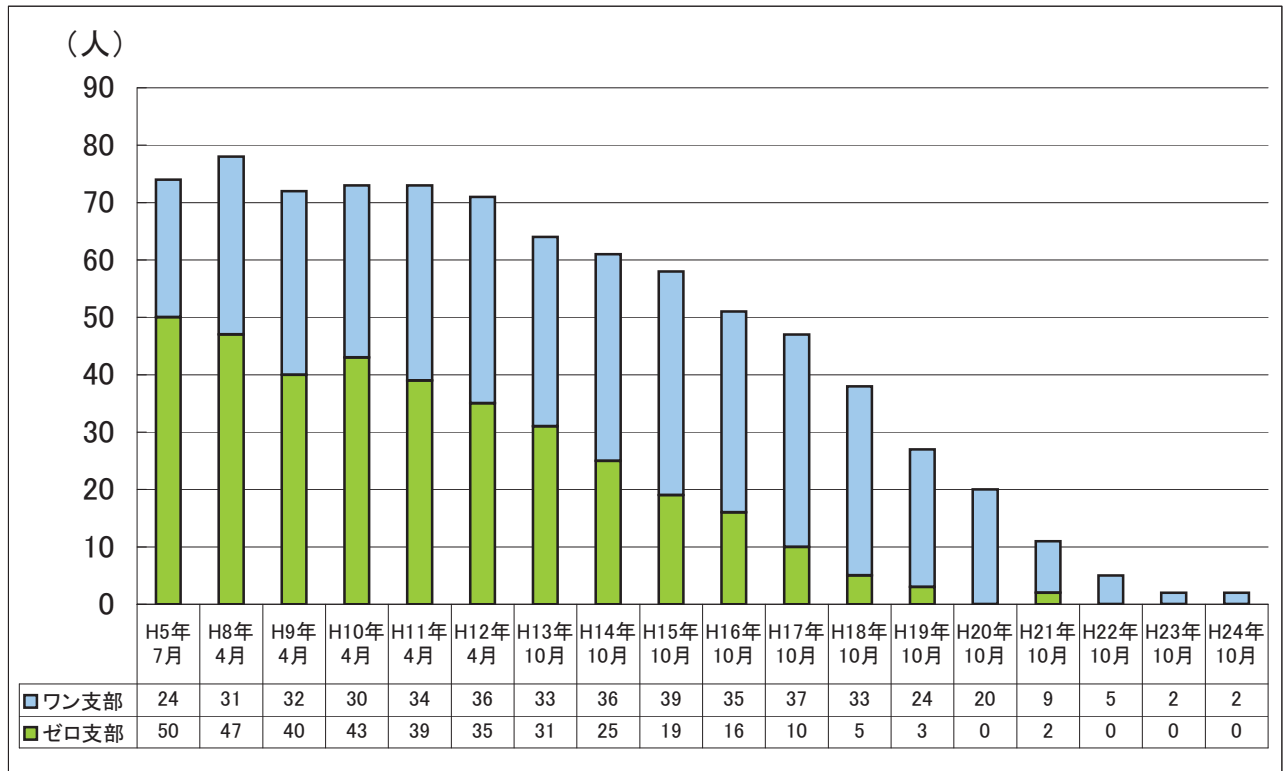
ア 都道府県別弁護士1人当たりの人口比較

	都道府県	弁護士数(人)	人口(千人)	弁護士1人 当たりの人口(人)
1	岩手	80	1,314	16,425
2	茨城	187	2,958	15,818
3	秋田	68	1,075	15,809
4	青森	88	1,363	15,489
5	山形	79	1,161	14,696
6	岐阜	144	2,071	14,382
7	三重	137	1,847	13,482
8	福島	153	1,990	13,007
9	栃木	156	2,000	12,821
10	滋賀	111	1,414	12,739
11	富山	86	1,088	12,651
12	埼玉	577	7,207	12,490
13	島根	59	712	12,068
14	鹿児島	144	1,699	11,799
15	長野	184	2,142	11,641
16	宮崎	98	1,131	11,541
17	千葉	539	6,214	11,529
18	山口	132	1,442	10,924
19	新潟	217	2,362	10,885
20	静岡	350	3,749	10,711
21	鳥取	56	585	10,446
22	徳島	75	780	10,400
23	長崎	137	1,417	10,343
24	佐賀	82	847	10,329
25	奈良	136	1,396	10,265
26	愛媛	141	1,423	10,092
27	高知	79	758	9,595
28	大分	125	1,191	9,528
29	石川	125	1,166	9,328
30	群馬	216	2,001	9,264
31	山梨	93	857	9,215
32	福井	88	803	9,125
33	熊本	205	1,813	8,844
34	兵庫	675	5,582	8,270
35	和歌山	122	995	8,156
36	香川	133	992	7,459
37	神奈川	1,216	9,058	7,449
38	北海道	744	5,486	7,374
39	岡山	300	1,941	6,470
40	宮城	360	2,327	6,464
41	広島	450	2,855	6,344
42	沖縄	227	1,401	6,172
43	福岡	928	5,079	5,473
44	愛知	1,444	7,416	5,136
45	京都	534	2,632	4,929
46	大阪	3,721	8,861	2,381
47	東京	14,517	13,196	909
	全国合計	30,518	127,799	4,188

(注)

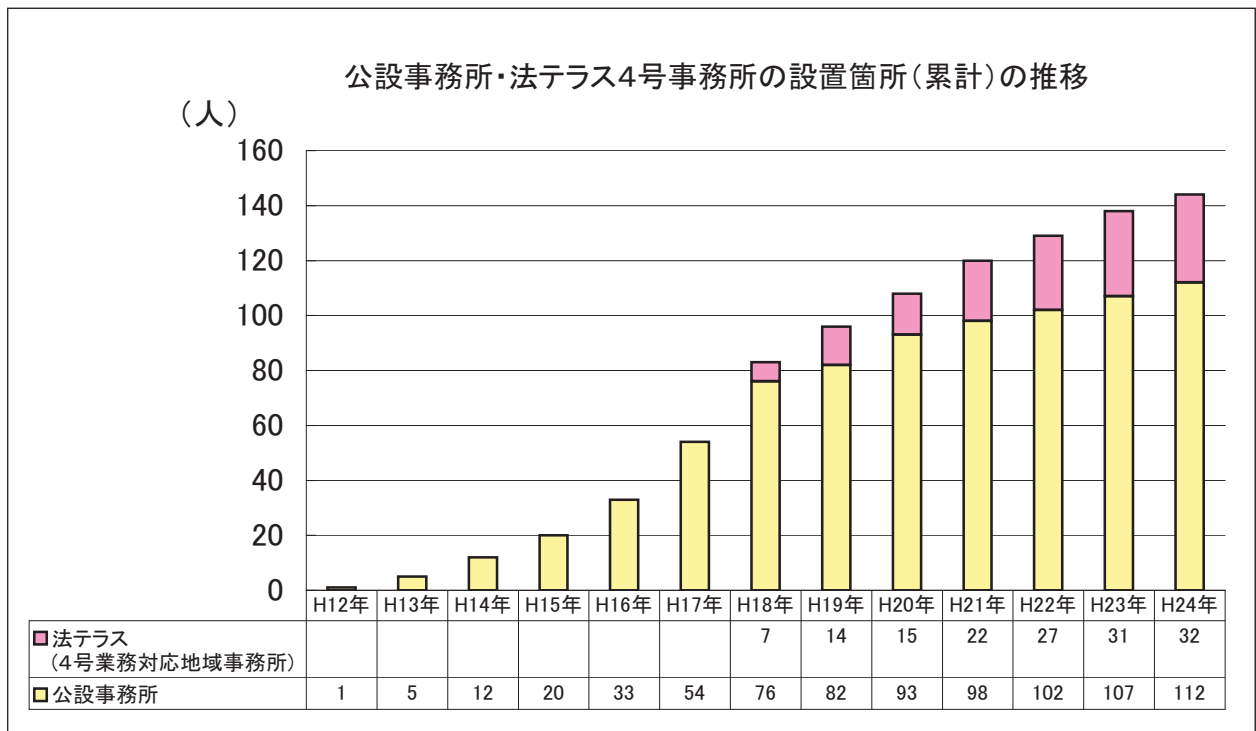
- 1 人口は、総務省統計局「平成23年人口推計」における平成23年10月1日現在。
- 2 弁護士数は、平成23年4月1日現在(弁護士白書)。
- 3 弁護士1人当たりの人口の全国合計値は、全国人口を全国弁護士数で除したものの。
- 4 都道府県人口は、単位未満を四捨五入してあるので、全国合計と書く都道府県の内訳の計は必ずしも一致しない。

イ 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷



※ 弁護士白書による。

(注) 「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。



※ 弁護士白書による。

(注) 「4号業務」(司法過疎対策業務)とは、身近に法律家がいらない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行う業務をいう(総合法律支援法第30条第1項第4号)

ウ 地方・家庭裁判所支部管内に所在する弁護士数(弁護士数順)

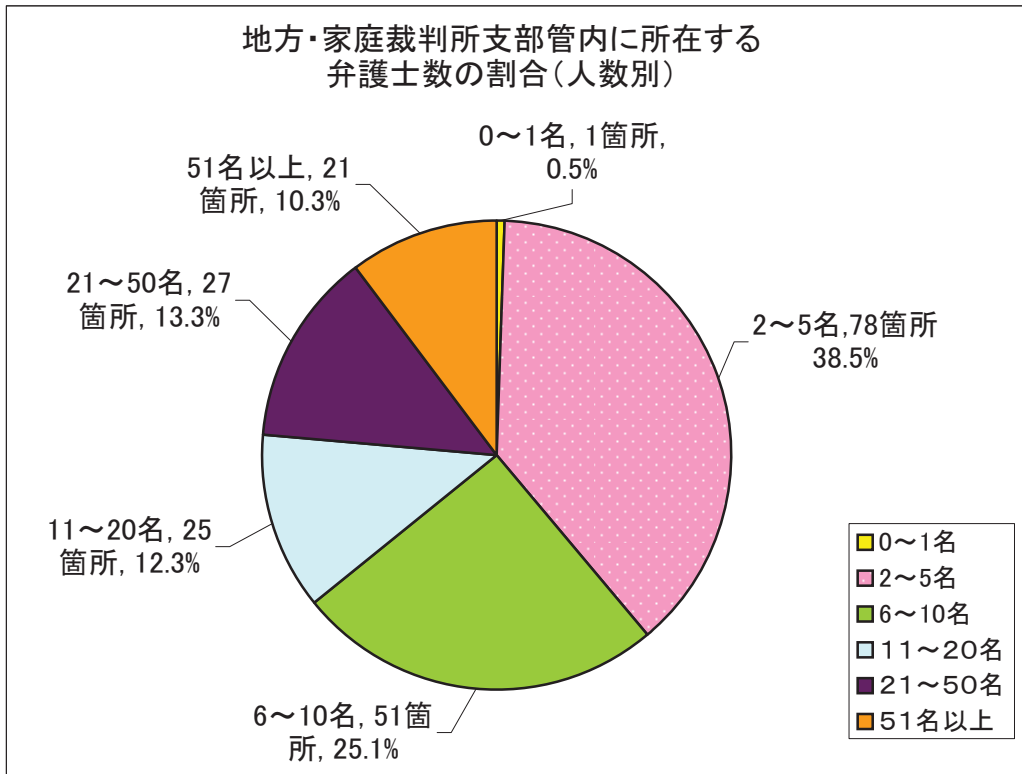
	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
1	東京	立川	535
2	横浜	川崎	178
3	福岡	小倉	151
4	千葉	松戸	113
5	名古屋	岡崎	112
6	さいたま	川越	102
7	横浜	小田原	100
8	静岡	沼津	93
9	前橋	高崎	92
10	静岡	浜松	91
11	神戸	尼崎	84
12	さいたま	越谷	83
13	神戸	姫路	82
14	大阪	堺	79
15	名古屋	豊橋	68
16	福岡	久留米	62
17	横浜	相模原	61
18	さいたま	熊谷	58
19	水戸	土浦	57
20	福島	郡山	55
21	津	四日市	53
22	長野	松本	48
23	広島	福山	48
24	奈良	葛城	42
25	名古屋	一宮	39
26	山口	下関	38
27	横浜	横須賀	35
28	大阪	岸和田	35
29	神戸	伊丹	34
30	新潟	長岡	33
31	大津	彦根	33
32	神戸	明石	32
33	那覇	沖縄	32
34	長崎	佐世保	29
35	静岡	富士	28
36	福島	いわき	26
37	青森	八戸	26
38	名古屋	半田	24
39	水戸	下妻	23
40	宇都宮	栃木	23
41	前橋	太田	23
42	長野	諏訪	23
43	富山	高岡	23
44	鳥取	米子	23
45	釧路	帯広	23
46	水戸	龍ヶ崎	22
47	山口	周南	22
48	岡山	倉敷	21
49	千葉	佐倉	19
50	高松	丸亀	19
51	松山	西条	18

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
52	新潟	高田	17
53	広島	呉	17
54	長崎	大村	17
55	青森	弘前	17
56	松山	今治	17
57	長野	上田	16
58	福岡	飯塚	16
59	千葉	木更津	15
60	岐阜	大垣	15
61	岐阜	多治見	14
62	大分	中津	14
63	長野	佐久	13
64	山口	岩国	13
65	岡山	津山	13
66	宇都宮	足利	12
67	長野	飯田	12
68	和歌山	田辺	11
69	広島	尾道	11
70	佐賀	武雄	11
71	福島	会津若松	11
72	福島	相馬	11
73	松山	宇和島	11
74	長野	伊那	10
75	新潟	三条	10
76	金沢	小松	10
77	山口	宇部	10
78	福岡	大牟田	10
79	佐賀	唐津	10
80	宮崎	都城	10
81	山形	鶴岡	10
82	盛岡	花巻	10
83	盛岡	一関	10
84	札幌	苫小牧	10
85	釧路	北見	10
86	千葉	八日市場	9
87	前橋	桐生	9
88	津	松阪	9
89	岐阜	御嵩	9
90	松江	出雲	9
91	宮崎	延岡	9
92	札幌	小樽	9
93	鳥取	倉吉	8
94	松江	浜田	8
95	熊本	八代	8
96	仙台	古川	8
97	仙台	石巻	8
98	山形	米沢	8
99	千葉	一宮	7
100	宇都宮	大田原	7
101	静岡	下田	7
102	京都	福知山	7

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
103	津	伊賀	7
104	津	伊勢	7
105	岐阜	高山	7
106	福井	敦賀	7
107	福岡	直方	7
108	福島	白河	7
109	山形	酒田	7
110	秋田	大曲	7
111	札幌	室蘭	7
112	新潟	新発田	6
113	新潟	佐渡	6
114	京都	舞鶴	6
115	神戸	柏原	6
116	神戸	社	6
117	神戸	洲本	6
118	金沢	七尾	6
119	熊本	玉名	6
120	鹿児島	加治木	6
121	鹿児島	鹿屋	6
122	秋田	横手	6
123	青森	十和田	6
124	高知	中村	6
125	さいたま	秩父	5
126	千葉	館山	5
127	水戸	麻生	5
128	京都	宮津	5
129	神戸	豊岡	5
130	和歌山	新宮	5
131	広島	三次	5
132	松江	益田	5
133	福岡	田川	5
134	福岡	行橋	5
135	福岡	八女	5
136	鹿児島	名瀬	5
137	鹿児島	川内	5
138	那覇	名護	5
139	那覇	平良	5
140	那覇	石垣	5
141	仙台	大河原	5
142	山形	新庄	5
143	盛岡	二戸	5
144	盛岡	遠野	5
145	秋田	大館	5
146	青森	五所川原	5
147	水戸	日立	4
148	静岡	掛川	4
149	神戸	龍野	4
150	大津	長浜	4
151	富山	魚津	4
152	福岡	柳川	4
153	長崎	島原	4

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
154	大分	日田	4
155	熊本	天草	4
156	仙台	気仙沼	4
157	盛岡	宮古	4
158	盛岡	水沢	4
159	秋田	本荘	4
160	徳島	阿南	4
161	松山	大洲	4
162	宇都宮	真岡	3
163	前橋	沼田	3
164	京都	園部	3
165	福井	武生	3
166	山口	萩	3
167	長崎	平戸	3
168	熊本	阿蘇	3
169	鹿児島	知覧	3
170	仙台	登米	3
171	秋田	能代	3
172	札幌	岩見沢	3
173	札幌	浦河	3
174	旭川	名寄	3
175	旭川	留萌	3
176	釧路	根室	3
177	高松	観音寺	3
178	徳島	美馬	3
179	高知	須崎	3
180	高知	安芸	3
181	千葉	佐原	2
182	甲府	都留	2
183	奈良	五條	2
184	和歌山	御坊	2
185	津	熊野	2
186	岡山	新見	2
187	松江	西郷	2
188	長崎	壱岐	2
189	長崎	五島	2
190	長崎	厳原	2
191	大分	杵築	2
192	大分	竹田	2
193	大分	佐伯	2
194	熊本	山鹿	2
195	熊本	人吉	2
196	宮崎	日南	2
197	札幌	滝川	2
198	札幌	岩内	2
199	函館	江差	2
200	旭川	紋別	2
201	旭川	稚内	2
202	釧路	網走	2
203	金沢	輪島	1

※日弁連調べによる。



エ 地方裁判所管轄別弁護士1人当たりの人口比較

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H17.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
1	本庁	東京本庁	14,449	8,520,000	590
2	本庁	大阪本庁	3737	6,340,000	1,697
3	本庁	名古屋本庁	1296	3,580,000	2,762
4	本庁	神戸本庁	458	1,480,000	3,231
5	本庁	福岡本庁	720	2,410,000	3,347
6	本庁	岡山本庁	277	960,000	3,466
7	本庁	那覇本庁	190	690,000	3,632
8	本庁	京都本庁	571	2,180,000	3,818
9	本庁	札幌本庁	592	2,310,000	3,902
10	本庁	広島本庁	395	1,630,000	4,127
11	本庁	仙台本庁	350	1,460,000	4,171
12	本庁	熊本本庁	197	1,020,000	5,178
13	本庁	鹿児島本庁	142	740,000	5,211
14	本庁	高松本庁	115	600,000	5,217
15	本庁	横浜本庁	924	4,850,000	5,249
16	本庁	金沢本庁	127	710,000	5,591
17	本庁	新潟本庁	160	920,000	5,750
18	本庁	福井本庁	81	480,000	5,926
19	本庁	宮崎本庁	89	540,000	6,067
20	本庁	長崎本庁	88	540,000	6,136
21	支部	高崎	92	580,000	6,304
22	本庁	宇都宮本庁	132	840,000	6,364
23	本庁	大分本庁	108	690,000	6,389
24	本庁	千葉本庁	417	2,740,000	6,571
25	支部	久留米	62	410,000	6,613
26	本庁	松山本庁	97	650,000	6,701
27	本庁	山口本庁	48	330,000	6,875
28	本庁	和歌山本庁	109	750,000	6,881
29	本庁	甲府本庁	100	690,000	6,900
30	本庁	前橋本庁	110	770,000	7,000
31	本庁	津本庁	73	530,000	7,260
32	本庁	富山本庁	69	510,000	7,391
33	本庁	高知本庁	73	540,000	7,397
34	支部	川崎	178	1,330,000	7,472
35	本庁	長野本庁	77	580,000	7,532
36	支部	小倉	151	1,140,000	7,550
37	支部	立川	535	4,060,000	7,589
38	本庁	佐賀本庁	63	480,000	7,619
39	支部	下関	38	290,000	7,632
40	本庁	徳島本庁	77	600,000	7,792
41	本庁	奈良本庁	99	790,000	7,980
42	本庁	静岡本庁	151	1,220,000	8,079
43	本庁	松江本庁	39	320,000	8,205
44	本庁	さいたま本庁	390	3,310,000	8,487
45	支部	沼津	93	790,000	8,495
46	本庁	鳥取本庁	29	250,000	8,621
47	本庁	盛岡本庁	56	490,000	8,750
48	本庁	岐阜本庁	110	970,000	8,818
49	本庁	水戸本庁	100	890,000	8,900
50	支部	諏訪	23	210,000	9,130
51	本庁	秋田本庁	46	430,000	9,348
52	本庁	大津本庁	88	830,000	9,432
53	本庁	旭川本庁	53	500,000	9,434

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H17.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
54	支部	郡山	55	550,000	10,000
55	本庁	釧路本庁	26	260,000	10,000
56	支部	石垣	5	50,000	10,000
57	支部	平良	5	50,000	10,000
58	支部	西郷	2	20,000	10,000
59	支部	土浦	57	590,000	10,351
60	支部	今治	17	180,000	10,588
61	本庁	山形本庁	54	580,000	10,741
62	支部	福山	48	520,000	10,833
63	支部	米子	23	250,000	10,870
64	本庁	福島本庁	44	480,000	10,909
65	支部	相馬	11	120,000	10,909
66	支部	四日市	53	580,000	10,943
67	支部	松本	48	530,000	11,042
68	本庁	青森本庁	44	490,000	11,136
69	支部	豊橋	68	770,000	11,324
70	支部	佐世保	29	330,000	11,379
71	支部	下田	7	80,000	11,429
72	本庁	函館本庁	42	480,000	11,429
73	支部	八戸	26	300,000	11,538
74	支部	佐渡	6	70,000	11,667
75	支部	彦根	33	390,000	11,818
76	支部	周南	22	260,000	11,818
77	支部	飯塚	16	190,000	11,875
78	支部	新宮	5	60,000	12,000
79	支部	尼崎	84	1,020,000	12,143
80	支部	小田原	100	1,220,000	12,200
81	支部	松戸	113	1,390,000	12,301
82	支部	浜松	91	1,120,000	12,308
83	支部	中津	14	180,000	12,857
84	支部	葛城	42	540,000	12,857
85	支部	富士	28	370,000	13,214
86	支部	姫路	82	1,110,000	13,537
87	支部	岡崎	112	1,520,000	13,571
88	支部	相模原	61	830,000	13,607
89	支部	越谷	83	1,130,000	13,614
90	支部	沖繩	32	440,000	13,750
91	支部	倉吉	8	110,000	13,750
92	支部	浜田	8	110,000	13,750
93	支部	唐津	10	140,000	14,000
94	支部	益田	5	70,000	14,000
95	支部	大村	17	240,000	14,118
96	支部	丸亀	19	270,000	14,211
97	支部	田辺	11	160,000	14,545
98	支部	大牟田	10	150,000	15,000
99	支部	飯田	12	180,000	15,000
100	支部	江差	2	30,000	15,000
101	支部	鶴岡	10	150,000	15,000
102	支部	熊谷	58	870,000	15,000
103	支部	舞鶴	6	90,000	15,000
104	支部	壱岐	2	30,000	15,000
105	支部	帯広	23	350,000	15,217
106	支部	川越	102	1,620,000	15,882
107	支部	佐久	13	210,000	16,154
108	支部	横須賀	35	570,000	16,286

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H17.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
109	支部	宇和島	11	180,000	16,364
110	支部	いわき	26	430,000	16,538
111	支部	明石	32	530,000	16,563
112	支部	中村	6	100,000	16,667
113	支部	留萌	3	50,000	16,667
114	支部	直方	7	120,000	17,143
115	支部	福知山	7	120,000	17,143
116	支部	太田	23	400,000	17,391
117	支部	高田	17	300,000	17,647
118	支部	伊丹	34	600,000	17,647
119	支部	弘前	17	300,000	17,647
120	支部	新庄	5	90,000	18,000
121	支部	遠野	5	90,000	18,000
122	支部	上田	16	290,000	18,125
123	支部	龍ヶ崎	22	400,000	18,182
124	支部	西条	18	330,000	18,333
125	支部	栃木	23	430,000	18,696
126	支部	呉	17	320,000	18,824
127	支部	伊那	10	190,000	19,000
128	支部	岩国	13	250,000	19,231
129	支部	津山	13	250,000	19,231
130	支部	新見	2	40,000	20,000
131	支部	巖原	2	40,000	20,000
132	支部	柏原	6	120,000	20,000
133	支部	安芸	3	60,000	20,000
134	支部	小樽	9	180,000	20,000
135	支部	苫小牧	10	200,000	20,000
136	支部	桐生	9	180,000	20,000
137	支部	一宮(名古屋)	39	780,000	20,000
138	支部	北見	10	200,000	20,000
139	支部	紋別	2	40,000	20,000
140	支部	阿蘇	3	60,000	20,000
141	支部	長岡	33	670,000	20,303
142	支部	高岡	23	470,000	20,435
143	支部	堺	79	1,620,000	20,506
144	支部	花巻	10	210,000	21,000
145	支部	三条	10	210,000	21,000
146	支部	木更津	15	320,000	21,333
147	支部	大曲	7	150,000	21,429
148	支部	敦賀	7	150,000	21,429
149	支部	一関	10	220,000	22,000
150	支部	宮津	5	110,000	22,000
151	支部	秩父	5	110,000	22,000
152	支部	武雄	11	250,000	22,727
153	支部	酒田	7	160,000	22,857
154	支部	平戸	3	70,000	23,333
155	支部	足利	12	280,000	23,333
156	支部	出雲	9	210,000	23,333
157	支部	七尾	6	140,000	23,333
158	支部	小松	10	240,000	24,000
159	支部	高山	7	170,000	24,286
160	支部	尾道	11	270,000	24,545
161	支部	岸和田	35	860,000	24,571
162	支部	気仙沼	4	100,000	25,000
163	支部	半田	24	600,000	25,000

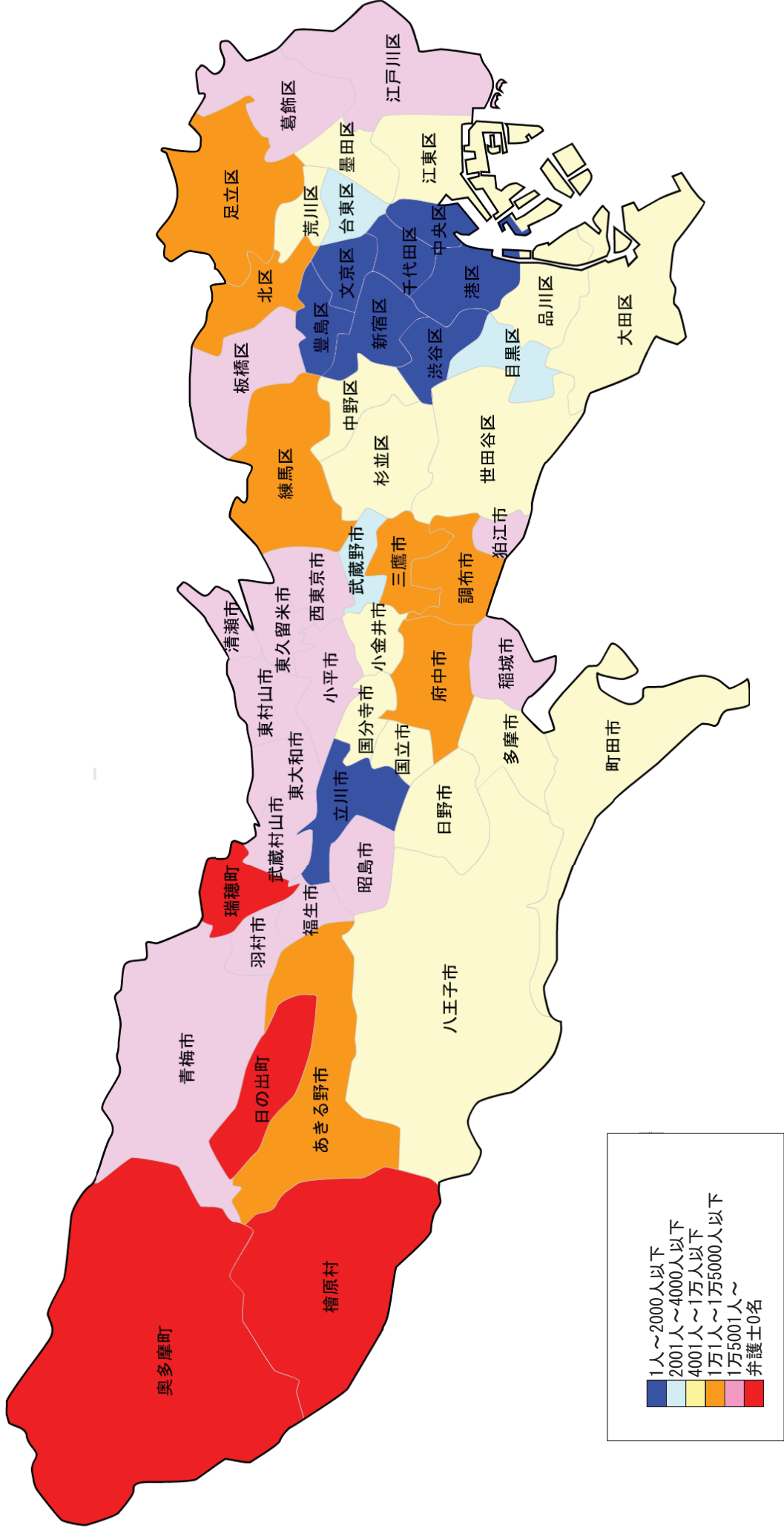
	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H17.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
164	支部	宮古	4	100,000	25,000
165	支部	洲本	6	150,000	25,000
166	支部	日田	4	100,000	25,000
167	支部	御嵩	9	230,000	25,556
168	支部	松阪	9	230,000	25,556
169	支部	下妻	23	590,000	25,652
170	支部	多治見	14	360,000	25,714
171	支部	伊賀	7	180,000	25,714
172	支部	名瀬	5	130,000	26,000
173	支部	名護	5	130,000	26,000
174	支部	大垣	15	390,000	26,000
175	支部	宇部	10	260,000	26,000
176	支部	二戸	5	130,000	26,000
177	支部	八代	8	210,000	26,250
178	支部	浦河	3	80,000	26,667
179	支部	根室	3	80,000	26,667
180	支部	石巻	8	220,000	27,500
181	支部	阿南	4	110,000	27,500
182	支部	三次	5	140,000	28,000
183	支部	都城	10	280,000	28,000
184	支部	田川	5	140,000	28,000
185	支部	八女	5	140,000	28,000
186	支部	館山	5	140,000	28,000
187	支部	会津若松	11	310,000	28,182
188	支部	十和田	6	170,000	28,333
189	支部	玉名	6	170,000	28,333
190	支部	白河	7	200,000	28,571
191	支部	延岡	9	260,000	28,889
192	支部	本荘	4	120,000	30,000
193	支部	登米	3	90,000	30,000
194	支部	米沢	8	240,000	30,000
195	支部	横手	6	180,000	30,000
196	支部	名寄	3	90,000	30,000
197	支部	大洲	4	120,000	30,000
198	支部	沼田	3	90,000	30,000
199	支部	岩内	2	60,000	30,000
200	支部	魚津	4	130,000	32,500
201	支部	室蘭	7	230,000	32,857
202	支部	須崎	3	100,000	33,333
203	支部	美馬	3	100,000	33,333
204	支部	能代	3	100,000	33,333
205	支部	萩	3	100,000	33,333
206	支部	倉敷	21	710,000	33,810
207	支部	大館	5	170,000	34,000
208	支部	五所川原	5	170,000	34,000
209	支部	一宮(千葉)	7	240,000	34,286
210	支部	竹田	2	70,000	35,000
211	支部	天草	4	140,000	35,000
212	支部	社	6	210,000	35,000
213	支部	稚内	2	70,000	35,000
214	支部	五島	2	70,000	35,000
215	支部	御坊	2	70,000	35,000
216	支部	佐倉	19	680,000	35,789
217	支部	伊勢	7	260,000	37,143
218	支部	水沢	4	150,000	37,500

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H17.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
219	支部	古川	8	300,000	37,500
220	支部	島原	4	150,000	37,500
221	支部	大河原	5	190,000	38,000
222	支部	豊岡	5	190,000	38,000
223	支部	行橋	5	190,000	38,000
224	支部	柳川	4	160,000	40,000
225	支部	網走	2	80,000	40,000
226	支部	佐伯	2	80,000	40,000
227	支部	日南	2	80,000	40,000
228	支部	加治木	6	250,000	41,667
229	支部	長浜	4	170,000	42,500
230	支部	大田原	7	300,000	42,857
231	支部	鹿屋	6	260,000	43,333
232	支部	川内	5	220,000	44,000
233	支部	熊野	2	90,000	45,000
234	支部	五條	2	90,000	45,000
235	支部	龍野	4	180,000	45,000
236	支部	杵築	2	90,000	45,000
237	支部	麻生	5	230,000	46,000
238	支部	観音寺	3	140,000	46,667
239	支部	新発田	6	280,000	46,667
240	支部	園部	3	140,000	46,667
241	支部	八日市場	9	430,000	47,778
242	支部	人吉	2	100,000	50,000
243	支部	真岡	3	150,000	50,000
244	支部	知覧	3	160,000	53,333
245	支部	佐原	2	110,000	55,000
246	支部	掛川	4	220,000	55,000
247	支部	武生	3	190,000	63,333
248	支部	滝川	2	130,000	65,000
249	支部	岩見沢	3	200,000	66,667
250	支部	山鹿	2	140,000	70,000
251	支部	日立	4	280,000	70,000
252	支部	輪島	1	80,000	80,000
253	支部	都留	2	200,000	100,000
		合計	32,031	127,770,000	3,989

(注) 管内人口は概数である。

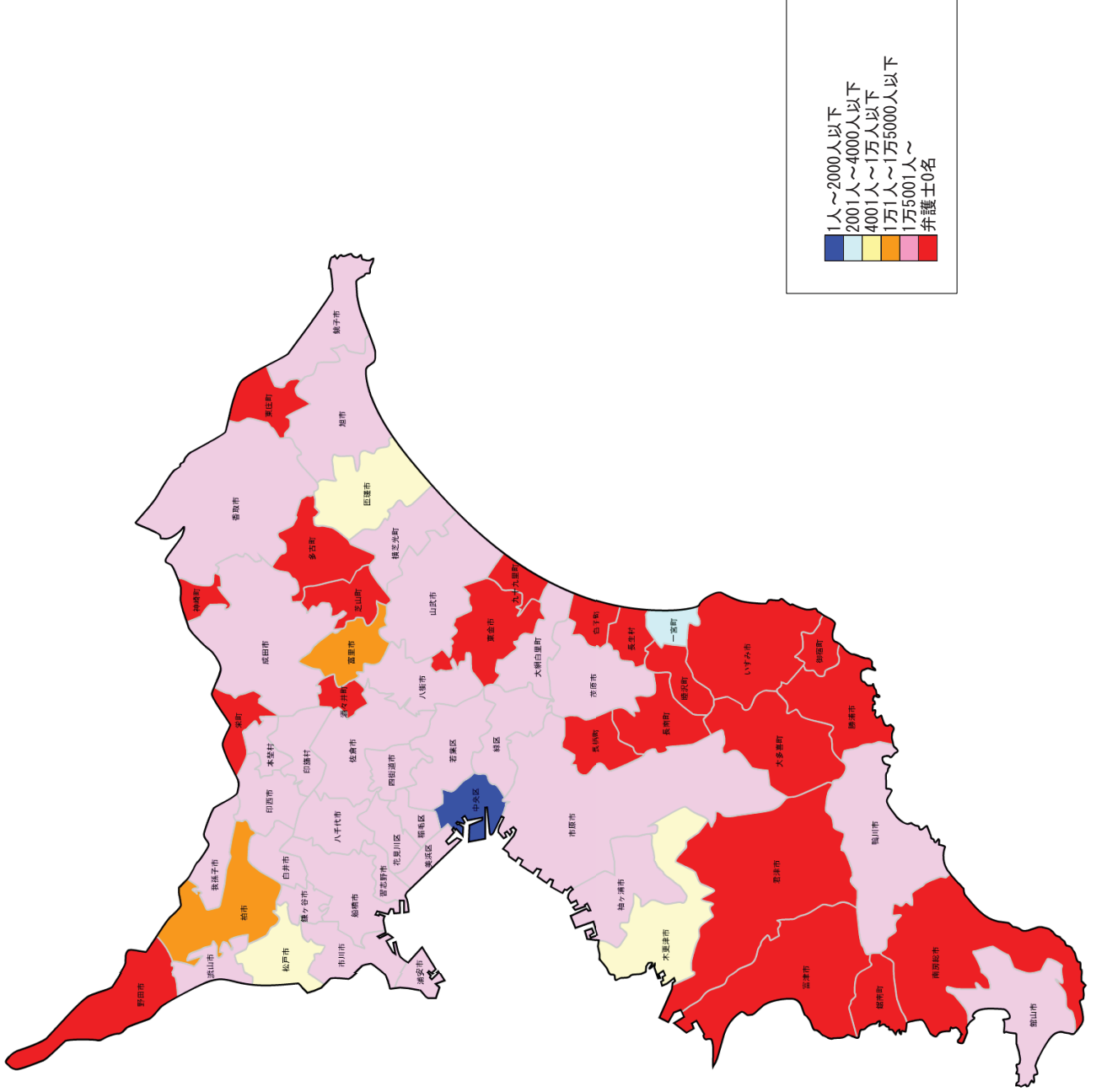
○ 東京都における弁護士1人当たりの人口比較

(注) 弁護士1人当たりの人口は、平成24年10月時点の弁護士数(日弁連調べ)及び平成22年10月時点の人口数(平成22年国勢調査結果)から算出



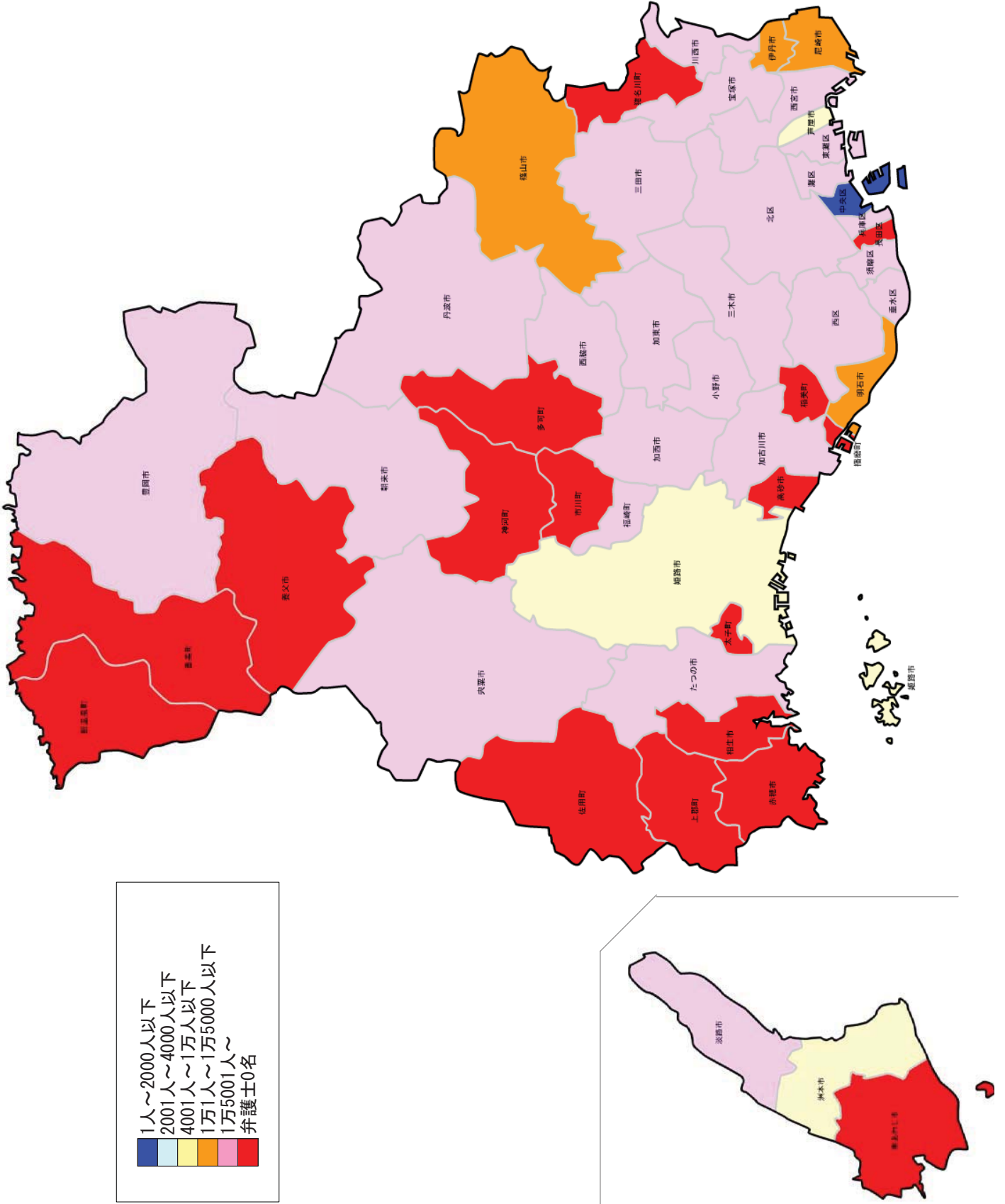
○ 千葉県における弁護士1人当たりの人口比較

(注) 弁護士1人当たりの人口は、平成24年10月時点の弁護士数(日弁連調べ)及び平成22年10月時点の人口数(平成22年国勢調査結果)から算出



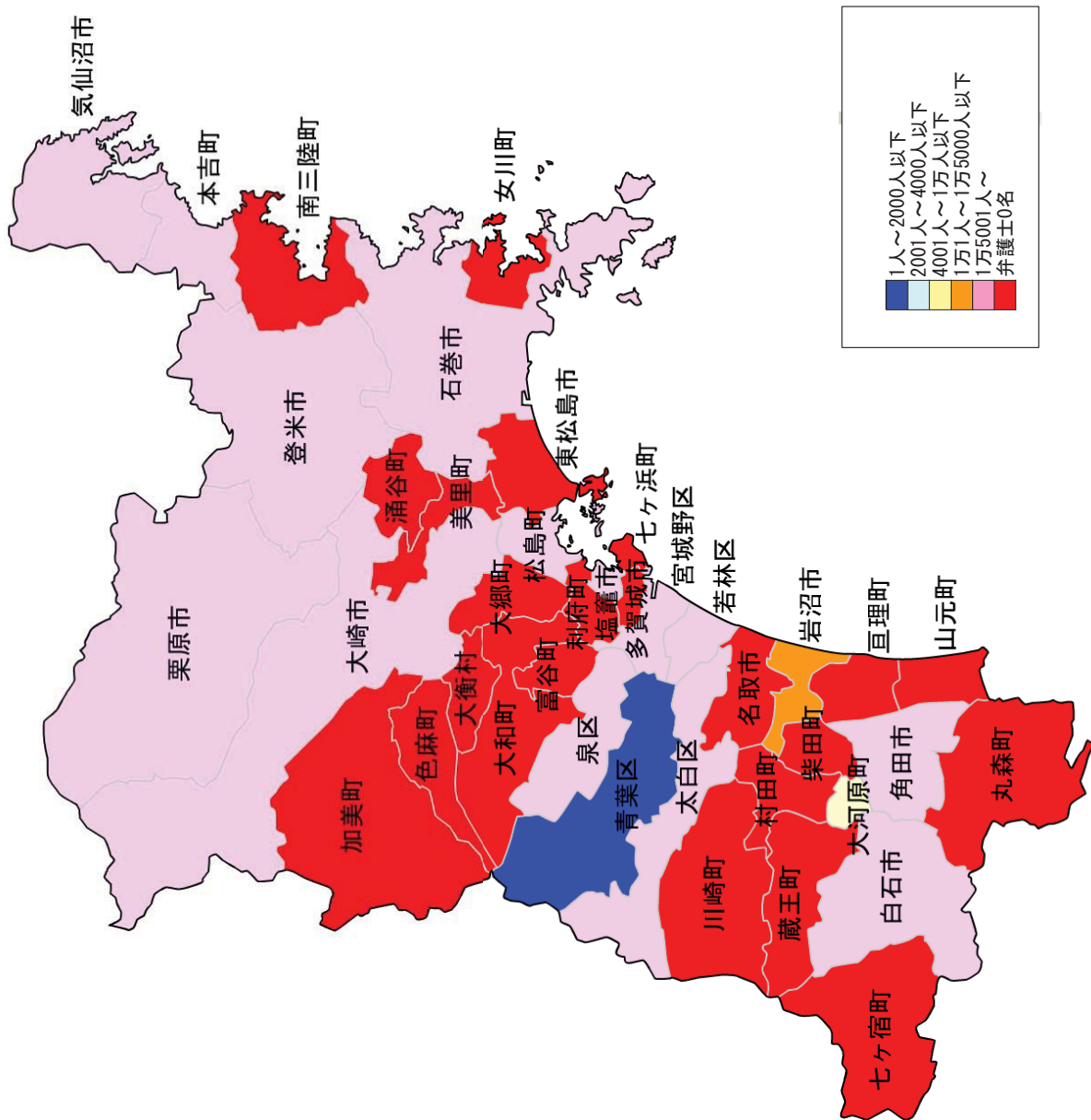
○ 兵庫県における弁護士1人当たりの人口比較

(注) 弁護士1人当たりの人口は、平成24年10月時点の弁護士数(日弁連調べ)及び平成22年10月時点の人口数(平成22年国勢調査結果)から算出



○ 宮城県における弁護士1人当たりの人口比較

(注) 弁護士1人当たりの人口は、平成24年10月時点の弁護士数(日弁連調べ)及び平成22年10月時点の人口数(平成22年国勢調査結果)から算出



(3) 今後の都道府県別弁護士数シミュレーション

都道府県	H32における弁護士数				【参考】 H23.9弁護士数 (人)	H32における弁護士1人当たりの人口比較				【参考】 H23.9弁護士1人 当たりの人口(人)	都道府県	H32 人口(人)	【参考】 H22.10.1人口(人)
	合格者3000人	合格者2500人	合格者2000人	合格者1500人		都道府県	合格者3000人	合格者2500人	合格者2000人				
岩手	131	121	111	104	81	9,420	10,198	11,117	11,885	16,422	岩手	1,234,000	1,330,147
山形	119	111	102	94	78	9,109	9,766	10,627	11,532	14,986	山形	1,084,000	1,168,924
秋田	109	102	93	86	68	8,945	9,559	10,484	11,337	15,971	秋田	975,000	1,085,997
岐阜	225	208	193	177	144	8,818	9,538	10,280	11,209	14,450	岐阜	1,984,000	2,080,773
茨城	344	322	298	276	185	8,110	8,665	9,362	10,109	16,053	茨城	2,790,000	2,969,770
栃木	240	225	208	191	156	8,058	8,596	9,298	10,126	12,870	栃木	1,934,000	2,007,683
三重	238	221	206	189	136	7,475	8,050	8,636	9,413	13,638	三重	1,779,000	1,854,724
富山	138	127	117	109	86	7,384	8,024	8,709	9,349	12,712	富山	1,019,000	1,093,247
長野	287	268	248	227	183	7,042	7,541	8,149	8,903	11,762	長野	2,021,000	2,152,449
青森	183	172	160	146	88	6,918	7,360	7,913	8,671	15,606	青森	1,266,000	1,373,339
埼玉	1,023	953	885	815	579	6,767	7,264	7,823	8,494	12,426	埼玉	6,923,000	7,194,556
滋賀	208	196	182	167	110	6,736	7,148	7,698	8,389	12,825	滋賀	1,401,000	1,410,777
福島	289	268	250	231	153	6,581	7,097	7,608	8,234	13,262	福島	1,902,000	2,029,064
鹿児島	245	229	212	195	146	6,510	6,965	7,524	8,179	11,687	鹿児島	1,595,000	1,706,242
千葉	936	873	809	745	540	6,419	6,882	7,426	8,064	11,512	千葉	6,008,000	6,216,289
静岡	591	552	510	471	347	6,130	6,563	7,104	7,692	10,850	静岡	3,623,000	3,765,007
宮崎	173	162	151	138	98	6,098	6,512	6,987	7,645	11,584	宮崎	1,055,000	1,135,233
新潟	367	341	316	291	216	5,975	6,431	6,940	7,536	10,993	新潟	2,193,000	2,374,450
佐賀	142	132	121	113	82	5,662	6,091	6,645	7,115	10,363	佐賀	804,000	849,788
愛媛	235	218	203	186	141	5,630	6,069	6,517	7,113	10,152	愛媛	1,323,000	1,431,493
鳥取	117	109	100	92	59	5,607	6,018	6,560	7,130	12,159	鳥取	656,000	717,397
奈良	236	219	204	187	136	5,500	5,927	6,363	6,941	10,299	奈良	1,298,000	1,400,728
高知	129	119	110	102	80	5,488	5,950	6,436	6,941	9,556	高知	708,000	764,456
山口	247	231	214	197	133	5,348	5,719	6,173	6,706	10,912	山口	1,321,000	1,451,338
山梨	156	146	135	123	93	5,314	5,678	6,141	6,740	9,280	山梨	829,000	863,075
長崎	249	233	216	199	137	5,297	5,661	6,106	6,628	10,414	長崎	1,319,000	1,426,779
大分	217	203	188	174	125	5,138	5,493	5,931	6,408	9,572	大分	1,115,000	1,196,529
群馬	375	350	323	298	216	5,088	5,451	5,907	6,403	9,297	群馬	1,908,000	2,008,068
徳島	145	135	126	116	76	5,034	5,407	5,794	6,293	10,335	徳島	730,000	785,491
兵庫	1,064	991	918	844	670	5,033	5,404	5,833	6,345	8,340	兵庫	5,355,000	5,588,133
福井	153	143	134	124	88	4,987	5,336	5,694	6,153	9,163	福井	763,000	806,314
石川	226	209	194	178	124	4,836	5,230	5,634	6,140	9,434	石川	1,093,000	1,169,788
熊本	365	341	316	291	205	4,690	5,021	5,418	5,883	8,865	熊本	1,712,000	1,817,426
鳥取	125	117	108	100	56	4,488	4,795	5,194	5,610	10,512	鳥取	561,000	588,667
沖縄	329	305	281	258	227	4,343	4,685	5,085	5,539	6,136	沖縄	1,429,000	1,392,818
神奈川	2,077	1,936	1,793	1,651	1,212	4,330	4,645	5,016	5,447	7,466	神奈川	8,993,000	9,048,331
香川	230	213	198	179	134	4,030	4,352	4,682	5,093	7,432	香川	927,000	995,842
和歌山	223	208	193	172	122	4,027	4,317	4,653	5,017	8,215	和歌山	898,000	1,002,198
北海道	1,290	1,200	1,112	1,026	739	4,005	4,305	4,646	5,035	7,451	北海道	5,166,000	5,506,419
宮城	606	564	522	480	361	3,682	3,956	4,274	4,648	6,505	宮城	2,231,000	2,348,165
岡山	533	498	462	426	301	3,497	3,743	4,035	4,376	6,463	岡山	1,864,000	1,945,276
広島	780	727	674	621	451	3,469	3,722	4,015	4,357	6,343	広島	2,706,000	2,860,750
福岡	1,523	1,418	1,313	1,206	927	3,207	3,444	3,720	4,050	5,471	福岡	4,984,000	5,071,968
京都	826	770	711	653	532	3,067	3,290	3,563	3,879	4,955	京都	2,533,000	2,636,092
愛知	2,446	2,278	2,111	1,943	1,444	3,009	3,230	3,486	3,787	5,132	愛知	7,359,000	7,410,719
大阪	5,754	5,349	4,946	4,541	3,717	1,453	1,563	1,690	1,841	2,385	大阪	8,358,000	8,865,245
東京	24,124	22,455	20,791	19,126	14,503	543	584	630	685	907	東京	13,104,000	13,159,388
全国合計	50,768	47,268	43,768	40,268	30,485	2,418	2,597	2,804	3,048	4,201	全国合計	122,733,000	128,057,352

(注) 1 H32都道府県人口は、「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」によるもの。
 2 弁護士1人当たりの人口の全国合計値は、全国人口を全国弁護士数で除したものである。
 3 H32弁護士数=H27弁護士数+5年間(H22-H27)の弁護士増加数×(H32法曹人口-H32検察官・裁判官数)/H27の弁護士増加数
 4 H32裁判官・検察官数=H27人数+(増加数(H23-H24)×5年)
 5 H27弁護士数=H22弁護士数+5年間(H17-H22)の弁護士増加数×(H27法曹人口-H27検察官・裁判官数)/H22の弁護士増加数
 6 H27裁判官・検察官数=H24人数+(増加数(H23-H24)×3年)

4 法曹に対する需要

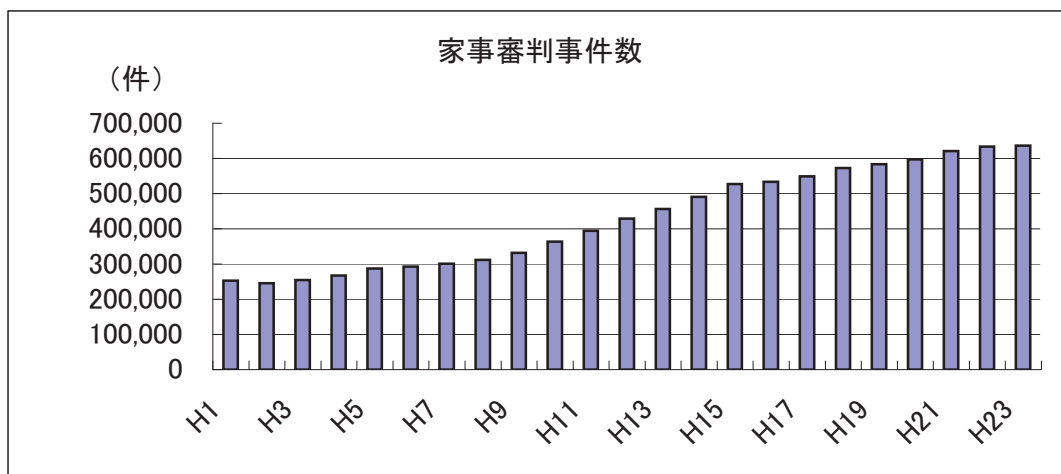
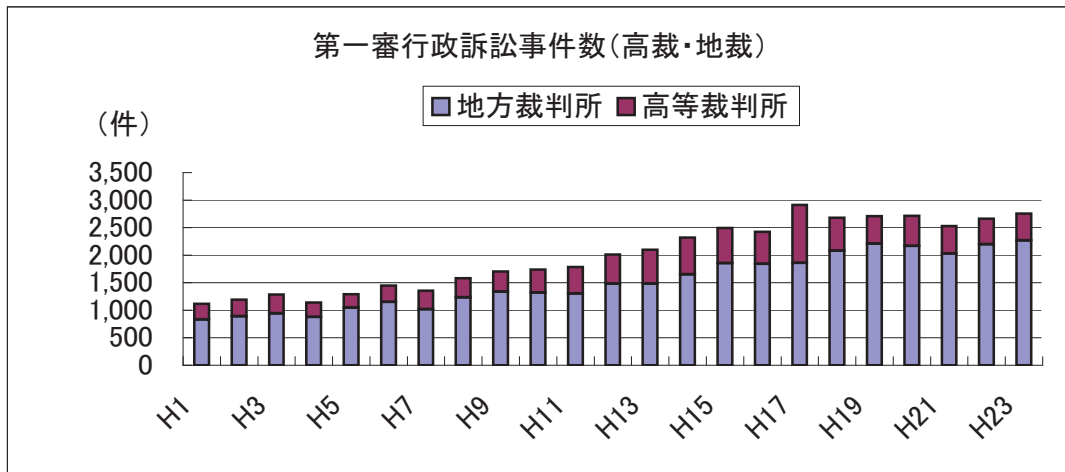
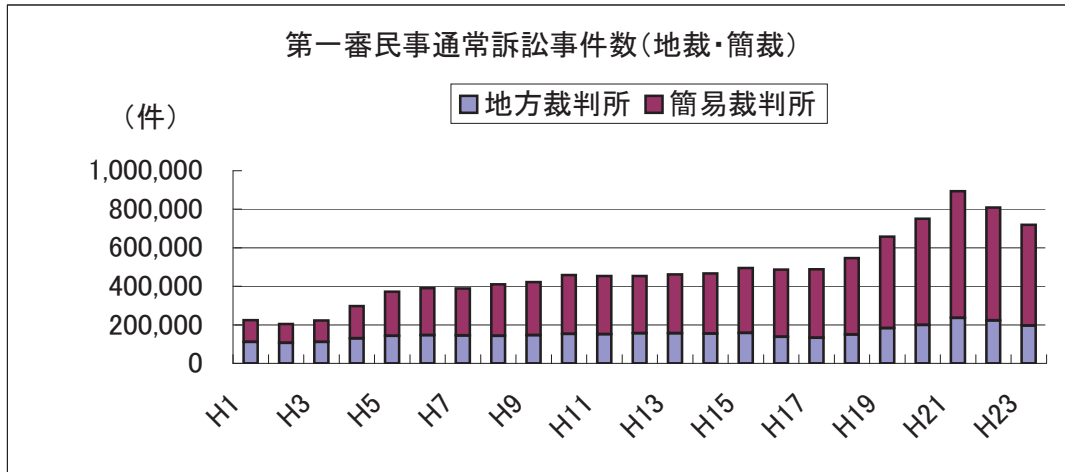
(1) 裁判所の事件

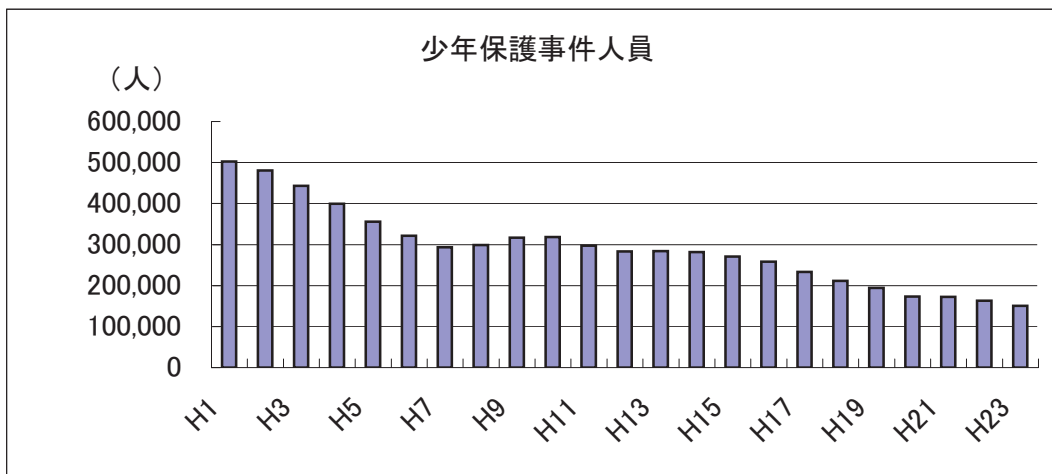
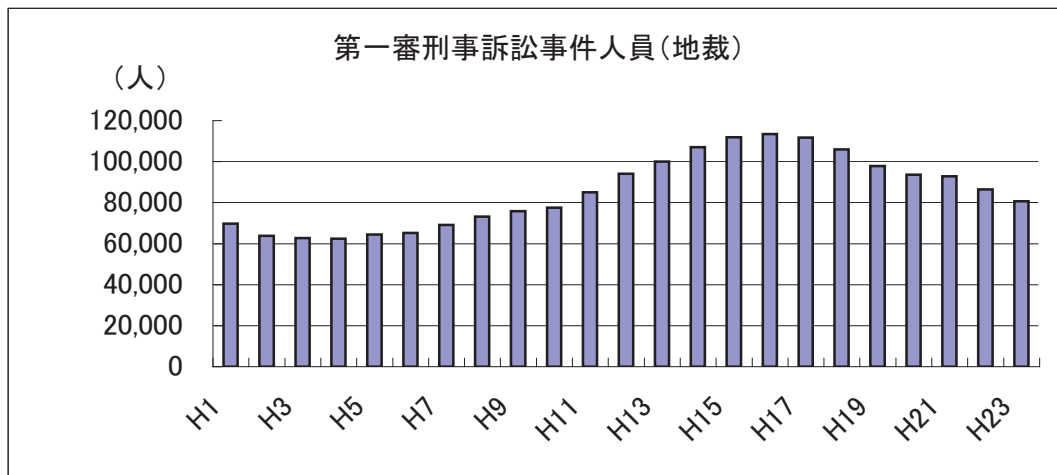
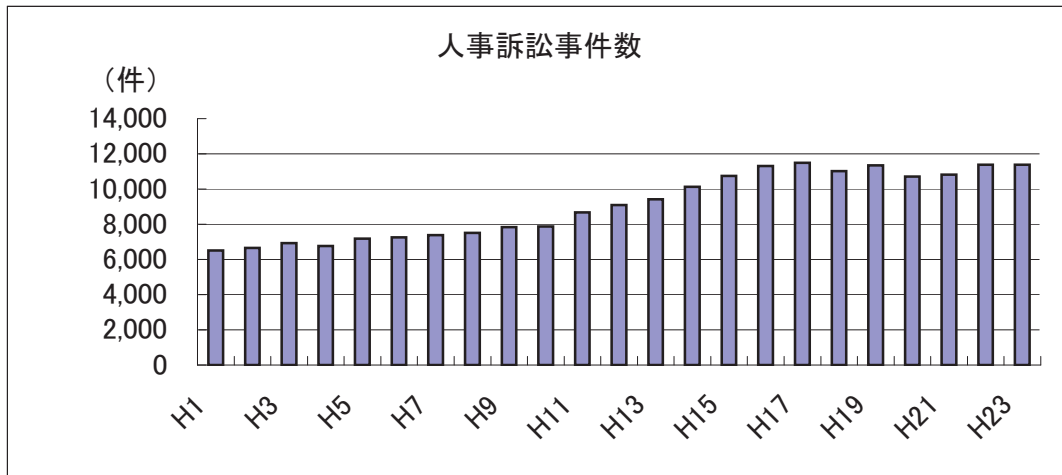
ア 民事・行政事件, 家事事件, 刑事事件, 少年事件

新受事件数

	第一審民事通常 訴訟事件		第一審行政 訴訟事件		家事審判 事件 (単位:件)	人事訴訟 事件 (単位:件)	第一審 刑事 訴訟事件 (地裁) (単位:人)	少年保護 事件人員 (単位:人)
	地裁 (単位:件)	簡裁 (単位:件)	高裁 (単位:件)	地裁 (単位:件)				
平成元年	110,970	112,472	286	833	252,587	6,501	69,738	502,757
平成2年	106,871	96,635	303	888	245,609	6,659	63,763	480,906
平成3年	112,080	110,942	347	939	254,809	6,919	62,709	443,168
平成4年	129,437	168,588	261	877	267,327	6,767	62,369	399,738
平成5年	143,511	227,791	245	1,047	286,843	7,185	64,428	355,786
平成6年	146,392	244,131	300	1,150	292,573	7,262	65,245	321,473
平成7年	144,479	244,865	338	1,018	301,133	7,373	69,144	293,703
平成8年	142,959	266,573	345	1,235	311,527	7,504	73,145	298,775
平成9年	146,588	276,120	364	1,337	332,009	7,836	75,834	316,703
平成10年	152,678	306,169	423	1,318	363,666	7,869	77,496	318,508
平成11年	150,952	302,690	482	1,305	394,912	8,680	85,016	297,505
平成12年	156,850	297,261	527	1,483	429,115	9,091	94,141	283,389
平成13年	155,541	305,711	615	1,484	456,611	9,426	99,993	284,336
平成14年	153,959	312,952	666	1,654	490,519	10,120	107,029	281,638
平成15年	157,833	337,231	636	1,856	527,522	10,748	111,822	270,954
平成16年	138,498	349,014	582	1,844	533,654	11,307	113,464	258,040
平成17年	132,654	355,386	1,052	1,863	548,834	11,496	111,730	233,356
平成18年	148,767	398,261	597	2,081	572,781	11,021	106,020	211,799
平成19年	182,290	475,624	499	2,211	583,426	11,343	97,828	194,650
平成20年	199,522	551,875	547	2,170	596,945	10,718	93,568	172,995
平成21年	235,508	658,227	498	2,029	621,316	10,817	92,777	172,050
平成22年	222,594	585,594	466	2,195	633,337	11,373	86,387	163,023
平成23年	196,367	522,639	486	2,268	636,757	11,389	80,608	150,844

※ 裁判所データブックによる。





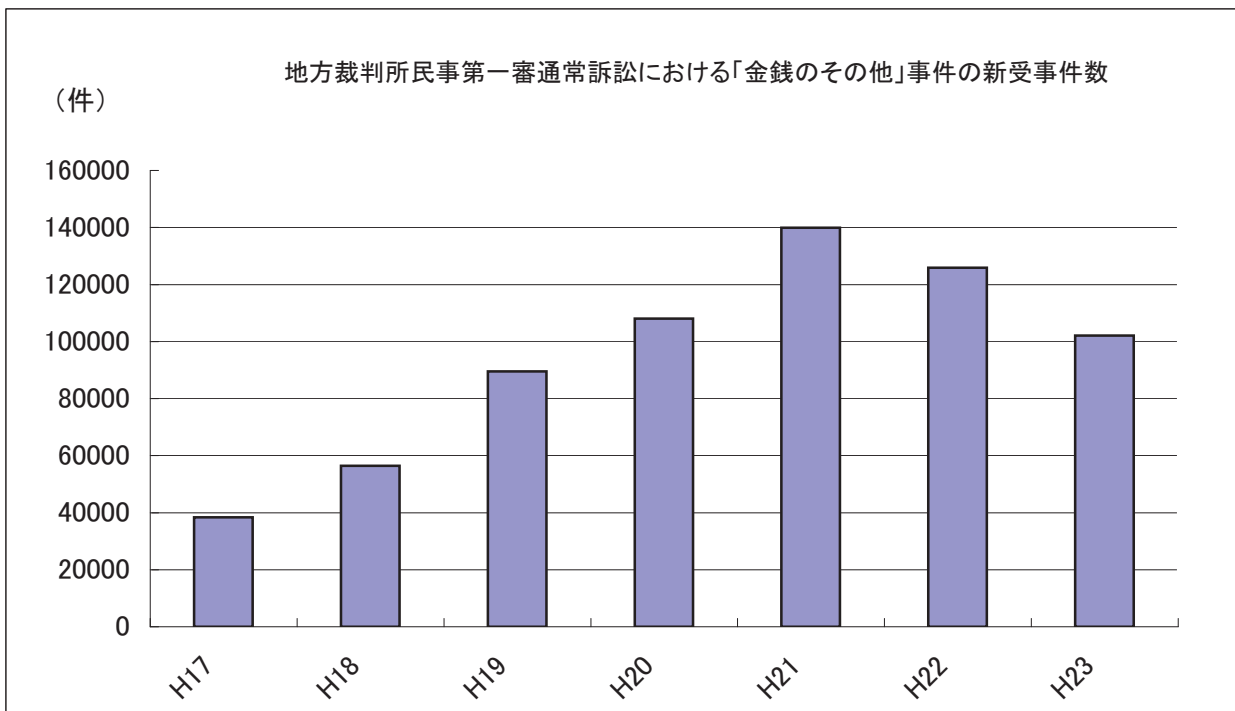
(参考)

地方裁判所民事第一審通常訴訟における「金銭のその他」事件の新受事件数

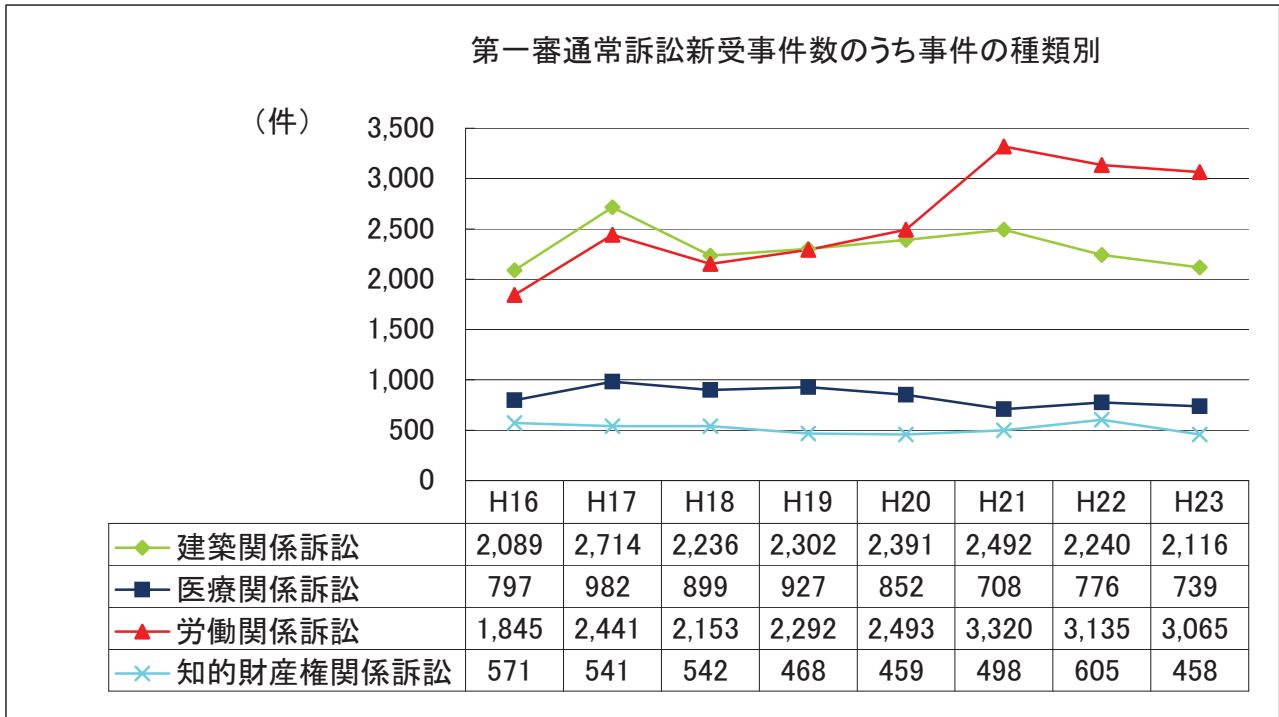
平成17年	38,368
平成18年	56,455
平成19年	89,562
平成20年	108,104
平成21年	139,875
平成22年	125,885
平成23年	102,146

(注)

- 1 最高裁判所提供のデータによる。なお、いわゆる過払金返還請求訴訟については「金銭のその他」事件に含まれるものとして統計上把握しており、上記の数値はその数値である。
- 2 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。



イ 専門的知見を要する事件

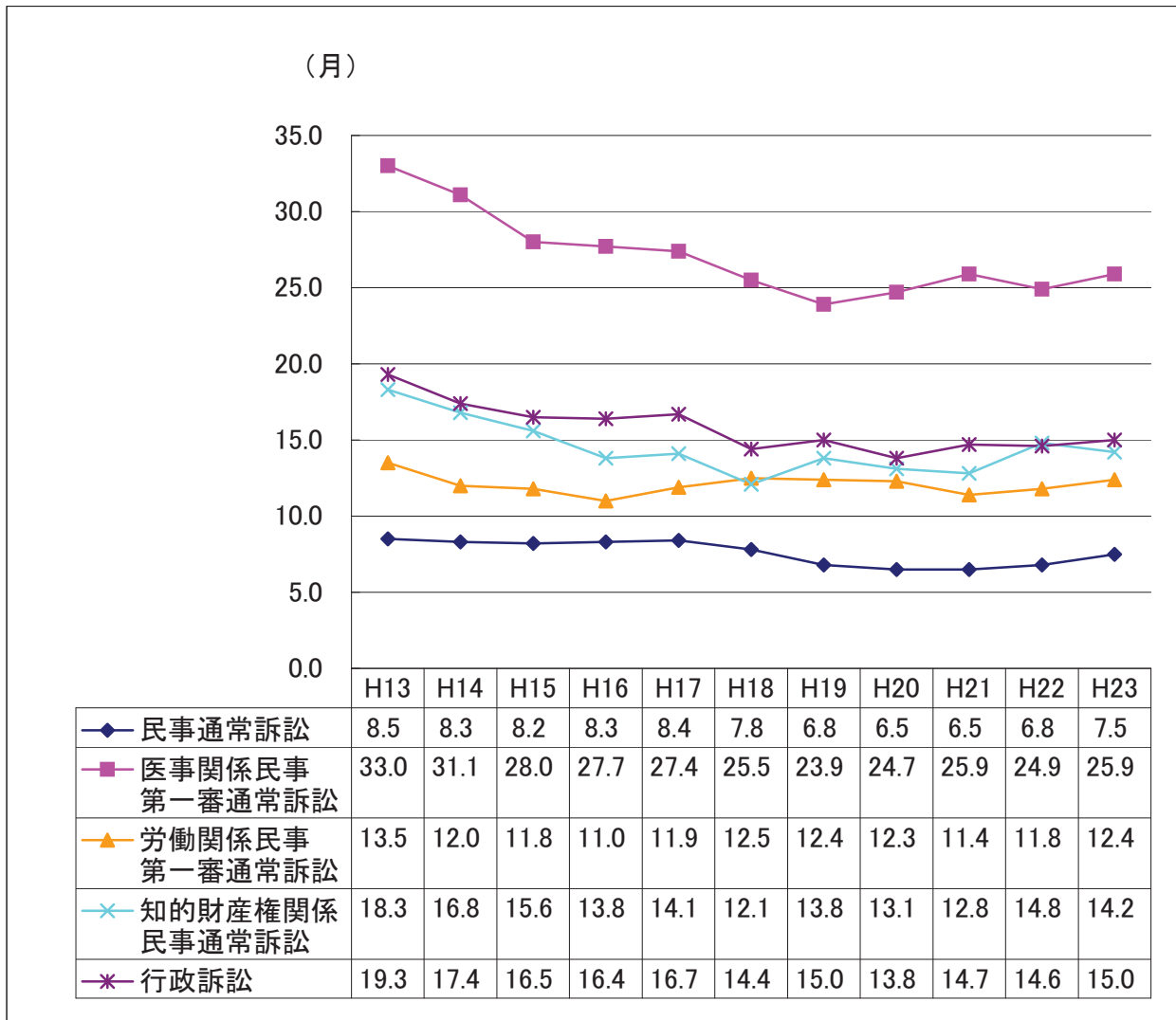


※ 司法統計年報(平成16年～平成23年)による。

(注)

- 1 建築関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち建築請負代金等請求訴訟及び建築瑕疵による損害賠償請求訴訟を指す。
- 2 医療関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち医療行為による損害賠償請求訴訟を指す。
- 3 労働関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち労働に関する訴え及び金銭目的以外の労働に関する訴えを指す。
- 4 知的財産権関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち知的財産権に関する訴え及び金銭目的以外の知的財産権に関する訴えを指す。

ウ 平均審理期間(地方裁判所第一審)



(注) 民事通常訴訟は、全体の事件の平均審理期間。

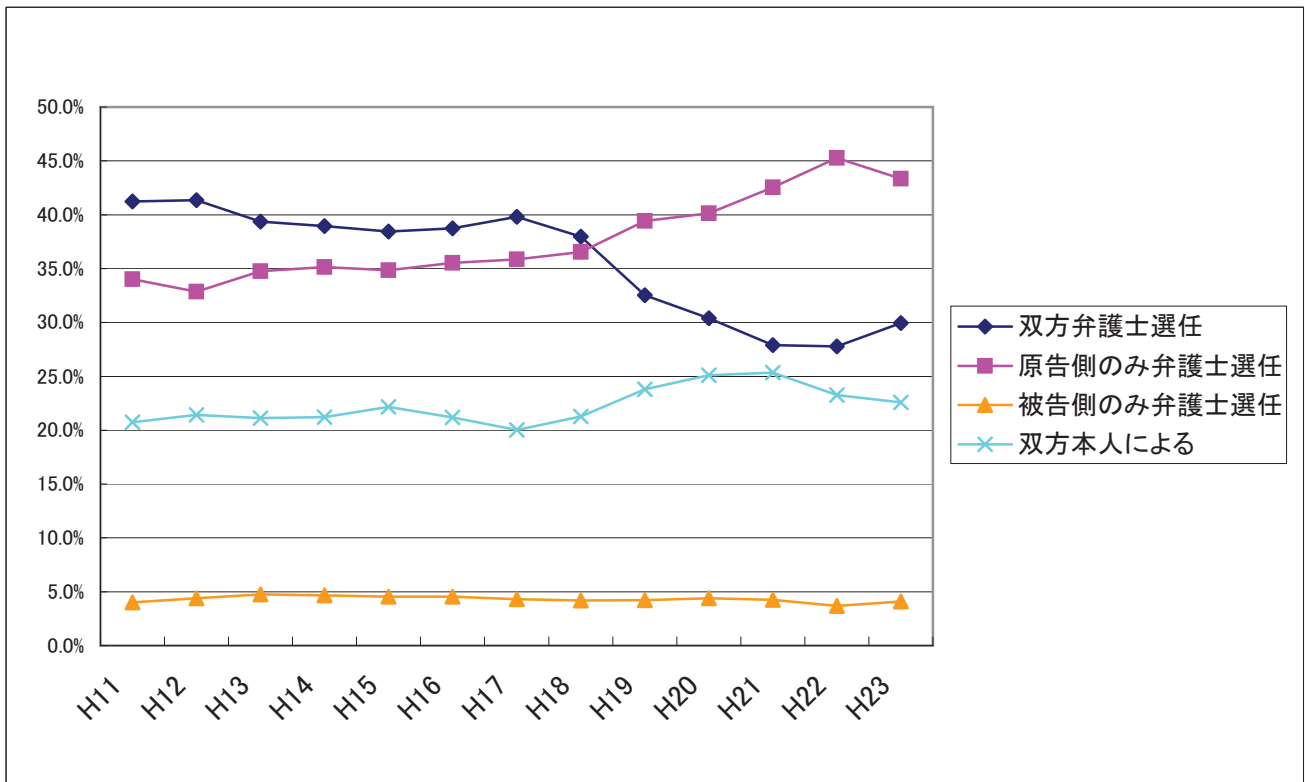
※ 裁判所データブックによる。

エ 民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況

民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況

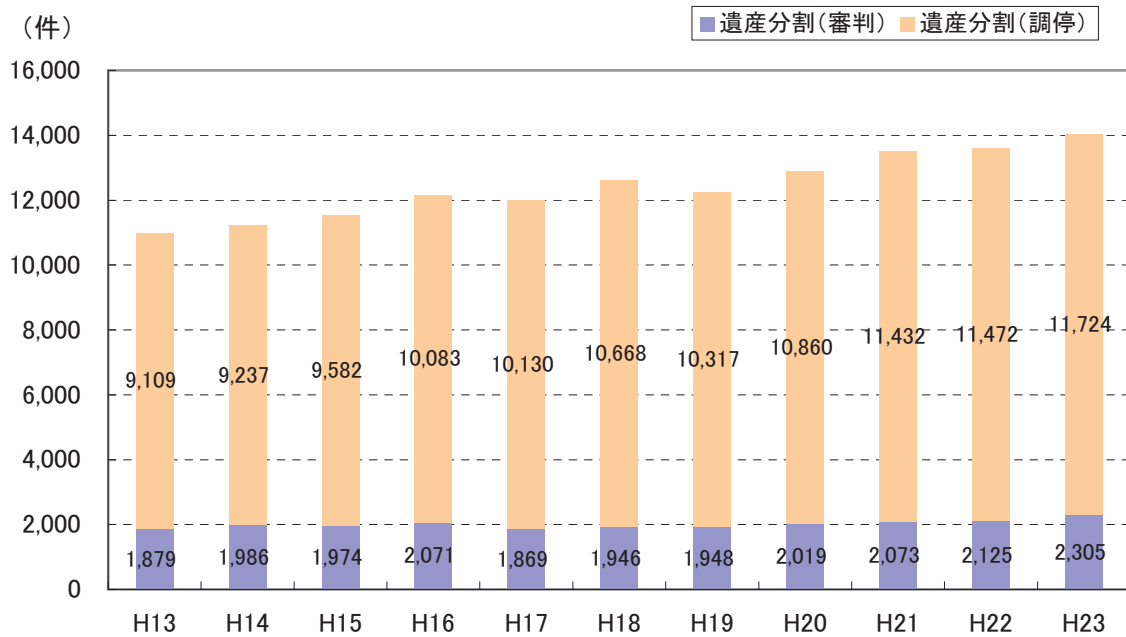
年 (事件数) (対総数割合)	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
双方弁護士選任	63,662 41.2%	65,651 41.3%	61,975 39.4%	60,682 39.0%	61,151 38.5%	55,524 38.7%	52,963 39.8%	54,305 38.0%	56,262 32.5%	58,420 30.4%	59,812 27.9%	63,146 27.8%	63,663 30.0%
原告側のみ弁護士選任	52,538 34.0%	52,162 32.9%	54,738 34.8%	54,728 35.1%	55,432 34.9%	50,907 35.5%	47,679 35.8%	52,258 36.6%	68,153 39.4%	77,157 40.1%	91,244 42.5%	102,985 45.3%	92,119 43.4%
被告側のみ弁護士選任	6,190 4.0%	6,979 4.4%	7,469 4.7%	7,288 4.7%	7,224 4.5%	6,531 4.6%	5,719 4.3%	5,989 4.2%	7,308 4.2%	8,426 4.4%	9,086 4.2%	8,390 3.7%	8,722 4.1%
双方本人による	32,005 20.7%	33,989 21.4%	33,269 21.1%	33,057 21.2%	35,225 22.1%	30,332 21.2%	26,645 20.0%	30,424 21.3%	41,162 23.8%	48,230 25.1%	54,370 25.3%	52,914 23.3%	47,986 22.6%
総数	154,395	158,781	157,451	155,755	159,032	143,294	133,006	142,976	172,885	192,233	214,512	227,435	212,490

※ 裁判所データブックによる。

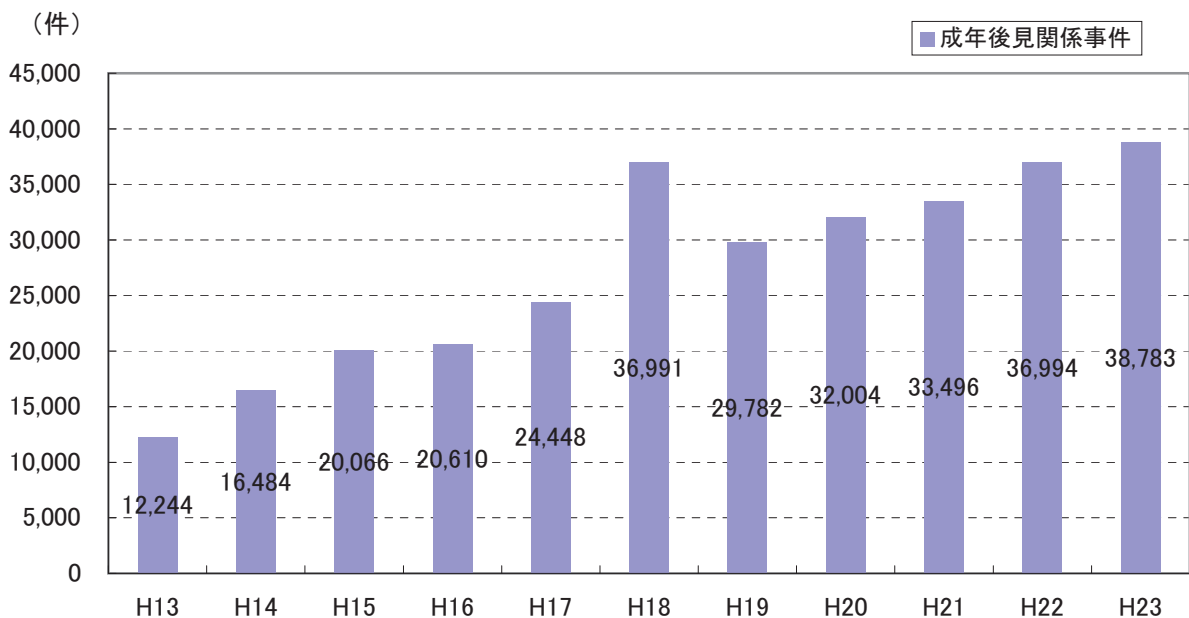


オ 遺産分割事件・成年後見関係事件の新受事件の推移

○ 遺産分割事件の新受件数の推移



○ 成年後見関係事件の新受件数の推移

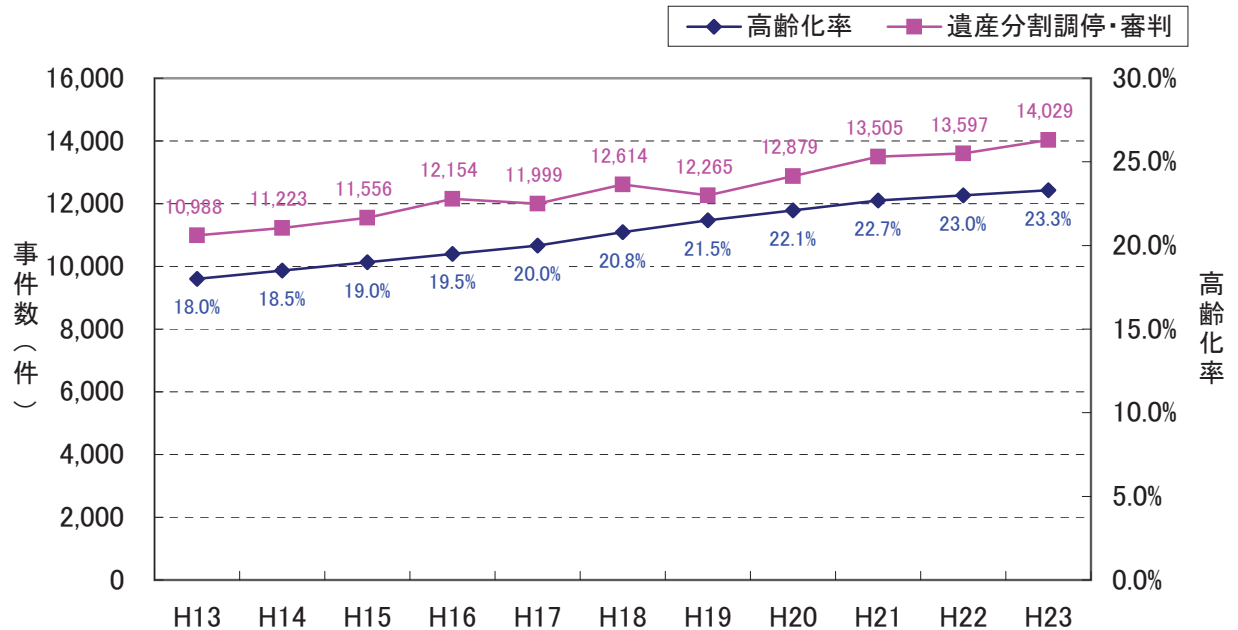


※成年後見関係事件は、後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件の合計である。

※後見開始等の申立てには後見開始の審判の取消しの申立てを、保佐開始等又は補助開始等の申立てには、保佐開始又は補助開始の審判の取消し、同意を要する行為の定め、代理権付与などの申立てを含む。

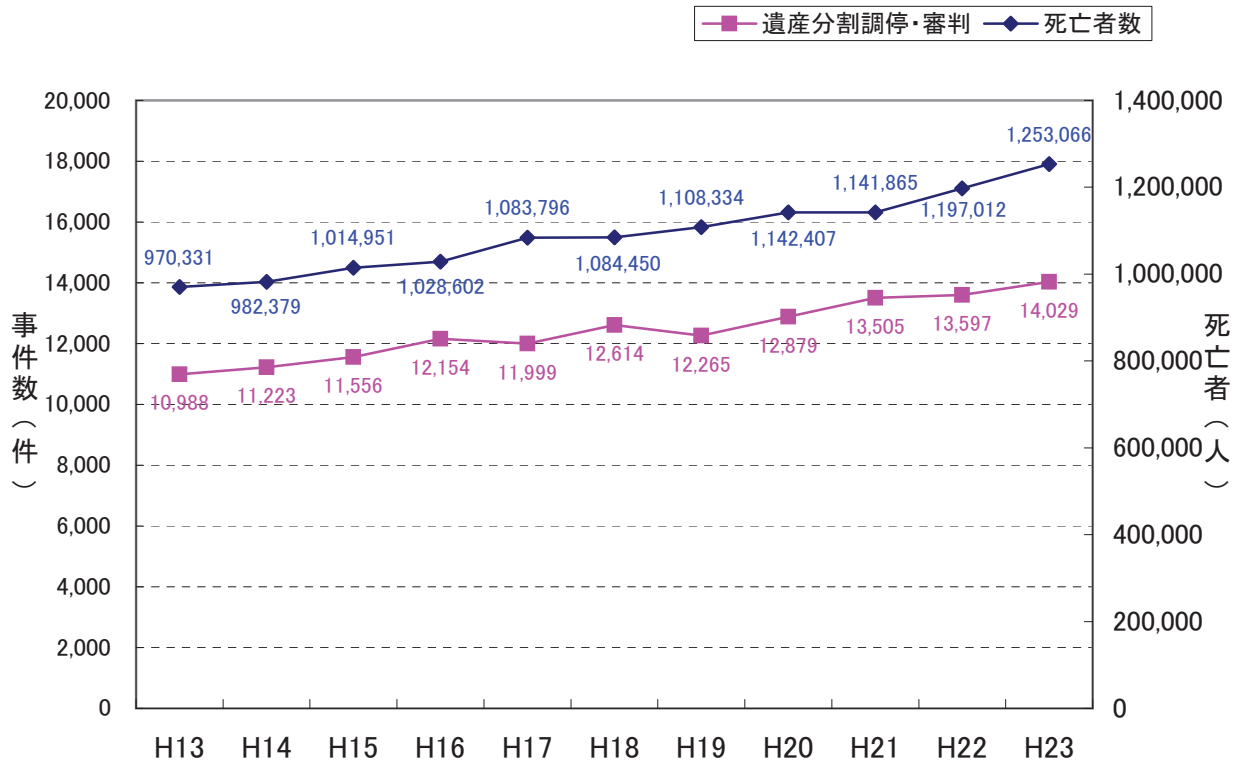
カ 遺産分割事件と高齢化率・死亡者数

○ 遺産分割事件と高齢化率



※ 高齢化率は高齢社会白書による。

○ 遺産分割事件と死亡者数

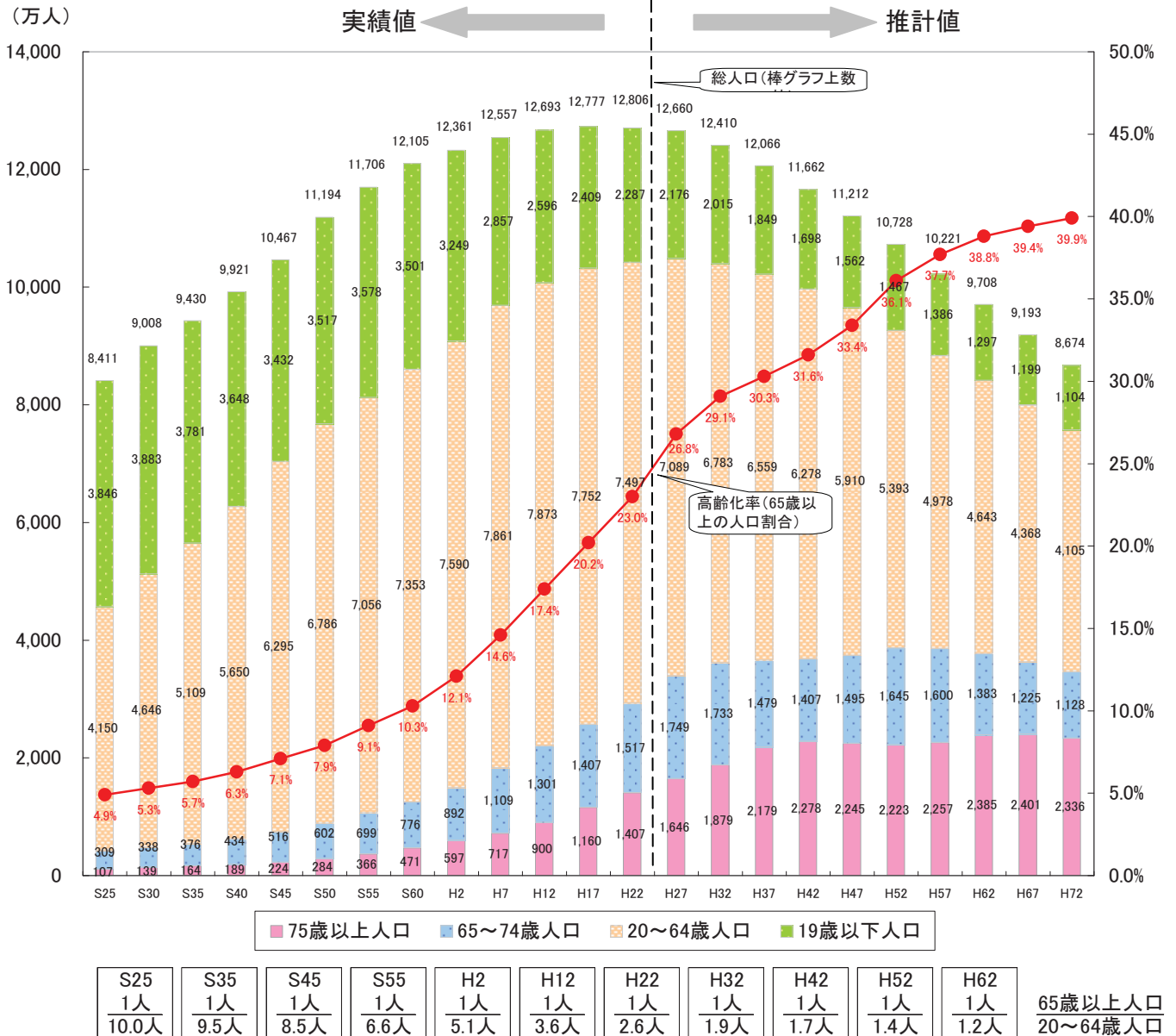


※ 死亡者数は厚生労働省人口動態統計による。

○ 高齢化の進行

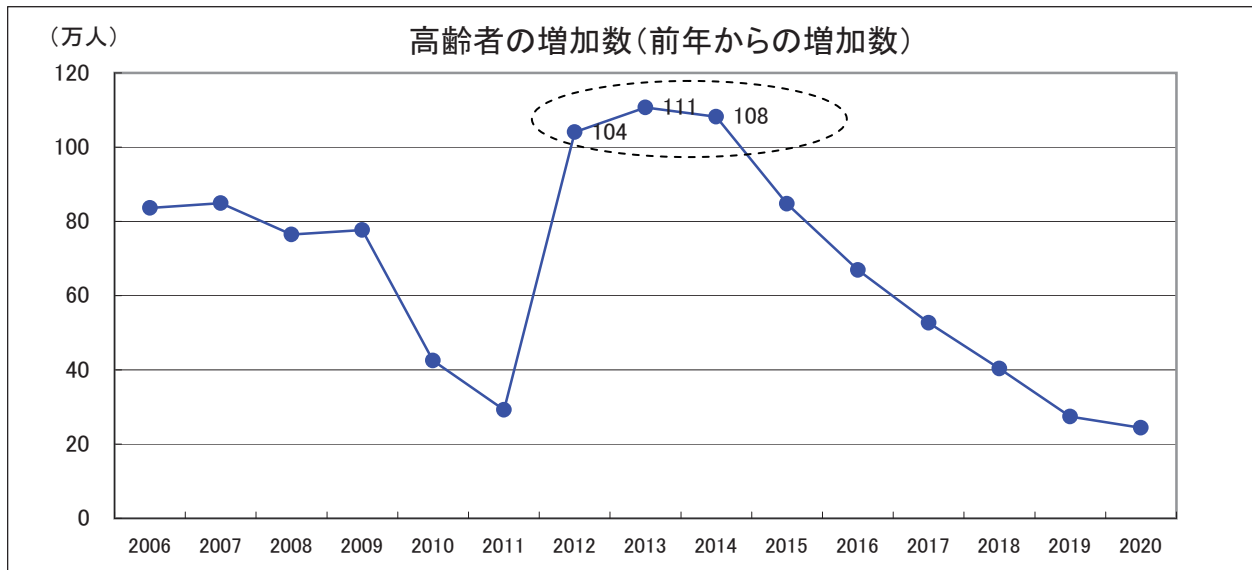
- ・高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」(昭和22年～24年に生まれた人)が65歳以上となる平成27年には3,395万人となり、その後も増加。平成54年以降は高齢者人口が減少に転じるが高齢化率は上昇。
- ・平成72年には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上。
- ・平成72年には75歳以上人口が総人口の26.9%となり4人に1人が75歳以上。
- ・平成72年には、高齢者1人に対して現役世代(20～64歳以上)1.2人。

高齢化の推移と将来の推計



※高齢社会白書による。

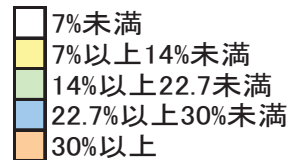
・団塊の世代が65歳になる2012～2014年に高齢者人口が100万人ずつ増加する見込み



○ 平成47年(2035)には、ほぼ全ての都道府県で高齢化率は30%以上となる見通し

都道府県別高齢化率の推移

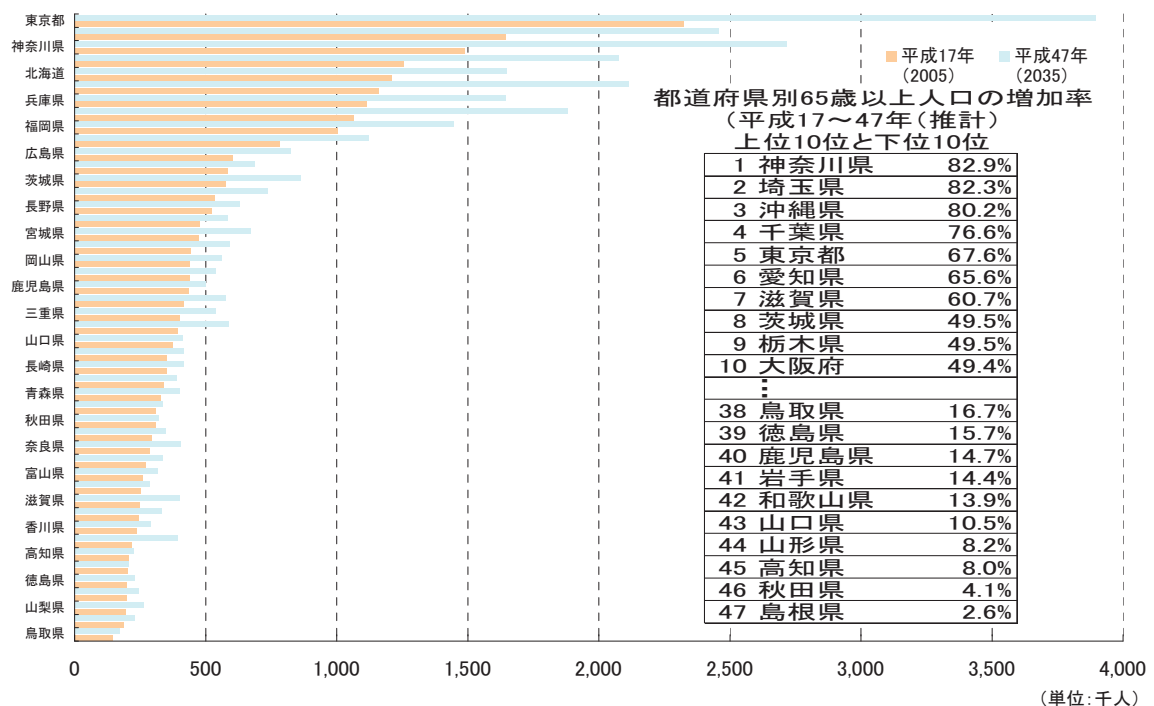
	(単位:%)		
	昭和50年 (1975年)	平成21年 (2009年)	平成47年 (2035年)
全国	7.9	22.7	33.7
北海道	6.9	24.2	37.4
青森県	7.5	24.9	38.2
岩手県	8.5	26.8	37.5
宮城県	7.7	22.1	33.8
秋田県	8.9	28.9	41.0
山形県	10.1	27.0	36.3
福島県	9.2	24.7	35.5
茨城県	8.8	23.1	33.9
栃木県	8.3	21.7	33.6
群馬県	8.4	22.0	35.2
埼玉県	5.3	20.0	33.8
千葉県	6.3	21.0	34.2
東京都	6.3	20.9	30.7
神奈川県	5.3	20.0	31.9
新潟県	9.6	26.1	36.6
富山県	9.5	26.0	36.0
石川県	9.1	23.5	34.5
福井県	10.1	24.8	34.0
山梨県	10.2	24.3	35.3
長野県	10.7	26.2	35.6
岐阜県	8.6	23.6	33.6
静岡県	7.9	23.3	34.6
愛知県	6.3	19.8	29.7
三重県	9.9	23.8	33.5
滋賀県	9.3	20.2	29.9
京都府	9.0	23.1	32.3
大阪府	6.0	22.0	33.3
兵庫県	7.9	22.8	34.3
奈良県	8.5	23.5	36.8
和歌山県	10.4	26.7	38.6
鳥取県	11.1	25.9	34.5
島根県	12.5	29.0	37.3
岡山県	10.7	24.9	33.4
広島県	8.9	23.7	34.5
山口県	10.2	27.5	37.4
徳島県	10.7	26.6	36.7
香川県	10.5	25.4	35.9
愛媛県	10.4	26.2	37.0
高知県	12.2	28.4	37.4
福岡県	8.3	22.0	32.6
佐賀県	10.7	24.3	34.2
長崎県	9.5	25.7	37.4
熊本県	10.7	25.5	35.6
大分県	10.6	26.4	35.6
宮崎県	9.5	25.6	36.9
鹿児島県	11.5	26.3	35.9
沖縄県	7.0	17.5	27.7



資料:昭和50年は総務省統計局「国勢調査」,平成21年は総務省「人口推計」,平成47年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」

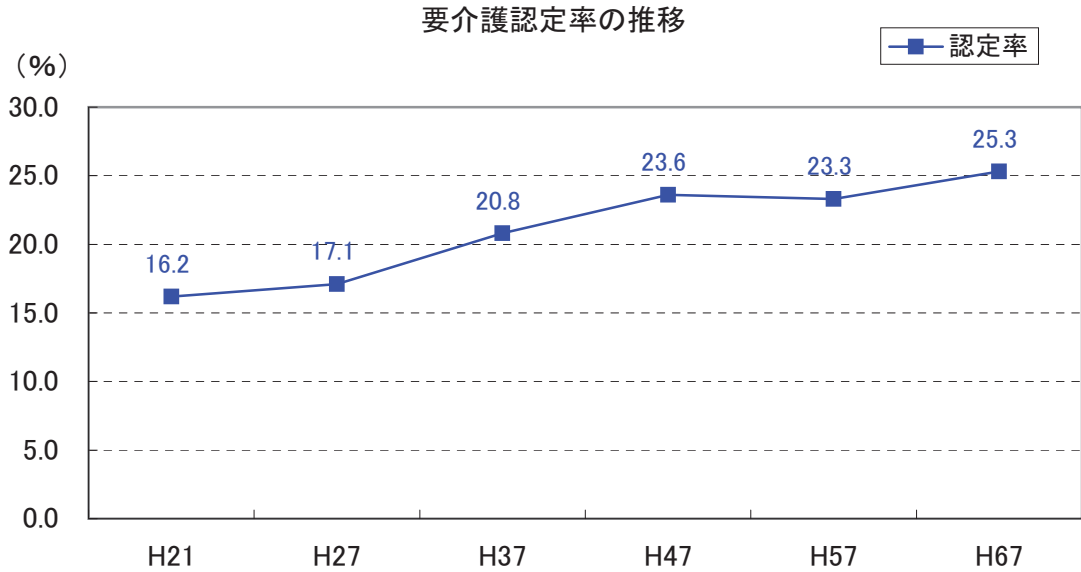
○ 都市部に居住する高齢者が大幅に増加する見通し

都道府県別の高齢者人口と増加率(平成17年,平成47年(推計))



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」

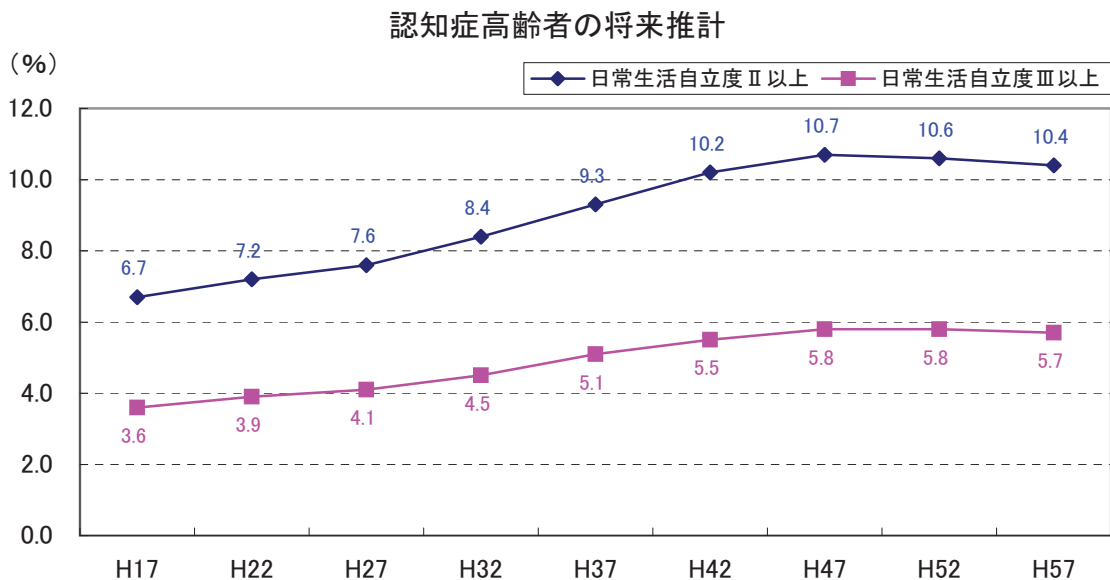
○ 要介護認定者数及び認知症を有する高齢者数が大幅に増加する見込み



※厚生労働省老健局資料による

(注)

- 1 年齢階級別要介護認定率を一定と仮定して試算したもの。
- 2 認定率は65歳以上人口比



※高齢者介護研究会報告書による

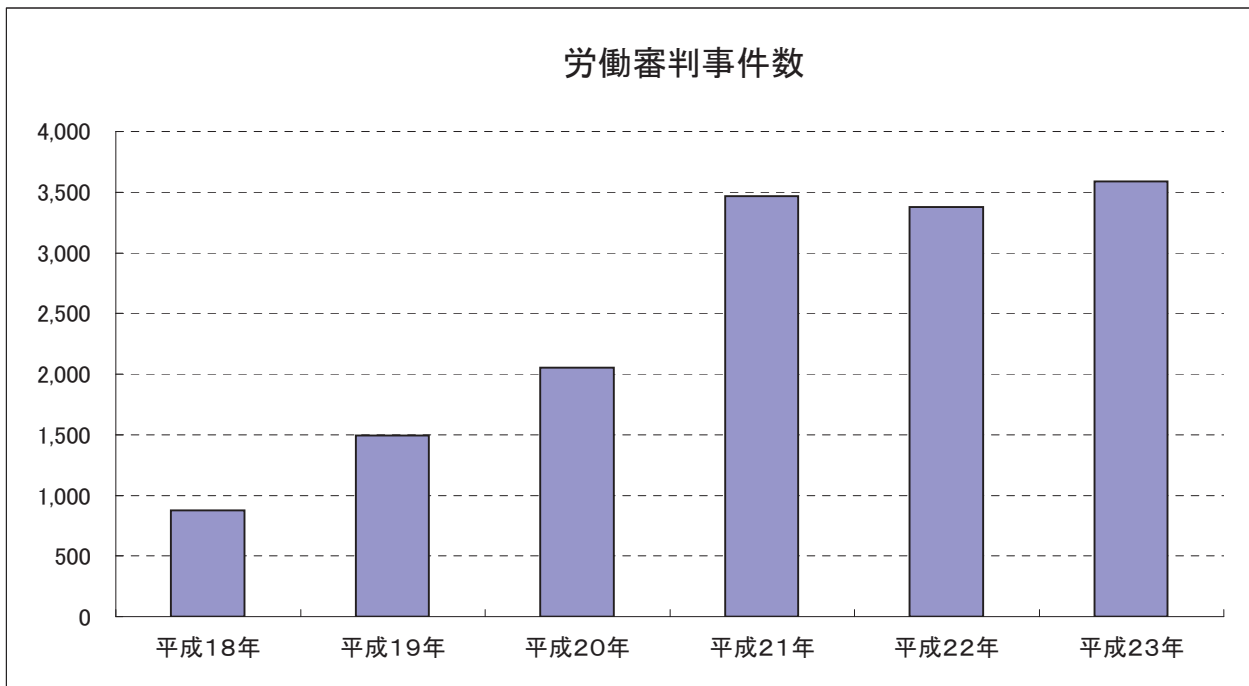
(注)

- 1 要介護認定に用いられる「認知症高齢者の日常生活自立度」においてランクⅡ以上と判断される高齢者数を推計したものであり、必ずしも医学的な認知症の確定診断を経たものではない。
- 2 65歳以上人口比

キ 労働審判事件

地方裁判所における労働審判事件の推移

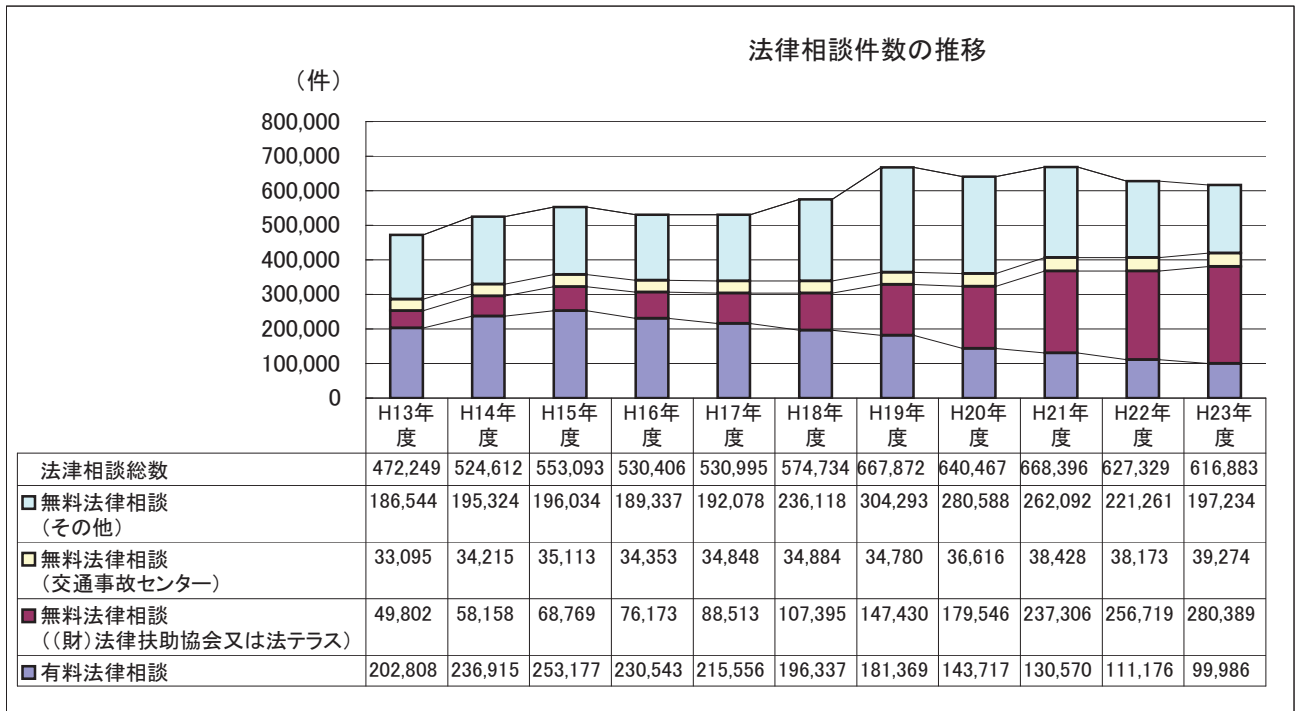
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
新受 事件数	877	1,494	2,052	3,468	3,375	3,586



※ 裁判所データブックによる。

(注) 平成18年は、労働審判法が施行された4月1日以降の数値である。

(2) 法律相談件数



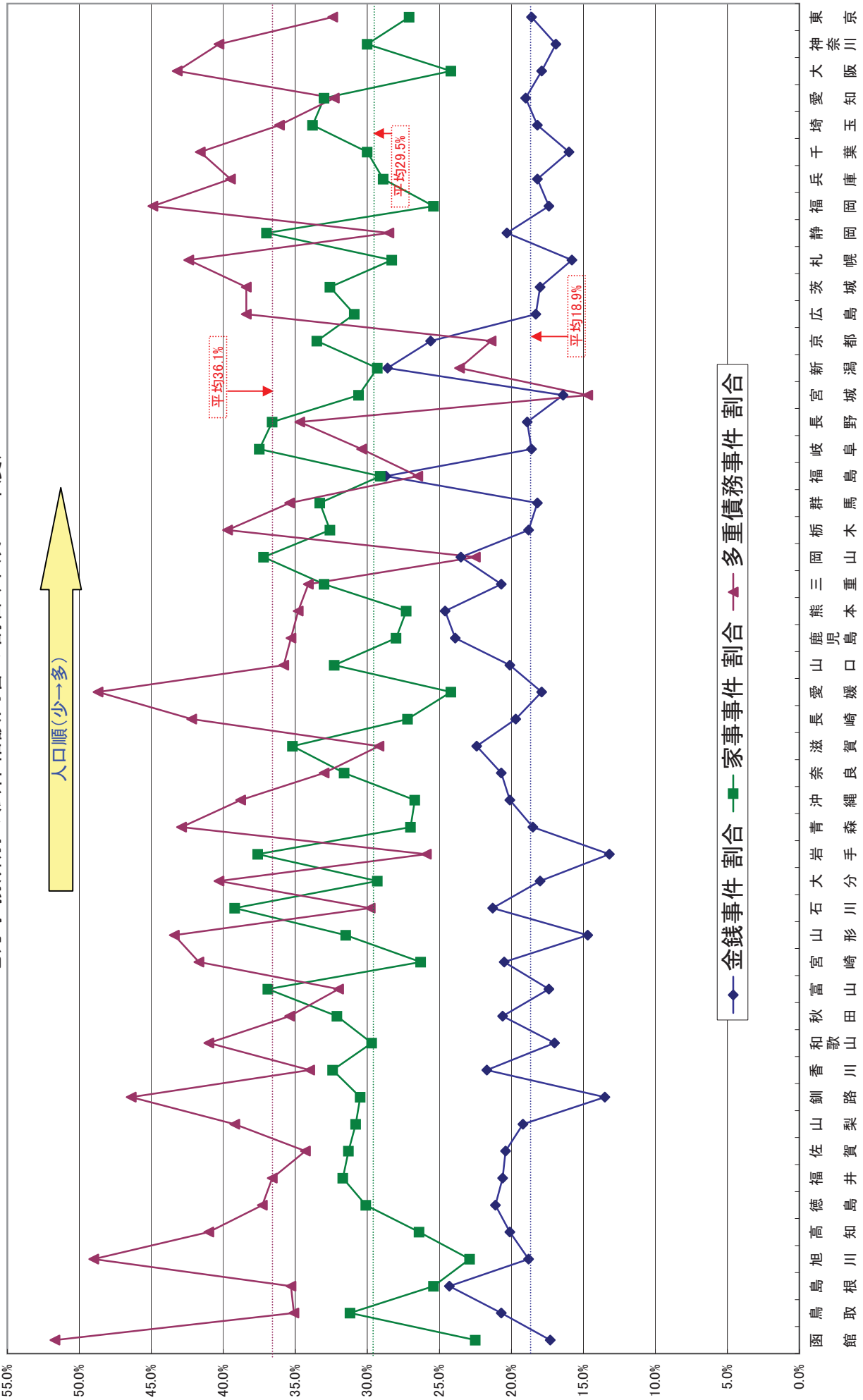
※ 弁護士白書、法テラス公表資料及び平成25年3月日弁連調べによる。

(注)

- 1 無料法律相談((財)法律扶助協会又は法テラス)は、(財)法律扶助協会(H13.4~H18.9)又は法テラス(H18.10~H23.3)が実施した件数。平成18年度は(財)法律扶助協会及び法テラスの実績件数を合算したものである。
- 2 法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。
- 3 無料法律相談のその他には弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。

イ 法テラス地方事務所における法律相談援助の内訳(人口順)

地方事務所別の法律相談内容の割合(平成23年度)



(注) 各地方事務所における法律相談援助の割合

ウ 労働分野における相談等件数

「なんでも労働相談ダイヤル」相談件数

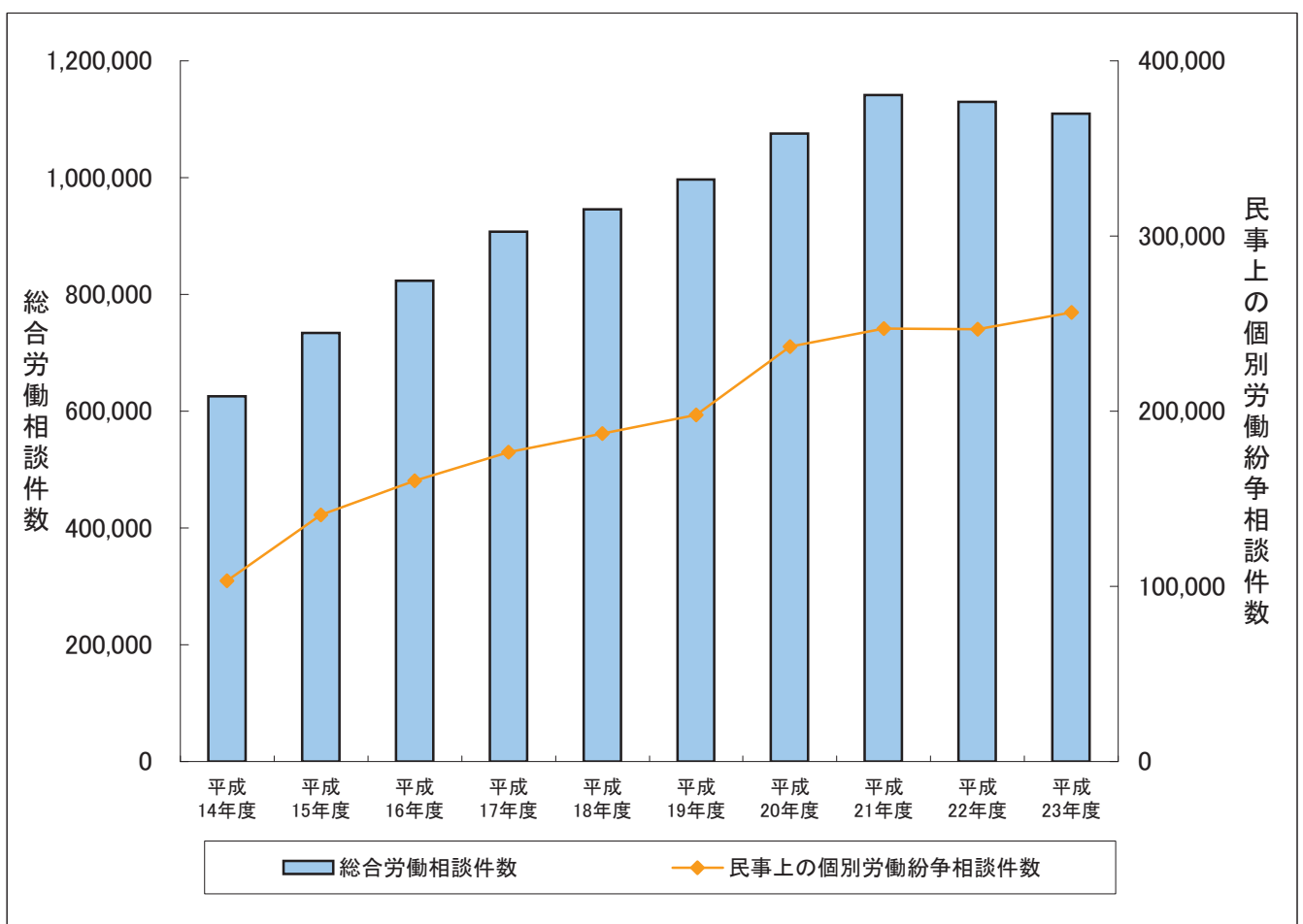
平成22年	平成23年	平成24年
17,257件	16,436件	16,492件

※ 連合ホームページによる。

(注) 連合に設けている全国共通のフリーダイヤル(何でも労働相談ダイヤル)に寄せられた相談件数

総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
総合労働相談 件数	625,572	734,257	823,864	907,869	946,012	997,237	1,075,021	1,141,006	1,130,234	1,109,454
民事上の個別 労働紛争相談 件数	103,194	140,822	160,166	176,429	187,387	197,904	236,993	247,302	246,907	256,343



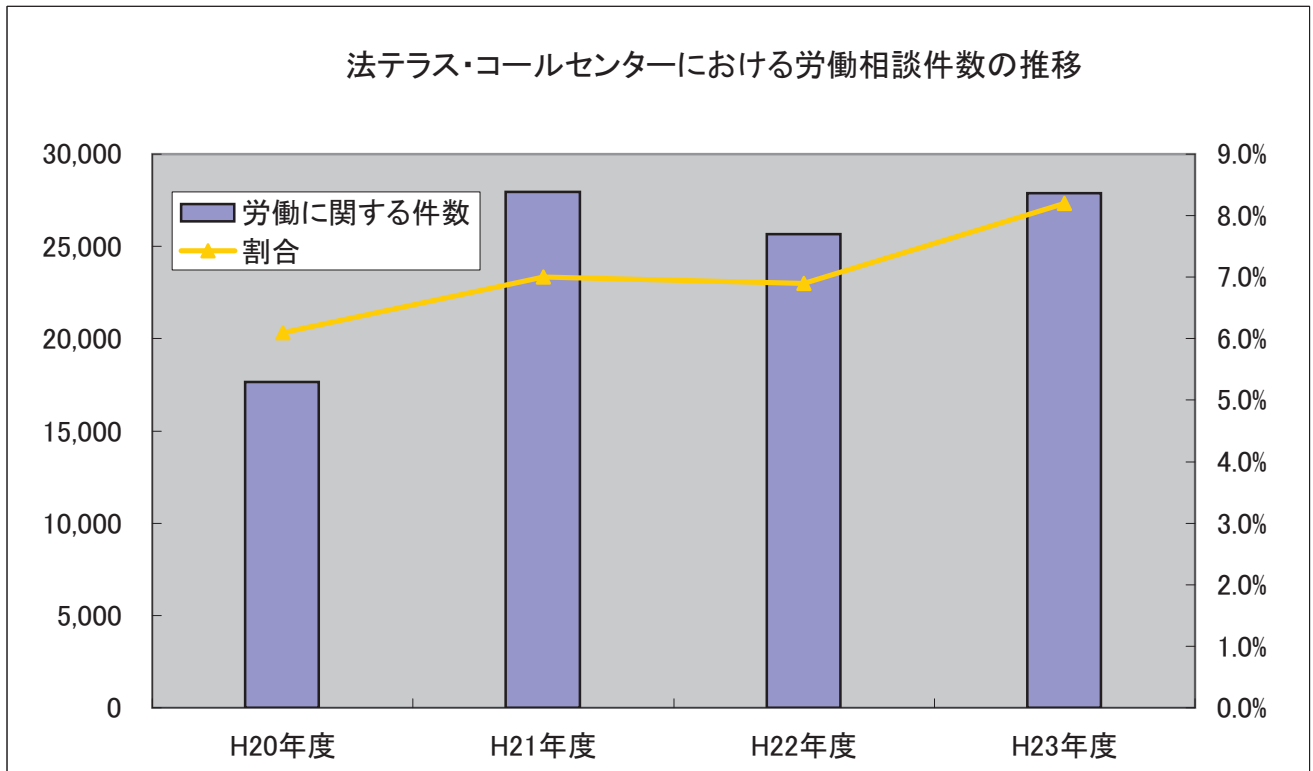
※厚生労働省資料による。

(注)

- 1 各都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物などに設置されている総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数
- 2 民事上の個別労働紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争

法テラスコールセンターにおける労働相談件数の推移

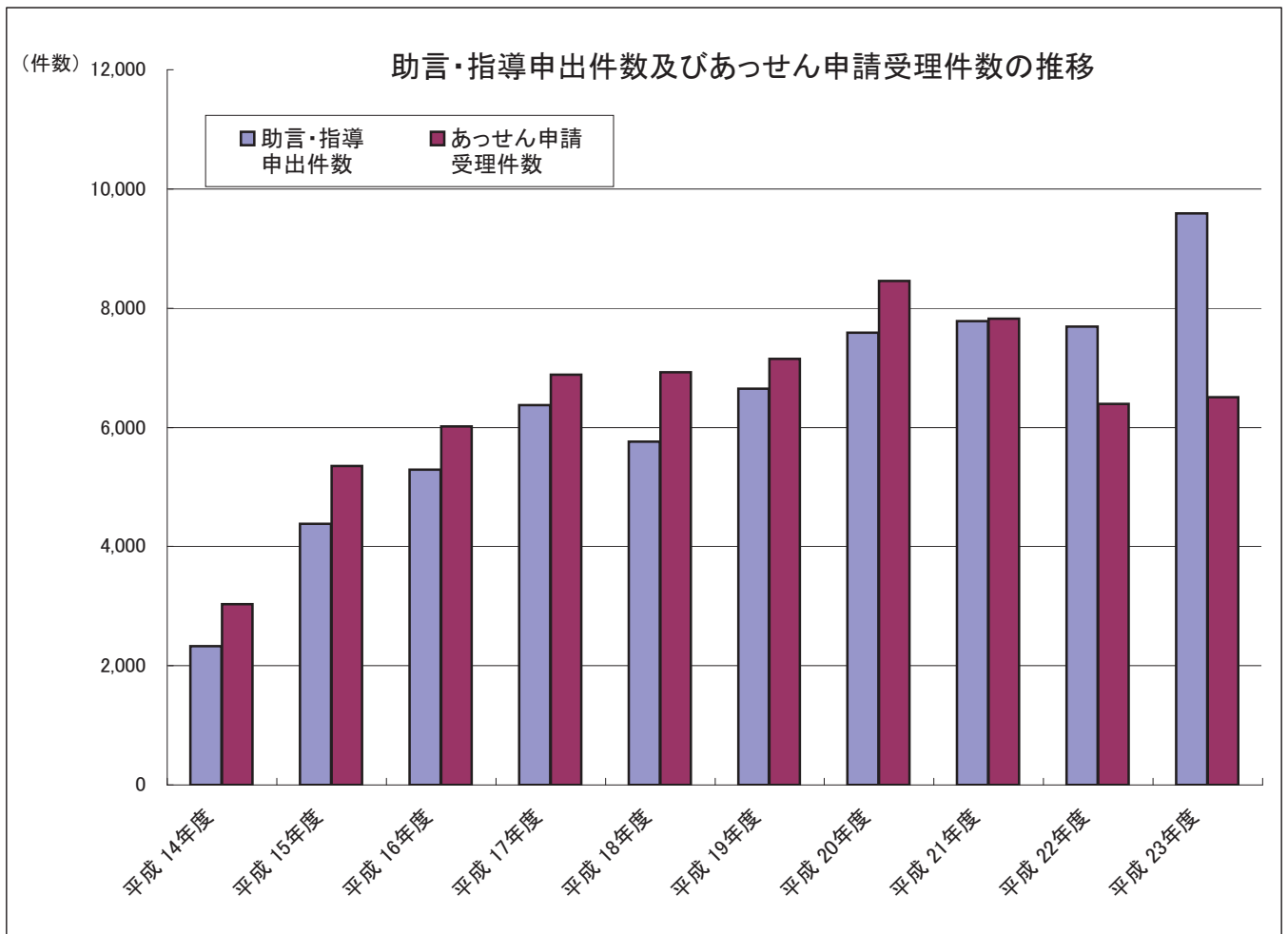
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
全体件数	287,897	401,841	370,124	339,334
労働に関する件数	17,665	27,964	25,656	27,894
割合	6.1%	7.0%	6.9%	8.2%



※ 法テラス公表資料による。

都道府県労働局長による助言・指導及び 紛争調整委員会によるあっせんの状況

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
助言・指導 申出件数	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761	6,652	7,592	7,778	7,692	9,590
あっせん申請 受理件数	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924	7,146	8,457	7,821	6,390	6,510

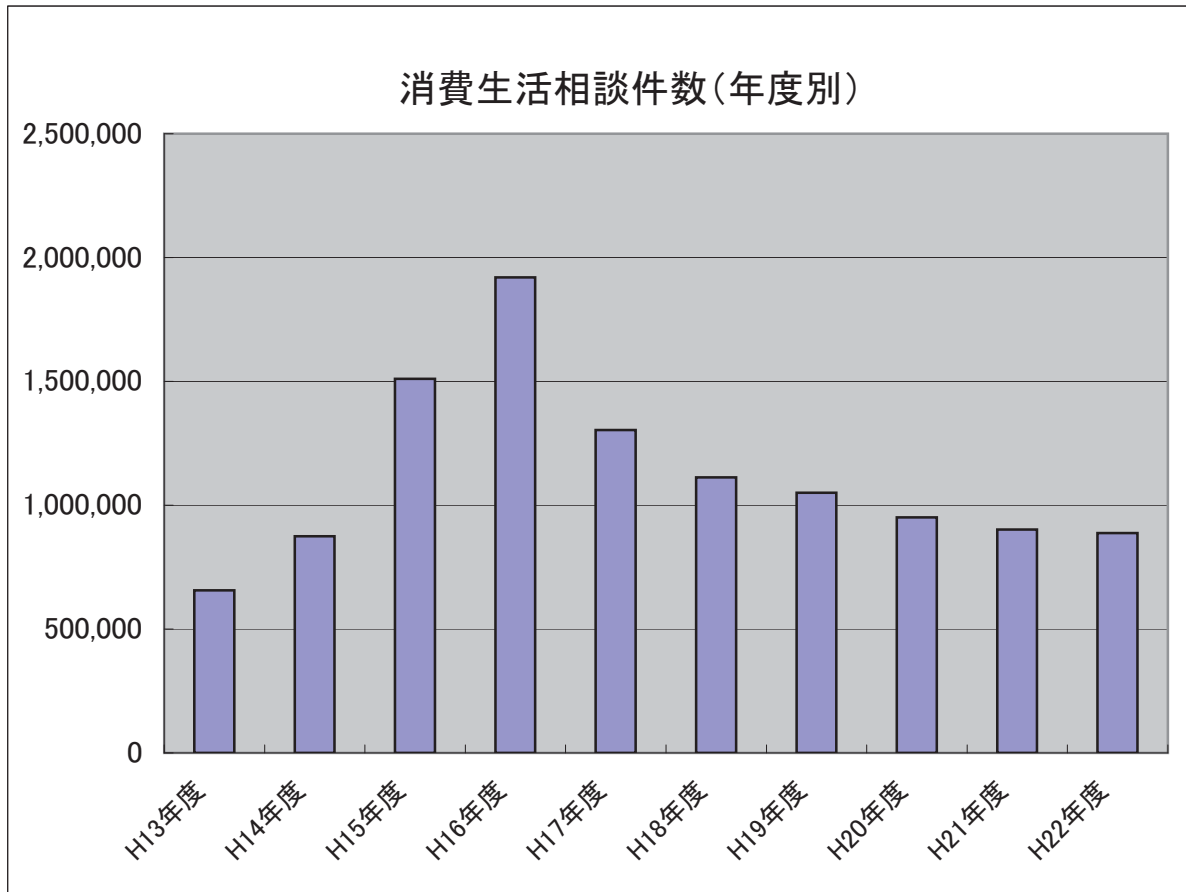


※厚生労働省資料による。

- (注) 1 都道府県労働局、最寄りの労働相談コーナーにおいて、紛争解決援助の対象とすべき事案として、都道府県労働局長による助言・指導申出の受付件数及び紛争調整委員会によるあっせん申請の受理件数
- 2 紛争調整委員会は、都道府県労働局ごとに設置され、弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会。同委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施。

エ 消費生活相談総件数(年度別)

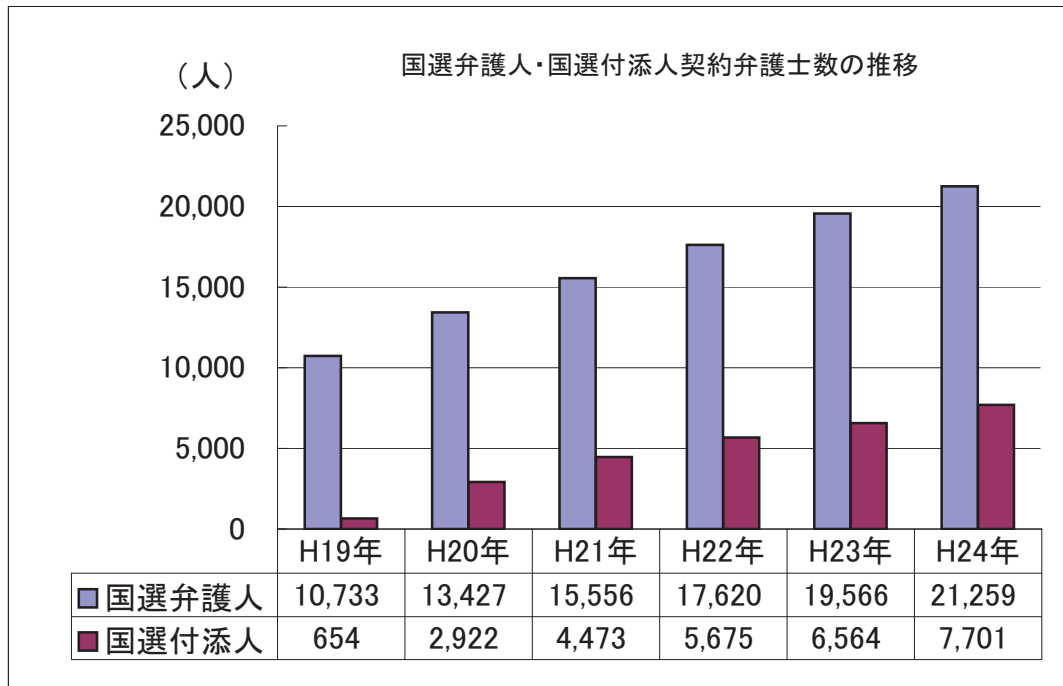
年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
総件数	655,899	874,260	1,509,889	1,919,674	1,303,588	1,112,879	1,050,807	950,478	901,832	887,972



※ 消費生活年報による。

(注) 全国の消費生活センターが受け付け、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET:パイオネット)に登録された消費生活相談情報の件数

(3) 国選弁護士・国選付添人契約弁護士数

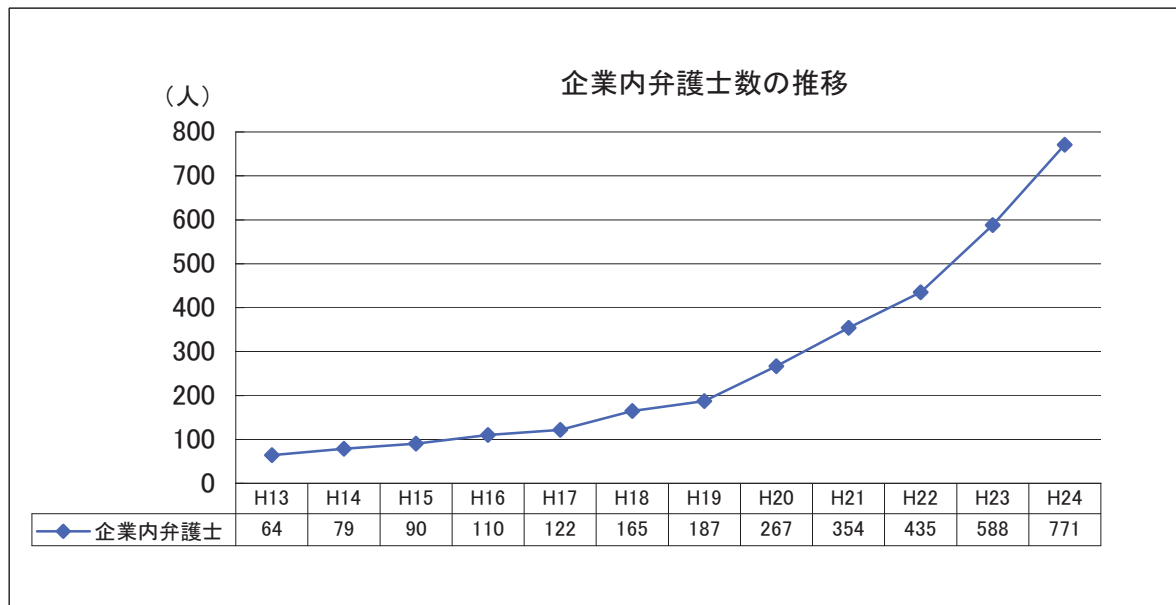


(注)

- 1 法テラス資料
- 2 各年4月1日現在。ただし、国選付添人の平成19年契約弁護士数は、11月7日現在。
- 3 「国選弁護士・国選付添人契約弁護士」とは、法テラスとの間で国選弁護士又は国選付添人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。

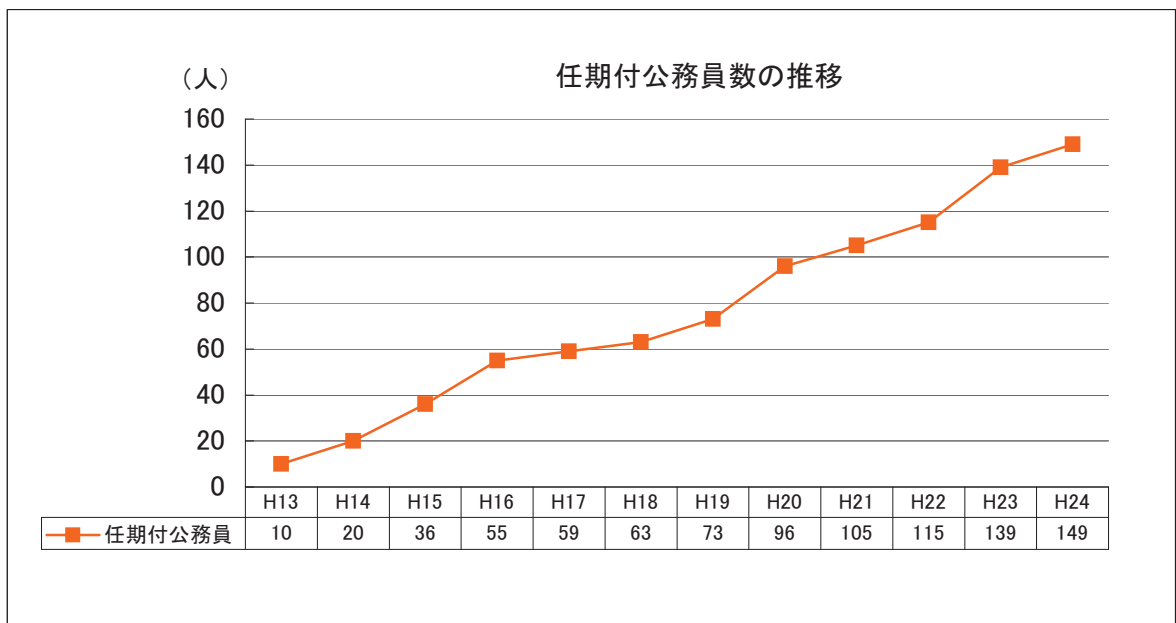
(4) 法曹の活動領域の拡大状況

ア 組織内弁護士数の推移



(注)

- 1 日本組織内弁護士協会の公表資料による。なお、企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士をいう。
- 2 数値は、以下の時点
平成13年…9月, 平成14年…5月, 平成15年・16年…3月, 平成17年…4月, 平成18年…12月,
平成19年～21年…6月, 平成22年…6月, 平成23年…6月, 平成24年…6月



(注)

- 1 人事院資料による。なお、任期付公務員とは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、任期付きで採用された一般職の国家公務員をいう。
- 2 任期付公務員の数値は、各年12月31日時点

イ 修習期別企業内弁護士数・経験年数別企業内弁護士割合

司法修習期別企業内弁護士数

(平成24年6月末日現在)

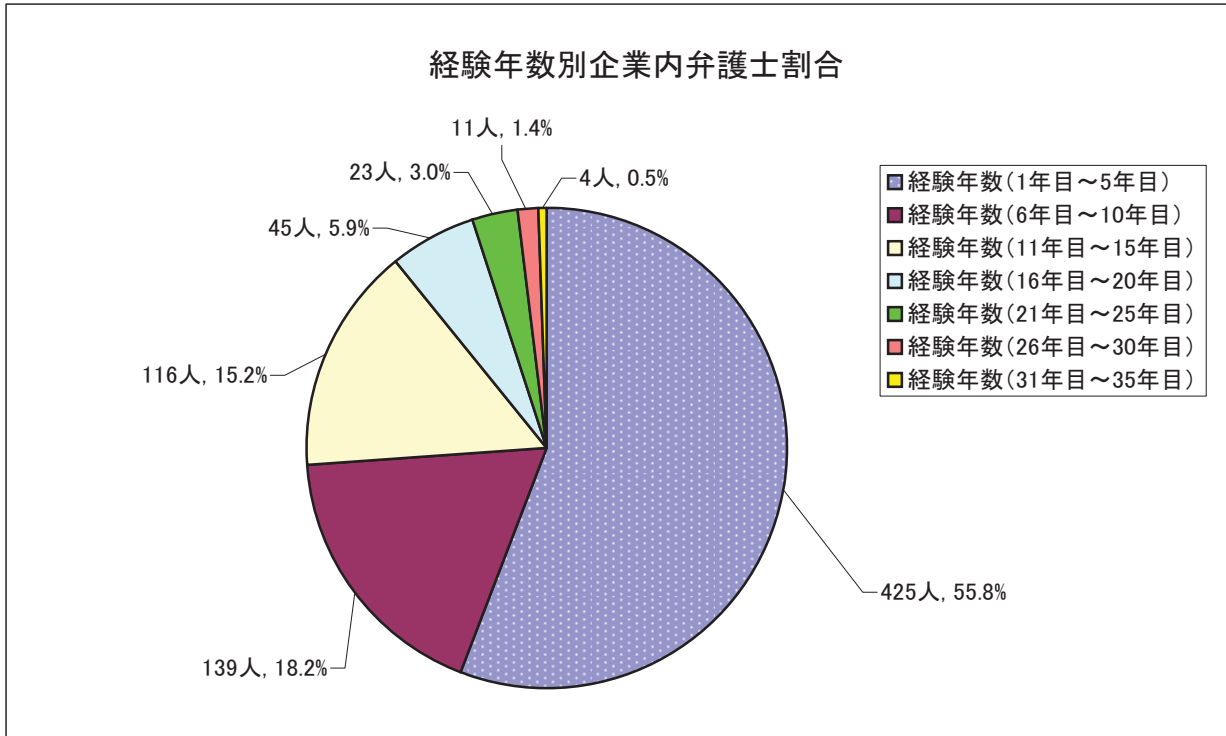
修習期	経験年数	人数(人)	修習期	経験年数	人数(人)	修習期	経験年数	人数(人)	修習期	経験年数	人数(人)
30期	35年目	2	40期	25年目	3	50期	15年目	16	60期	5年目	68
31期	34年目	1	41期	24年目	3	51期	14年目	22	61期	4年目	104
32期	33年目	0	42期	23年目	5	52期	13年目	22	62期	3年目	84
33期	32年目	0	43期	22年目	5	53期	12年目	25	63期	2年目	74
34期	31年目	1	44期	21年目	7	54期	11年目	31	64期	1年目	95
35期	30年目	1	45期	20年目	2	55期	10年目	26			
36期	29年目	1	46期	19年目	6	56期	9年目	33			
37期	28年目	1	47期	18年目	10	57期	8年目	29			
38期	27年目	2	48期	17年目	12	58期	7年目	24			
39期	26年目	6	49期	16年目	15	59期	6年目	27			
30期台合計		15	40期台合計		68	50期台合計		255	60期台合計		425

※ 日本組織内弁護士協会公表資料による。

(注)

- 1 上記のほか、11期、13期、17期、20期、28期、29期に各1人、未登録が2人。
- 2 30期は、1978年に司法修習を終了。
- 3 60期から、法科大学院を卒業した新司法試験合格者を含む。

(平成24年6月末日現在)



2013/1/18時点

弁護士未登録者数の推移比較

修習 終了者数	一括登録 日	一括登録時点		約1ヶ月後		約2ヶ月後		約3ヶ月後		約4ヶ月後		約6ヶ月後		約12ヶ月後		弁護士未登録者の内訳 (一括登録後2ヶ月時点)
		登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	登録者 数	未登録者 割合	
60期 現 1,397	2007.9.5	1,204	5.0%	1,224	3.6%	1,254	1.4%	1,257	1.2%	1,262	0.9%					■企業、官庁、大学等への就職等:4
	2007.12.20	839	3.3%	850	2.1%	856	1.7%	857	1.4%	859	1.2%					
61期 現 609	2008.9.3	532	5.4%	541	3.9%	553	2.0%	555	1.6%	558	1.1%					■企業、官庁、大学等への就職等:2
	2008.12.18	1,494	5.1%	1,517	3.8%	1,541	2.4%	1,551	1.8%	1,554	1.7%					
62期 現 354	2009.9.3	285	14.4%	304	9.0%	310	7.3%	314	6.2%	318	5.1%	322	4.0%	322	4.0%	■登録見込み:3 ■企業、官庁、大学等への就職等:6 ■就職活動中:11 ■不明・その他:6
	2009.12.17	1,693	6.7%	1,732	4.7%	1,761	3.3%	1,771	2.8%	1,785	2.1%	1,793	1.7%	1,801	1.3%	
63期 現 195	2010.8.26	143	22.6%	156	15.9%	161	13.3%	168	9.7%	176	5.8%	177	5.1%	179	4.1%	■登録見込み:14 ■企業、官庁、大学等への就職等:2 ■就職活動中:4 ■不明・その他:6
	2010.12.16	1,571	11.0%	1,645	7.2%	1,688	5.0%	1,712	3.7%	1,719	3.4%	1,735	2.6%	1,747	1.9%	
64期 現 161	2011.8.25	92	39.8%	108	29.8%	121	21.7%	129	16.8%	135	13.0%	138	11.2%	144	7.5%	■登録見込み:13 ■企業、官庁、大学等への就職等:8 ■就職活動中:5 ■不明・その他:9
	2011.12.15	1,423	20.1%	1,545	14.0%	1,679	7.2%	1,714	5.5%	1,734	4.5%	1,756	3.4%	1,779	2.2%	
65期 現新 2,080	2012.12.20	1,370	26.3%	1,618	14.3%											

注①:現60期の約4ヶ月後は2008年9月6日時点(約5ヶ月後)の数字である。

注②:現61期の約4ヶ月後は2009年2月1日時点(約5ヶ月後)の数字である。

注③:新61期の弁護士未登録者の内訳は2009年4月3日時点(約4ヶ月後)である。

注④:未登録者は、任官者・任検者を除いた数字である。

※参考:第62期、第63期、64期の弁護士未登録者の一括登録後12ヶ月時点での進路の内訳

現62 ■登録見込み:1 ■企業、官庁、大学等への就職等:3 ■就職活動中:6 ■不明・その他:4

新62 ■企業、官庁、大学等への就職等:12 ■就職活動中:5 ■不明・その他:8

現63 ■企業、官庁、大学等への就職等:2 ■就職活動中:2 ■不明・その他:4

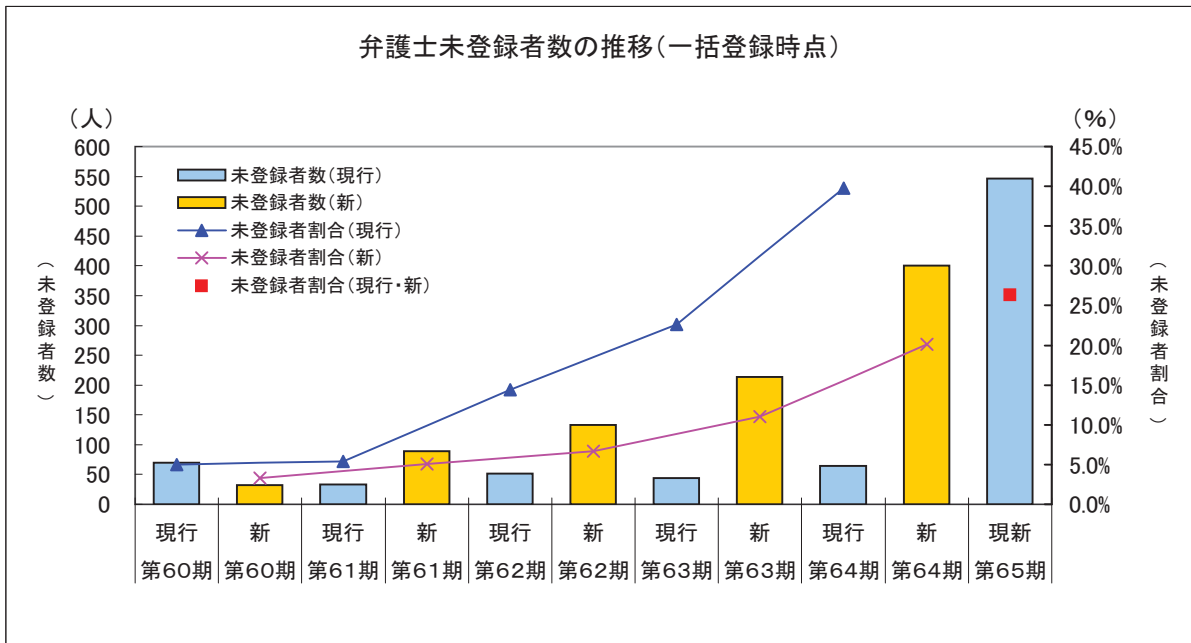
新63 ■企業、官庁、大学等への就職等:8 ■就職活動中:13 ■不明・その他:17

現64 ■企業、官庁、大学等への就職等:5 ■就職活動中:3 ■不明・その他:4

新64 ■登録見込み:1 ■企業、官庁、大学等への就職等:22 ■就職活動中:6 ■不明・その他:15

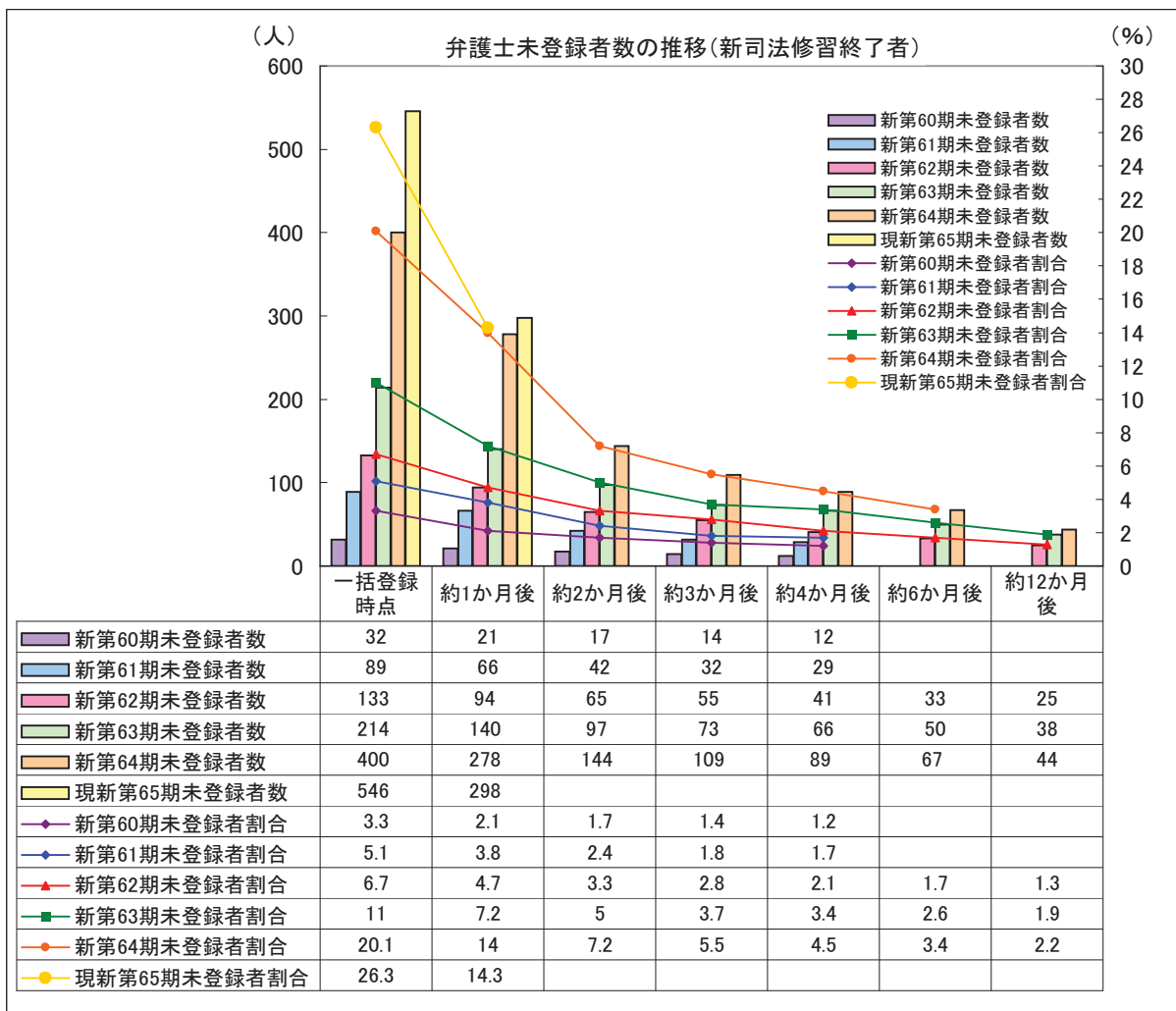
※日弁連資料

弁護士未登録者数の推移

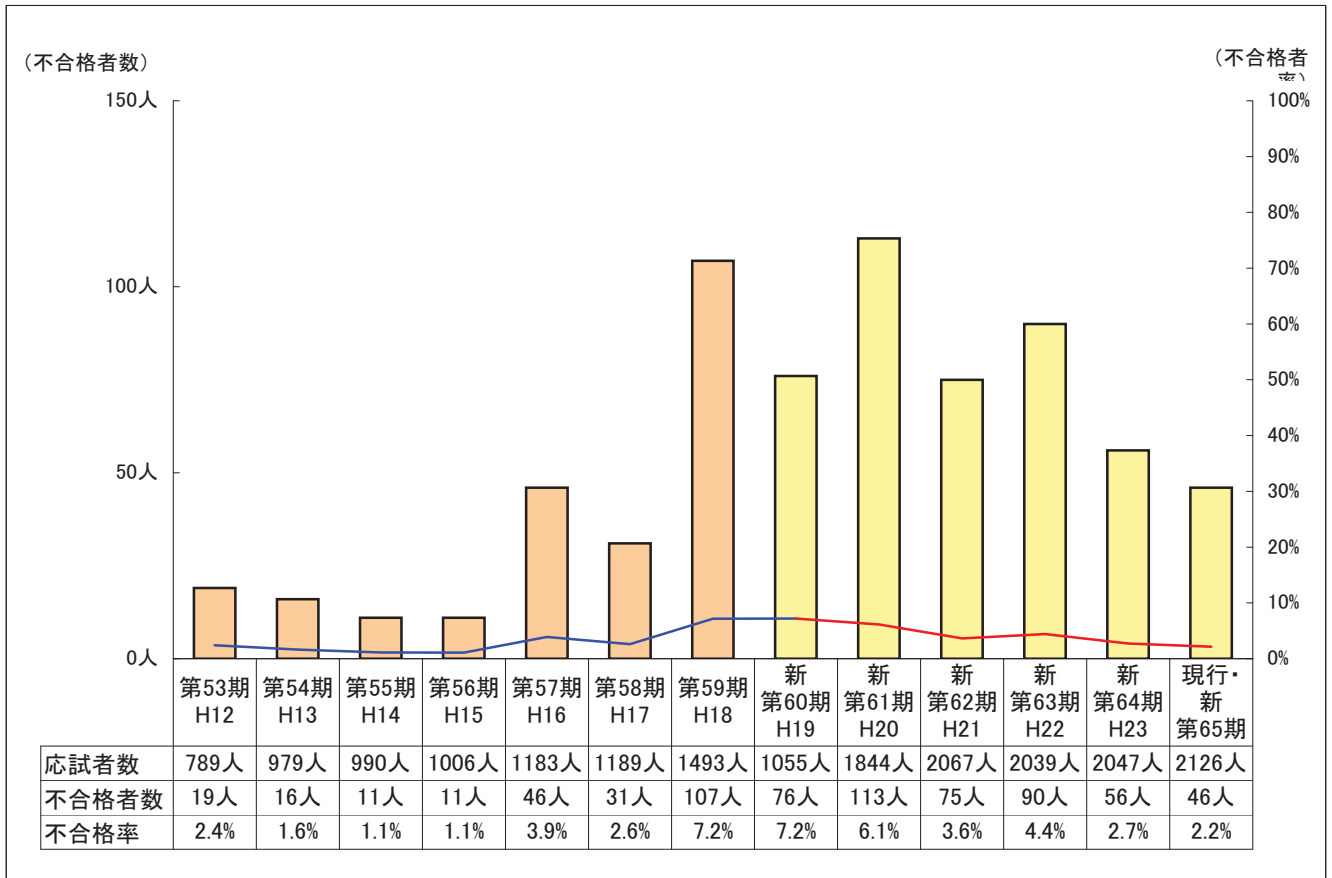


(注)

- 1 弁護士未登録者数は、裁判官及び検察官任官者を除いた数である。
- 2 未登録者割合は、修習終了者数に対する未登録者数の割合である。



6 司法修習生考試(二回試験)の合格状況



※最高裁公表資料による。

(注) 1 応試者数, 不合格者数には, 再受験者数が含まれる。

(注) 2 不合格者数には, 病気等により本試験を欠席し, 可否の判定を留保された者及び再受験者数が含まれる。

7 諸外国における法曹人口

(単位:人)

	アメリカ		イギリス(注1)	ドイツ	フランス	韓国	日本	
	連邦	州						
人口	311,591,917		55,240,500	81,751,602	65,350,181	50,871,606	127,799,000	
法曹人口 (対人口10万比)	1,211,087 (388.68)		132,611 (240.06)	181,336 (221.81)	62,194 (95.17)	18,689 (36.74)	38,529 (30.15)	36,824 (28.81)
裁判官 (対人口10万比)	32,501 (10.43)		3,726 (6.75)	20,411 (24.97)	5,931 (9.08)	2,730 (5.37)	3,686 (2.88)	2,880(注2) (2.25)
	1,823 (0.59)	30,678 (9.85)						
検察官 (対人口10万比)	31,918 (10.24)		2,888 (5.23)	5,246 (6.42)	1,990 (3.05)	1,904 (3.74)	2,709 (2.12)	1,810(注3) (1.42)
	5,465 (1.75)	26,453 (8.49)						
弁護士 (対人口10万比)	1,146,668 (368.00)		125,997 (228.09)	155,679 (190.43)	54,273 (83.05)	14,055 (27.63)	32,134 (25.14)	
弁護士数/裁判官数	35.28		33.82	7.63	9.15	5.15	8.72	11.16

※裁判所データブック及び法務省調べによる。

(注1) イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

(注2) 簡裁判事を除いた数

(注3) 副検事を除いた数

1 人口

日本 …… 平成23年10月1日現在 (総務省統計局調査)

アメリカ …… 2011年7月1日現在 (米統計局(U. S. Census Bureau)調査)

イギリス …… 2010年6月現在 (英国政府統計局(Office for National Statistics)調査)

ドイツ …… 2010年12月31日現在 (連邦統計局調査)

フランス …… 2012年1月1日現在 (フランス全土(フランス本土及びマイヨットを除く海外県を含む。))
(仏国立統計経済研究所(INSEE)調査)

韓国 …… 2012年8月現在

2 裁判官数

日本 …… 平成24年度予算による定員

アメリカ

連邦 …… 最高裁判所(Supreme Court), 控訴裁判所(Court of Appeals), 地方裁判所(District Court), 国際通商裁判所(Court of International Trade), 連邦請求裁判所(Court of Federal Claims), 軍法上訴裁判所(Courts of Appeals for the Armed Forces), 退役軍人裁判所(Court of Appeals for Veterans Claims), 破産裁判所(Bankruptcy Court)及び租税裁判所(Tax Court)の各裁判官数(連邦治安判事(U. S. Magistrate Judge)を含む。)の合計の定員(2012年3月現在, 全米50州及びワシントン D. C. のみ。United States Code Title28に規定)

州 …… 全米50州及びワシントン D. C. の通常第一審管轄裁判所, 上訴審を管轄する裁判所及び制限的第一審管轄裁判所の裁判官数(非常勤を含む。市長及び市議会議員との兼任裁判官は除く。)。なお, 通常第一審管轄裁判所の裁判官数は, 11,599人(非常勤を含む。)(State Court Caseload Statistics, 2009から)

イギリス …… 常勤裁判官1,457人(Justices of the Supreme Court, Heads of Divisions, Lords Justices of Appeal, High Court Judges, Circuit Judges, District Judges(County Court), District Judges(Magistrates' Court), Masters, Registrars, Costs Judges, District Judges(Principal Registry of the Family Division)(以上2011年4月1日現在。Judicial Database 2011から))及び非常勤裁判官2,269人(Deputy Circuit Judge(2012年3月現在。Judicial Officeに照会), Recorders, Deputy District Judges(County Courts), Deputy Masters, Deputy Registrars, Deputy Costs Judges, Deputy District Judges(Principal Registry of the Family Division), Deputy District Judges(Magistrates' Court)(以上2011年4月1日現在。Judicial Database 2011から))の合計数。このほか, 法曹資格を有しない非常勤の無給治安判事(Justices of the Peace)が

- 26,966人いる(2011年4月1日現在。Judicial and Court Statistics 2010から)。
 ドイツ …… 連邦及び州の各裁判権に属する全裁判官の数(2010年12月31日現在)。試用裁判官(Richter auf Probe)を含む(連邦統計局調査)。
 フランス …… 2009年12月31日現在の数(司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。
 韓国 …… 2012年6月30日現在の数

3 検察官数

- 日本 …… 平成24年度の定員
 アメリカ
 連邦 …… 連邦検察官(U. S. Attorney)93人及び連邦検察官補(Assistant U. S. Attorney)の総数(2012年4月現在。事務局等勤務を含む。司法省調査)
 州 …… 重罪事件を扱う検察庁における2007年現在の数(ただし、非常勤人員を勤務時間に応じて常勤人員に換算して算入。司法省発行のProsecutors in State Courts, 2007)
 イギリス …… 検察官の職にあるバリスタ及びソリシタ並びに法務長官(Attorney General)及び検事総長(Director of Public Prosecutions)の合計員数(2012年3月現在。Judicial Officeに照会)
 ドイツ …… 2010年12月31日現在の数(連邦統計局調査)。
 フランス …… 2009年12月31日現在の数(司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。
 韓国 …… 2012年6月30日現在の数

4 弁護士数

- 日本 …… 平成24年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調査)
 アメリカ …… 2010年12月31日現在、全米50の各州及びワシントン D. C. に居住しかつ現に活動している者の総数1,211,087人(American Bar Association 調査)から裁判官及び検察官の数を控除した数
 イギリス …… 独立開業している法廷弁護士(Barrister)12,420人(The General Council of the Bar 調査, 2010年12月現在)及び開業証書を保有する事務弁護士(Solicitor)117,862人(Trends in the Solicitor's Profession Annual Statistical Report 2010から, 2010年7月現在)の合計数から非常勤裁判官(Deputy District Judge (Magistrates' Court)を除く。), 検察官の職にあるソリシタ及び法務長官の数を控除した数。このほか被用弁護士(Employed Barrister)が2,967人いる(The General Council of the Bar 調査, 2010年12月現在)。
 ドイツ …… 2011年1月1日現在の数(連邦統計局調査)。
 フランス …… 従前の法律顧問(Conseil juridique)を含む弁護士(Avocat), 控訴院代訴士(Avoué près les cours d'appel)及びコンセイユデタ・破毀院弁護士(Avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation)の合計員数(2011年1月1日現在の数, 司法省調査)。
 韓国 …… 2012年6月30日現在の数

5 参考

- (1) 韓国では、2009年から法学専門大学院制度が開始し、総入学定員が2,000人と定められた。2012年には初めて弁護士試験が実施され、1,451人が合格した。
 (2) 諸外国の法曹人口の推移

		裁判官	検察官	弁護士
アメリカ	人数	31,004人 (2002年) → 32,496人 (2009年)	34,273人 (2001年) → 31,683人 (2007年)	972,722人 (2002年) → 1,124,077人 (2011年)
	増加数	1,492人	▲ 2,590人	151,355人
イギリス	人数	3,647人 (2002年) → 3,726人 (2011・2012年)	2,136人 (2002年) → 2,888人 (2012年)	96,030人 (2002年) → 123,199人 (2009年)
	増加数	79人	752人	27,169人
ドイツ	人数	20,901人 (2002年) → 20,411人 (2010年)	5,150人 (2002年) → 5,246人 (2010年)	116,282人 (2002年) → 155,679人 (2011年)
	増加数	▲ 490人	96人	39,397人
フランス	人数	5,093人 (2002年) → 5,931人 (2009年)	1,656人 (2002年) → 1,990人 (2009年)	33,540人 (2002年) → 54,273人 (2011年)
	増加数	838人	334人	20,733人

(注1) 裁判所データブックのデータを基に、各年ごとの各国の裁判官数・検察官数・弁護士数を算出し、その推移を明らかにしたもの。なお、統計の取り方等が必ずしも一貫していないため、増加数が同一対象を比較した数値でない可能性がある。

(注2) この表では、イギリスの非常勤裁判官(Magistrates' Court)の数が、裁判官数だけでなく弁護士数にも含まれている。

(参考) 諸外国における隣接法律専門職種について

日 本	弁理士	税理士	司法書士	行政書士	土地家屋 調査士	社会保険 労務士
アメリカ	あり 弁理士 (patent agent) 特許弁護士 (patent attorney)	あり 登録代理人 (enrolled agent)	なし			
イギリス	あり 特許代理人 (patent attorney) 商標代理人 (trade mark attorney)	なし				
ドイツ	あり 事務所弁理士 (patentanwalt) 企業弁理士 (patentassessor)	あり 税理士 (steuerberater)	なし			
フランス	あり 特許弁理士 (conseil en brevets) 商標弁理士 (conseil en marques)	なし				

(注) 各国ごとに、業務の内容や資格の名称等に基づき、日本の隣接法律専門職種に相当し得る資格の有無をまとめたものであるが、資格の権限・責任は、各国ごとに異なるものであり、日本の隣接法律専門職種の権限・責任と必ずしも一致する資格の有無を表すものではない。

弁理士

相当し得る資格	アメリカ		イギリス		ドイツ			フランス	
	弁理士 (patent agent)	特許弁理士 (patent attorney)	特許代理人 (patent attorney)	商標代理人 (trade mark attorney)	事務所弁理士 (patentanwalt)	企業弁理士 (patentassessor)	特許弁理士 (conseil en brevets)	商標弁理士 (conseil en marques)	
手続代理	特許	可能	可能 ※業務独占権は有さない	不可	可能	可能	可能	不可	
	意匠	不可	-	-	可能	可能	-	-	
	商標	不可	可能 ※業務独占権は有さない	可能 ※業務独占権は有さない	可能	可能	不可	可能	
日本の弁理士の主な業務内容	不可	州及び連邦裁判所での特許に係わる訴訟での専門家証人や立会人として出頭可能	特許裁判所での侵害訴訟, 高等法院の特許部における査定係の事件のみ可能	不可	審決取り消し訴訟は可能, 侵害訴訟は弁理士と共同で可能。	不可	不可	-	
ライセンス契約代理等	不可	-	可能	-	可能	-	可能	-	
外国出願業務(翻訳及び仲介)	可能	-	可能	-	可能	-	可能	-	

※ 日本弁理士会提供資料及び財団法人 行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

税理士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
相当し得る資格	登録代理人 (enrolled agent)	-	税理士 (steuerberater)	-
日本の税理士 の主な業務内容	可能	-	可能	-
	可能	-	可能	-
	不可	-	財政裁判所における訴訟代理及び租税法違反刑事事件についての法廷の代理は可能	-
他の資格による可否	可能	-	可能	-
無資格業者による可否	可能(ただし、規制が進められていない)	-	不可	-
備考	-	類似の資格として、勅許税務相談人あり。	-	主に公認会計士及び弁護士が担当 (限られた範囲で会計監査士及び公証人も担当)

※ 日本税理士会連合会提供資料及び財団法人 行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

司法書士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
日本の司法書士業務 主な内容	不動産の取引の安全と登記の真正担保	事務弁護士(ソリシター)	公証人(ノタール)	公証人(ノテール)
	会社法務と商業法人登記	事務弁護士(ソリシター)	公証人(ノタール)	弁護士(アボカ) 公証人(ノテール)
	訴訟代理等	法廷弁護士(バリスター) 事務弁護士(ソリシター)	弁護士(レヒツアンバルト)	弁護士(アボカ)
	成年後見及び財産管理業務	親族(身上監護) 弁護士(アトニー)(財産管理) 銀行(財産管理・信託)	弁護士(レヒツアンバルト) (専門職世話人として)	弁護士(アボカ) 公証人(ノテール)

※ 日本司法書士会連合会提供資料に基づく。

行政書士

行政書士 主な業務 内容	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成(他の法律で制限される場合を除く。)</p>				
<p>書類の官公署への提出手続の代理をすること</p>	<p>法律に関する業務は弁護士の資格がなければ行いことができないが、弁護士の監督の下、法律知識を持ち、実質的業務を行うパラリーガル又はリーガルアシスタントが法廷外の実質的業務を担っている。</p>	<p>※各種代行手続については、法律事務職員や勅許秘書が担当。 ※法律事務所、税務事務所、会計事務所、各種コンサルティング会社もサービス提供</p>	<p>弁護士が行う。</p>	<p>弁護士が行う。</p>
<p>契約その他に関する書類を代理人として作成すること</p>				
<p>書類の作成について相談に応じること</p>				

※ 財団法人行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

土地家屋調査士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
日本の土地家屋調査士と類似する資格とその主要業務	合衆国政府土地管理局、森林局、国立公園局が管理する土地の調査・測量(主に境界確定測量)は土地管理局の職員(いずれかの州の調査・測量に関する資格者(Professional Surveyor))による直営が主体。	王位勅認調査・測量士(Chartered Surveyor)は、日本の不動産鑑定士、土地家屋調査士、不動産取引主任者、測量士、環境管理士に相当する(不動産評価、表題登記、測量、建築、不動産開発、仲介斡旋、評価管理、都市開発コンサルタント等を行う。)	地籍局に所属する調査官又は公的に任命された調査・測量に関する資格者(Öffentlichbesteller Vermessungsingenieur)が基本測量及び土地台帳測量(土地分筆登記等)を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 専門調査測量鑑定士(Géomètres-expert)は、地形測量、地理情報、土地区画整理等を行うが、特に地籍調査は独占業務である。 土地調査・測量資料を作成し、公証人(証書作成)と連携して、固定資産税事務所(地籍部所)と登記所へ提出し、地籍部局で地籍の改定がされる。

※ 日本土地家屋調査士会連合会提供資料及び財団法人 行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

社会保険労務士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
日本の社 会保 険の 主 な 業 務 内 容	労働社会保険諸法 令に基づく申請書 等の作成	※事務弁護士(ソリシター), 法律専 務職員(リーガル・エグゼクティブ)が 行う。 ※民間企業が行う。	-	※弁護士, 専門会計士が業務の一 環として行う。
	申請書等の提出代 行		-	
	申請等の事務代理		-	
	労務管理及び労働社 会保険諸法令に基づ く相談, 指導		年金相談士 (Rentenberater) は, 可 能	

※ 財団法人 行政書士試験研究センター「諸外国の国家資格制度に関する調査」(平成20年3月)に基づく。

8 隣接法律専門職種の人口の推移

	平成13年	平成18年	平成24年		
			H13からの増加率	H13からの増加率	
司法書士	17,075	18,059	5.8%	20,670	21.1%
認定司法書士	-	9,242	-	13,898	-
弁理士	4,537	6,695	47.6%	9,145	101.6%
付記弁理士	-	1,479	-	2,735	-
社会保険労務士	25,325	30,343	19.8%	36,850	45.5%
特定社会保険労務士	-	-	-	9,236	-
土地家屋調査士	18,717	18,320	-2.1%	17,328	-7.4%
認定土地家屋調査士	-	1,090	-	4,382	-
税理士	65,144	69,243	6.3%	72,635	11.5%
不動産鑑定士	6,138	7,086	15.4%	7,767	26.5%
行政書士	35,024	38,875	11.0%	42,177	20.4%

(注)

- 1 司法書士登録者数, 土地家屋調査士会員数, 行政書士登録者数については各年4月1日現在の人員。
- 2 弁理士登録者数, 社会保険労務士登録者数, 税理士登録者数については各年3月31日現在の人員。
- 3 不動産鑑定士登録者数については, 各年1月1日現在の人員。
- 4 認定司法書士とは, 法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し, 法務大臣が必要な能力を有すると認定(考査により判断)した司法書士をいう(※平成14年から制度開始)。
- 5 付記弁理士とは, 所定の研修を修了して特定侵害訴訟代理業務試験に合格し, 登録にその旨の付記を受けた弁理士をいう(※平成15年から制度開始)。
- 6 特定社会保険労務士とは, 所定の研修を修了して紛争解決手続代理業務試験に合格し, 登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士をいう(※平成18年から制度開始)。
- 7 認定土地家屋調査士とは, 法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し考査を受けた者であって, 法務大臣が必要な能力を有すると認定(考査の成績により判断)した者であること等の要件を満たし, 登録にその旨の付記を受けた土地家屋調査士をいう(※平成16年から制度開始)。

(参考) 隣接法律専門職種 of 主な業務

主 業 務	主 な 訴 訟 等 代 理 権	主 な A D R 代 理 権 等
<p>登記又は供託に関する手続についての代理、法務局等に提出等をすすめる書類の作成、裁判所等に提出する書類の作成等</p>	<p>○140万円以下の紛争等についての訴訟、即決和解、民事調停、筆界特定の手続等の代理 ○自ら代理した事件についての上訴の提起の代理【認定司法書士】</p>	<p>○140万円以下の紛争についての仲裁事件の手続又は裁判外の和解についての代理【認定司法書士】</p>
<p>特許、実用新案、意匠、商標等に関する特許庁における手続等についての代理、これらの手続に係る事項に関する鑑定等</p>	<p>○特許等の侵害訴訟（弁護士が代理人になっているものに限る）における代理【付記弁理士】 ○特許等に関する訴訟における補佐人 ○特許等の審決取消訴訟における代理</p>	<p>○特許等に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る）についての代理</p>
<p>労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書の作成等、労働社会保険諸法令に基づき申請等についての代理等</p>	<p>なし</p>	<p>○都道府県労働局紛争調整委員会・都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん手続についての代理 ○都道府県労働局紛争調整委員会が行う男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法の調停手続についての代理 ○個別労働関係紛争について民間の裁判外紛争解決手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る）についての代理【特定社会保険労務士】</p>
<p>不動産の表示に関する登記に関し、これに必要な土地又は建物に関する調査又は測量、申請手続等</p>	<p>○筆界特定の手続についての代理 ※全ての土地家屋調査士が代理を業とすることができる</p>	<p>○土地の境界が明らかでないことを原因とする民事紛争についての民間の裁判外紛争解決手続（法務大臣が指定する団体が行うものに限る）についての代理【認定土地家屋調査士】</p>
<p>各種税金の申告・申請、税務書類の作成、税務相談等</p>	<p>○税務訴訟における補佐人</p>	<p>なし</p>
<p>不動産の鑑定評価</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類等の作成、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類等の提出手続及び許認可等に関し行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において官公署に対してする行為についての代理等</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

9(1) 累積合格率別に見た法科大学院の修了者数シミュレーション

累積合格率	仮定①	仮定②	仮定③	仮定④
	司法試験 年間1,500人合格	司法試験 年間2,000人合格	司法試験 年間2,500人合格	司法試験 年間3,000人合格
50%	3,000人	4,000人	5,000人	6,000人
60%	2,500人	3,333人	4,166人	5,000人
70%	2,142人	2,857人	3,571人	4,285人
80%	1,875人	2,500人	3,125人	3,750人
90%	1,666人	2,222人	2,777人	3,333人

(注)

- 1 累積合格率:ある年度の法科大学院修了生全体に対する3回受験後の全合格者数の割合。
- 2 修了者及び不合格者は、直後の司法試験を全員受験するものとする。
- 3 修了1年目, 2年目, 3年目の単年合格率は一定で推移するものとする。
- 4 予備試験合格を受験資格とする者は考慮していない。

9(2) 法科大学院別司法試験総合合格者数・総合合格率等（総合合格率順）

	司法試験結果 H17～23年度合計			入学定員		実入学者数		認証評価 不適合年度(1巡目)	H25年度 公的支援見直し 該当校	裁判官又は 検察官の 派遣の有無
	受験者実数	合格者	合格率	H24年度	H24年度 累計	H24年度	H24年度 累計			
1 一橋大法科大学院	617	494	80.1%	85	85	88	88	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
2 東京大法科大学院	1,743	1,319	75.7%	240	325	229	317			○
3 京大法科大学院	1,226	926	75.5%	160	485	170	487			○
4 慶應義塾大法科大学院	1,507	1,118	74.2%	230	715	230	717			○
5 神戸大法科大学院	578	407	70.4%	80	795	84	801			○
6 千葉大法科大学院	282	193	68.4%	40	835	44	845	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
7 中央大法科大学院	1,782	1,209	67.8%	270	1,105	247	1,092			○
8 北海道大法科大学院	550	334	60.7%	80	1,185	72	1,164	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
9 首都大東京法科大学院	375	226	60.3%	52	1,237	52	1,216			○
10 愛知大法科大学院	155	92	59.4%	30	1,267	8	1,224	H19 [Ⅰ]		○
11 大阪大法科大学院	568	336	59.2%	80	1,347	84	1,308			○
12 名古屋大法科大学院	456	266	58.3%	70	1,417	68	1,376			○
13 早稲田大法科大学院	1,443	804	55.7%	270	1,687	263	1,639			○
14 東北大法科大学院	565	306	54.2%	80	1,767	58	1,697			○
15 大阪市立大法科大学院	378	185	48.9%	60	1,827	55	1,752			○
16 明治大法科大学院	1,160	560	48.3%	170	1,997	131	1,883			○
17 九州大法科大学院	563	261	46.4%	80	2,077	71	1,954			○
18 同志社大法科大学院	800	360	45.0%	120	2,197	54	2,008	H20 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
19 上智大法科大学院	576	257	44.6%	90	2,287	80	2,088			○
20 学習院大法科大学院	293	128	43.7%	50	2,337	45	2,133			○
21 山梨学院大法科大学院	155	64	41.3%	35	2,372	12	2,145	H20 [Ⅰ]		○
22 福岡大法科大学院	102	42	41.2%	30	2,402	11	2,156			○
23 立命館大法科大学院	825	338	41.0%	130	2,532	87	2,243			○
24 広島大法科大学院	243	99	40.7%	48	2,580	29	2,272			○
25 南山大法科大学院	228	91	39.9%	40	2,620	32	2,304			○
26 岡山大法科大学院	204	81	39.7%	45	2,665	36	2,340			○
27 関西学院大法科大学院	623	245	39.3%	100	2,765	46	2,386			○
28 横浜国立大法科大学院	265	104	39.2%	40	2,805	42	2,428			○
29 金沢大法科大学院	162	63	38.9%	25	2,830	23	2,451			○
30 創価大法科大学院	252	95	37.7%	35	2,865	28	2,479			○
31 立教大法科大学院	347	130	37.5%	65	2,930	50	2,529			○
32 成蹊大法科大学院	264	96	36.4%	45	2,975	30	2,559	H20 [Ⅰ]		○
33 中京大法科大学院	114	40	35.1%	25	3,000	13	2,572			○
34 専修大法科大学院	328	113	34.5%	55	3,055	41	2,613			○
35 法政大法科大学院	522	176	33.7%	80	3,135	63	2,676			○
36 関西大法科大学院	632	212	33.5%	100	3,235	40	2,716	H20 [Ⅲ]		○
37 北海学園大法科大学院	79	26	32.9%	25	3,260	15	2,731			○
38 琉球大法科大学院	104	33	31.7%	22	3,282	15	2,746			○
39 広島修道大法科大学院	132	41	31.1%	30	3,312	15	2,761			○
40 近畿大法科大学院	142	43	30.3%	40	3,352	6	2,767			○
41 新潟大法科大学院	220	65	29.5%	35	3,387	5	2,772			○
42 甲南大法科大学院	294	86	29.3%	50	3,437	24	2,796	H20 [Ⅲ]		○
43 名城大法科大学院	156	45	28.8%	40	3,477	16	2,812	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
44 熊本大法科大学院	115	32	27.8%	22	3,499	11	2,823			○
45 静岡大法科大学院	99	26	26.3%	20	3,519	8	2,831	H21 (追評価: H22○) [Ⅱ]		○
46 関東学院大法科大学院	137	35	25.5%	25	3,544	4	2,835	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
47 西南学院大法科大学院	188	47	25.0%	35	3,579	17	2,852			○
48 筑波大法科大学院	130	32	24.6%	36	3,615	35	2,887			○
49 神奈川大法科大学院	164	40	24.4%	35	3,650	8	2,895	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
50 青山学院大法科大学院	222	54	24.3%	40	3,700	11	2,906			○
51 東洋大法科大学院	211	50	23.7%	50	3,740	8	2,914			○
52 日本大法科大学院	518	122	23.6%	80	3,820	34	2,948	H20 (追評価: H23×) [Ⅲ]		○
53 駒澤大法科大学院	176	41	23.3%	36	3,856	9	2,957			○
54 白鴎大法科大学院	101	23	22.8%	20	3,876	5	2,962	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
55 明治学院大法科大学院	288	63	21.9%	40		5				○
56 東北学院大法科大学院	109	22	20.2%	30		2		H20 [Ⅲ]		○
57 香川大法科大学院	114	23	20.2%	20	3,896	6	2,968	H19 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
58 大宮法科大学院大学	305	61	20.0%	50		11				○
59 久留米大法科大学院	126	25	19.8%	30	3,926	6	2,974			○
60 島根大法科大学院	91	18	19.8%	20	3,946	3	2,977		○	
61 神戸学院大法科大学院	98	19	19.4%	35		2		H20 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
62 桐蔭横浜大法科大学院	228	43	18.9%	50	3,996	20	2,997			○
63 獨協大法科大学院	209	38	18.2%	30	4,026	9	3,006			○
64 國學院大法科大学院	177	30	16.9%	40	4,066	11	3,017			○
65 駿河台大法科大学院	286	46	16.1%	48		5				○
66 大東文化大法科大学院	163	26	16.0%	40	4,106	24	3,041		○	○
67 東海大法科大学院	151	23	15.2%	30	4,136	11	3,052	H20 [Ⅰ]	○	○
68 信州大法科大学院	112	17	15.2%	18	4,154	18	3,070			○
69 龍谷大法科大学院	171	24	14.0%	25	4,179	26	3,096			○
70 京都産業大法科大学院	180	22	12.2%	32	4,211	12	3,108	H20 [Ⅰ]		○
71 鹿児島大法科大学院	104	12	11.5%	15	4,226	5	3,113	H20 [Ⅰ]		○
72 愛知学院大法科大学院	88	10	11.4%	25	4,251	6	3,119	H21 (追評価: H23○) [Ⅲ]	○	
73 大阪学院大法科大学院	137	13	9.5%	30	4,281	6	3,125	H20 [Ⅲ]		○
74 姫路獨協大法科大学院	74	3	4.1%	募集停止				H20 [Ⅰ]		
総計	27,282	13,149	48.2%	4,484	4,281	3,150	3,125			

※受験者実数とは、(新)司法試験を1回以上受けた者の数。

※「認証評価不適合年度(1巡目)」に記載の【Ⅰ】は(公財)日弁連法務研究財団、【Ⅱ】は(独)大学評価・学位授与機構、【Ⅲ】は(財)大学基準協会での認証評価を受けたことを表す。

法科大学院の設置状況

(平成24年度定員)

(注) ☆は昼夜開講法科大学院
★は夜間開講法科大学院

【北海道】 北海道80 ☆北海道学園25		【青森県】	
【山口県】	【島根県】 島根20	【鳥取県】	【福井県】
【広島県】 広島48 広島修道30	【岡山県】 岡山45	【兵庫県】 神戸80 関西学院100 甲南50 神戸学院35 姫路獨協-	【京都府】 京都160 同志社120 立命館130 龍谷25 京都産業32
			【石川県】 金沢25
			【富山県】
			【新潟県】 新潟35
			【福島県】
			【栃木県】 白鷗20
			【茨城県】
			【群馬県】
			【山梨県】 山梨学院35
			【千葉県】 千葉40
			【埼玉県】 ☆大宮法科50 獨協30
			【東京都】 一橋85 東京240 慶応230 中央270 首都大52 早稲田270 明治170 上智90 学習院50 創価35 立教65 ☆成蹊45 専修55 法政80 ★筑波36 青山学院50 東洋40 日本80 駒澤36 明治学院40 國學院40 駿河台48 ☆大東文化40 東海30
【愛媛県】 愛媛	【香川県】 香川		
連合20			
【高知県】	【徳島県】		
		【大阪府】 大阪80 大阪市立60 関西100 近畿40 ★大阪学院30	
		【奈良県】	
		【岐阜県】	
		【愛知県】 愛知30 名古屋70 南山40 中京25 ☆名城40 愛知学院25	
		【三重県】	
		【静岡県】 静岡20	
		【和歌山県】	
		【福岡県】 九州80 福岡30 西南学院35 久留米30	
【長崎県】	【佐賀県】		
【熊本県】 熊本22	【大分県】		
【鹿児島県】 鹿児島15	【宮崎県】		
		【沖縄】 琉球22	
		【神奈川県】 横浜国立40 関東学院25 神奈川35 ☆桐蔭横浜50	

総括表

平成24年度現在

	校数	定員	入学者数
国立	23校	1,361名	1,204名
公立	2校	112名	107名
私立	49校	3,011名	1,839名
計	74校	4,484名	3,150名

北海道	2校 105名
東北	2校 110名
関東	32校 2,467名
甲信越	3校 88名

東海	7校 250名
北陸	1校 25名
近畿	15校 1,042名
中国	4校 143名

四国	1校 20名
九州	6校 212名
沖縄	1校 22名

9 (3) 法科大学院の定員・設置数について

(第4回・第5回検討会議において意見があった更なる措置について論点を整理したもの)

○ 更なる措置をとる必要性和目的をどのように考えるか

- ・ 法曹養成の中核としての使命を担い、司法試験受験資格を原則としてその修了生に制限している法科大学院制度の目的の適切な実現を図る
- ・ 司法試験受験資格を原則として法科大学院修了生に制限するにふさわしい教育の質を確保する

○ 更なる措置を進める場合に考慮すべき基準としてどのようなものが考えられるか

- ・ 修了者の司法試験合格状況
 - 【趣旨】 各法科大学院の教育の成果を客観的に判断する
 - 【論点】 この点のみを基準とすると、法科大学院が過度に司法試験合格のための教育を重視するおそれがあるのではないか
- ・ 入学者選抜を含む教育状況
 - 【趣旨】 司法試験合格という結果のみでなく、教育内容・体制の適正さなど教育の質全体を判断する
 - 【論点】 教育状況自体の適否を判断しようとする、判断の客観性を確保できるか
- ・ その他の事情

地域的配置、夜間開講、社会人教育の充実等の観点から特別の配慮をすることなどが考えられるが、深刻な課題を抱える法科大学院について、どの程度配慮が可能か、公平性、納得性という観点から検討する必要があるのではないか

○ 更なる措置としてどのようなものが考えられるか（検討会議での意見）

- ・ 定員削減・統廃合を促進するため、公的支援見直しを更に徹底・強化（財政支援の更なる見直しや人的支援の見直しなど）するなどの措置を講じる
- ・ 新たに法令上の措置として、例えば、司法試験の受験資格ないし法科大学院の統廃合を含む組織見直しに関する措置などを講じる
※認証評価制度との関係についても検討を要する

○ 更なる措置を講じるうえで考慮すべき点としてどのようなものが考えられるか

- ・ 法科大学院の募集停止や入学者数の大幅減が既に進行しているなかで、法令上の措置を講じて統廃合を更に促進する方向をとることによる影響についても検討する必要があるのではないか

- ・法科大学院に対する措置は、法曹有資格者の活動領域、法曹人口及び司法試験・司法修習を含む法曹養成制度全体の検討の中で、検討する必要があるのではないか
 - ・法令上の措置を導入する場合であっても、まずは、公的支援の見直しを徹底する必要があるのではないか。また、法令上の措置の導入に当たっては、その手続に十分配慮する必要がある、在学生に不利益が及ばないようにする措置や改善に取り組む期間を設けるなどの措置もあわせて検討する必要があるのではないか
 - ・法令上の措置として、当該法科大学院の修了生に司法試験の受験資格を認めないとする場合には、その法科大学院の役割についても検討する必要があるのではないか
- ※ なお、法令上の措置は、法科大学院全体の教育の質を確保するという意義はあるものの、定員削減の効果は限定的になると考えられるため、別途、実入学者数に即した定員の見直しなどを検討する必要があるのではないか